

政雄、小作博、監 寺門幸一郎、高島清三郎、管統 長沼夏、市毛富次、宮崎利之助、龍崎藤太、清水精、信評 西野新平、願 中村信司、相 平松富藏。

栃木縣

足利小賣商業組合小間物化粧品部會

理 富岡光三郎、監 淺貝金八、岩井武、藤谷則雄、本島喜一郎。足尾商業組合小間物化粧品部會 長 田中甚五郎、專理 關谷甚太郎、理 神山延之助、影山信吉、植木源吉、佐瀬伊勢壽、提橋幸司、保坂直、監 竹內常松、新田万太郎、仁平豐松、部會長 田島起八、芳賀郡南部商業組合小間物化粧品部會 部會長 福田七郎、副 豐田誠一、關口信行。

群馬縣

群馬縣西部化粧品商業組合

長 清水佐太郎、常理 國峰菊太郎、理 須田健三、齋藤忠三郎、矢野宇助、田村住五郎、星田仁助、佐藤森太郎、小林茂十郎、吉岡積

埼玉縣

埼玉縣了△製品卸商業組合

長 清水友右衛門、副 小野好一、常理 長野康三、杉下規次、理 山崎善助、小高金三、春山與三郎

千葉縣

銚子市家庭用雜貨小賣商業組合

長 塚原清吉、專理 伊藤三省、鄉向太郎、理 那須文、高橋吉藏、宮内四郎、大木元治郎、青野忠八、塚口平三郎、野口茂三郎、酒井周治、田中定雄、原根之助。

海上郡洋品雜貨小賣商業組合

理 飯島久太郎、飯島良平、安藤富次郎、遠藤源藏、佐賀井大八、福田岩五郎、宮内儀兵衛、監 小崎佐一郎、土屋東司、書 飯島惠治。

神奈川縣

川崎雜貨小賣商業組合

長 森五郎、副 青木一夫、吉田福治、常理 多田順彦、外山等、石井啓作、渡邊文明、關口又五郎、岸三吉、荻原權藏、理 河原嘉一、白井民藏、片倉金三郎、書 德田榮次郎。

橫濱雜貨商業組合

長 市倉佐次郎、專理 齋藤初藏、栗原徹、畑與三吉、山崎定一、理 清家喜三郎、荻原誠一郎、小俣久

東京府

東京小間物小賣商業組合

長 平野恒三、副 武藤精安、米本錦一郎、常理 川端一雄、藤井健太郎、建部正三、猪本政司、鈴木孝一、理 小島一郎、尾澤四郎、坂卷寬一、北村晴太郎、渡邊竹次郎、濱田仁三郎、川上勝弘、常監 吉野龜之助、監 吉田實、志知宗三郎、願 松田幸治郎、森昭悟、三野村金次郎、相 外池五郎三郎、東京府植物卸商業組合 長 館野榮吉、常理 荻原利右衛門、藤井卯太郎、理 田原徳次郎、飯島錄三郎、藤田金之助、安部信治、鈴木龜吉、塚原時三郎、天草

三郎、渡邊常次郎、島田增次郎、監 穴水徳五郎、囑 武田徳夫。東京山之手藥粧商業組合 長 常理 荻村武郎、理 水野善重、喜多川辰三、守田豐藏、高木助一、鋤柄正平、河野長吉、監 都築喜藏、鹽崎吉太郎、下竹安右衛門、小堀治六、高野末四、書 小林實。

東京東葉藥粧商業組合 長 三森兼藏、常理 伊藤薫、理 高橋勘次、古田土八重吉、渡邊幸一、島岡初次、朝倉三郎、監 黒田喜一郎、加藤勝衛、佐々木意志司、書 龜田伍輔。

東京城西藥粧商業組合 長 松本金重、理 石井輝太、澤田五郎、青木嘉三治、岡田久治郎、石田健男、監 加藤慎一、龜井勝大川信一郎、書 常泉新。

東京北豐島藥粧商業組合 長 鈴木勇雄、理 渡邊清三郎、本多覺二、荻原嘉一、清水滋、古屋英盛、早塚縫之助、石川平治郎、小松國太郎、監 池田正尾、可兒重一、建持直衛、花房重雄、書 大倉孟。

東京都南藥粧商業組合 長 吉田達次、常理 鈴木小善、理 伊藤清太郎、吉田儀藏、木村

長右衛門。  
**東京刷子卸商業組合**  
 長 鳥飼光三、副 德永保之助、  
 理 杉崎達、富士治左衛門、大野  
 木傳、村上幾太郎、清水清治、寺  
 村源七、大内重雄、植木太作、監  
 富樫久八、黒川兼吉、山本七郎兵  
 衛、齋統 關口次郎、寺内正清、  
 北澤桂次郎、福島金次、名兒屋清  
 松、信 金井五郎兵衛、阿部鏡、  
 森本善七、中川勇、徳田唯泰。  
**四大都市小間物雜貨卸商業組合**  
 聯合會  
 長 天野源七、副 鳥井清吉、今  
 西彌三郎、森本善七、副 會 小  
 平平藏、常理 日南田慶富、和泉  
 田原之、理 門田信喜、笹江幸知  
 加藤憲史、評 鳥井清吉、大島清  
 二郎、大谷伊太郎、森本善七、山  
 田治助、桑山喜重郎、天野源七、  
 小山平藏、飛川源吉、鈴木新吉。  
**東京藥粧商業組合聯合會**  
 長 吉田達次、常理 伊藤董、理  
 鈴木勇雄、喜多川辰三、玉井覺、  
 監 野田萬治、石井輝太、相 荻  
 村武郎。  
**全國藥粧商業組合聯合會**  
 長 吉田達次、副 鈴木勇雄、稻  
 葉房藏、常理 鈴木小善、松本金  
 重、理 米山貞治、三森兼藏、伊

澤弘芳、松永十太郎、緒方作次郎  
 伊丹太藏、木野實太郎、市倉佐次  
 郎、主 國分歌郎。  
**東京燗寸卸商業組合**  
 長 小宮勇三郎、常 塚本猶藏  
 中村與市、丸山松治、小森敬三理  
 岩田勘藏、保坂重治、片田要松、  
 栗山善太郎、増田源治、藤浪良三  
 坂田正雄、監 伊藤敬止、河合吉  
 二郎、木下成吉、石川善三、保坂  
 重治、片田要松、中野新作、梅原  
 榮之助、栗山喜太郎、増田源治、  
 木下修三。

静岡縣

**静岡縣化粧品雜貨卸商業組合**  
 長 岡部服太郎、常理 小山善藏  
 理 西島小作、市川文平、木村松  
 三、監 安川儀平、森忠次郎、小  
 川富次郎。  
**静岡縣荒物雜貨卸商業組合**  
 長 杉山春吉、副 鈴木市郎、林  
 良太郎、常理 横山米作、遠藤乙  
 次郎、梅島格次郎、理 小川義明  
 高橋惣助、伊東清五郎、内田常吉  
 劍持順作、吉本清作、鈴木政右衛  
 門、淺原謹一、菱谷米平、柴田半  
 次郎、梅島秀次、山下計夫、木村  
 麻次郎、西宮平六、監 大塚三郎

在原德太郎、山本多次郎、立木左  
 馬之助、岸山德作、鈴木角次。  
**遠州化粧品小間物小賣商業組合**  
 長 市川文平、副 金原英之助、  
 常理 伊藤茂雄、伊藤仙一、安川  
 儀平、理 山下由松、肥田義兵衛  
 永谷善松、村松健三、戸塚忠次、  
 家田一男、竹村保、田中武雄、  
**静岡縣小賣商業組合**  
 長 小出岩太郎、常理 木野實太  
 郎、理 井上彦左衛門、伊藤久吉  
 大村文藏、小長谷順、森孝次郎、  
 監 原田丑藏、小柳津國太郎、木  
 川子太郎。

山梨縣

**甲府化粧品小賣商業組合**  
 長 丸茂平兵衛、副 柳澤德二郎  
 常理 古谷甚甫、三澤梅吉、深澤  
 源之甫、理 清水德兵衛、内藤正  
 一、矢崎金吾、坂本慶次郎、監 奥  
 野常藏、有賀幸吉、沼田袈裟雄、  
 渡邊英藏、小池利甫。  
**甲市荒物雜貨卸商業組合**  
 長 山本宗市、理 齋藤竹藏、中  
 込通康、武居三郎、中村英一、三  
 井松男、森一晃、監 石原泰藏、  
 丸茂彌太郎、大木常造。  
**峽南藥粧小賣商業組合** ※

長 依田富重、理 井上長右衛門  
 畑川慶藏、監 鹽津平八郎、久保  
 進、書 村松豐富。

**本荒物化粧品雜貨卸商業組合**  
 長 石原與吉、副 宮坂金董、常  
 理 坂卷久次、百瀬長十、理 會  
 原田好三郎、理 輪湖喜、太田定  
 尚、赤羽留吉、伊藤一二一、増澤  
 眞砂、高山和一郎、石曾根和一郎  
 監 田中淳能、上條佐平次。  
**南信燗寸卸商業組合**  
 長 野村節三、常理 和地信、坂  
 卷久次、理 太田定尚、中村清次  
 郎、池上善治、増澤眞砂、藤森政  
 太郎、監 赤羽留吉、唐澤秋利、  
 書 宇留賀五郎。  
**額田小間物化粧品小賣商業組合**  
 長 井上關太郎、理 鈴木小太郎  
 澤柳彌太郎、鈴木茂、中島寛、鹽澤  
 幸平、監 細井榮三郎、林重義、  
 岩口久平、高木律、福澤友次郎、  
**松本洋品雜貨小賣商業組合**  
 長 岩根悟、專理 猿田積一、理  
 會 藤本勝次、理 宮澤久衛、  
 三輪義治、岡村龜一郎、林茂三、  
 山内健一、三輪貞雄、井上新吾、  
 監 淺輪仁三郎、林榮一。  
**長野小間物化粧品小賣商業組合**

北川久一郎、寺尾安兵衛、森島文  
 次郎、安田滿壽郎。  
**瀬戸小間物化粧品小賣商業組  
 合** ※  
 長 塚本專一、副 加藤幸一郎。  
 常 水野恭市、理 加藤義郎、加  
 藤新作、出口憲一、小境謙太郎、  
 淺野邦吉、監 加藤仙治、松永信  
 太郎、會 加藤新平、書 日比野  
 紀雄。  
**岡崎化粧品小賣商業組合**  
 長 多羅尾八郎、常 加藤茂光、  
 木俣周吉、理 三浦明治、成瀬嘉  
 一郎、坂田要、井澤正二郎、倉橋  
 鏡、監 杉浦銀重、三浦佐逸、神  
 谷政治。

長 山田金藏、專理 宮尾三郎、  
 理 會 春日文五郎、理 栗田万  
 五郎、上原制二、伊東彌吉、山田  
 仲治、矢澤哲雄、監 宮澤義雄、  
 渡邊綱雄、鈴木務。  
**長野縣小間物卸商業組合**  
 長 笠井万吉、副 百瀬長十、專  
 理 小出直治、理 宮坂金董、山  
 田金藏、井上關太郎、小口正一、  
 山崎潤一郎、監 花岡爲雄、石塚  
 二助、伊藤理助、書 笠井進。  
**池田織物洋品工場製品小賣商業  
 組合**  
 長 平林英正、理 市川一郎、市  
 川義雄、八木理一郎、高山安雄、  
 遠藤義治、監 勝山多磨、寺嶋正  
 之、小山勝藏、小林政一、遠藤茂  
 夫、牛越徳司。

**愛知縣化粧品卸商業組合**  
 長 加藤寛次郎、副 山口祐造、  
 村瀬俊三、片野金次、常理 横井  
 光義、木村安太郎、原顯則、理  
 伊藤伊三郎、岩田幸十郎、岩田逸  
 作、加藤孝三、梶浦倉一、村瀬鐵  
 雄、宮田清竹、書 加藤博。  
**名古屋縫紉機卸商業組合**  
 長 宇佐美政次郎、理 青山義郎  
 小林保治郎、松岡東造、安藤津雲  
 監 野村鶴次郎、鳥田正一、書  
 山田久男。  
**愛知化粧品小賣商業組合**  
 長 角田利壹、常理 佐久間光雄

長 古澤義雄、荒川英一、眞野廣  
 次、吉田儀右衛門、溝口誠三郎、  
 栗山芳定、野田實、柴田順一、谷  
 川百松、今枝平三郎、監 川井今  
 朝、渡邊喜三郎、安藤富士三郎  
**愛知縣荒物雜貨卸商業組合**  
 長 山崎重兵衛、副 大木俊造、  
 白木松兵衛、理 服部治助、井田  
 利三郎、谷伊一、長尾銀治、荒川  
 鉦二、伊東弘次、平田國太郎、松  
 井稻治郎、鈴木丈八、堀川美之助  
 成田彦史、服部宗平、監 永岡彌  
 兵衛、正村誠一、書 伊藤鍾夫。  
**愛知縣小間物雜貨卸商業組合**  
 長 森本善七、常理 山田治助、  
 桑山喜重郎、理 野原文吾、長崎  
 藤太郎、佐竹幹三郎、竹市大吉、  
 監 淺野忠藏、渡邊儀一、大橋大  
 吉、書 加藤憲史。  
**名古屋雜貨卸商業組合** ※  
 長 横井龜吉、副 後藤庄太郎、  
 小栗作造、常 藤田彌雄吉、今井  
 喜一、理 富野謙三、加藤京次郎  
 沖勘六、三田八之助、佐佐角一、  
 半谷久四郎、天野登志晃、鈴木脇  
 藏、寺島録三郎、伊藤銀四郎、  
 谷口鑽二、石原徳三郎、顧 今堀  
 辰三郎。  
**名古屋雜貨卸商業組合** ※  
 長 馬淵源六、常 淺井春次、理

**高田化粧品石鹼小賣商業組合**  
 長 青山徳信、理 川浦留吉、野  
 口峯吉、野口好太郎、岩島榮太郎  
 山田周一郎、監 清水健治、勝島  
 喜次郎、丸山喜太郎、統 山田練  
 四郎、増村岩作、森平治、川浦留  
 吉、野口峯吉。  
**上越工場製品小賣商業組合**  
 長 宮澤直太郎、專理 丸山慶作  
 長 谷川賢治、理 瀧坂元彦、清水  
 健治、清水松治、平澤正太郎、丸

岐阜縣

**岐阜縣化粧品卸商業組合**  
 長 和田惇、理 西松金次郎、宇  
 野勘助、村木東一、村上亮三、山  
 田美三郎、名和善平、監 山下齊  
 下廣助太郎、書 栗原晃。  
**豐橋化粧品小間物雜貨小賣商業  
 組合**  
 長 山本岩次郎、副 森下長次郎  
 中山幸四郎、理 石原壽吉、内藤

長 依田富重、理 井上長右衛門  
 畑川慶藏、監 鹽津平八郎、久保  
 進、書 村松豐富。

長 依田富重、理 井上長右衛門  
 畑川慶藏、監 鹽津平八郎、久保  
 進、書 村松豐富。

長 依田富重、理 井上長右衛門  
 畑川慶藏、監 鹽津平八郎、久保  
 進、書 村松豐富。

組合團體

山信助、高島利太郎、浦澤初二、塚田政治郎、小林小平太、星野善次、馬場重規、佐藤三郎、高尾新治、倉又富治、齋藤外吉、渡邊善平、小島豊、草村新吉、監 山田周一郎、浦澤彌佐郎、中島善五郎、小日向健治郎、書 齋藤政治郎。

富山縣

高岡化粧品小間物卸商業組合 長 野村岩太郎、常理 宮崎甚平、理 松井正吉、岡田善藏、米澤利作、監 北野庄太郎、毛利龍藏。

福井縣

福井化粧品商業組合 長 三田崎政治、常理 板倉末吉、岡田治平、理 角磯吉、野坂甚吉、朝倉喜平、毛利久太郎、監 岡田拾榮、武田吉太郎、田中澤次郎。

石川縣

石川縣織物製品小賣商業組合 長 津田猪平、理 平野與吉、村覺太郎、北川浩造、寺島勇造、長村五六、三須榮太郎、德山次作、監 春木藤兵衛、笠間千代吉、書 太郎、奥野文一郎、安井喜代藏、米山七サ。

滋賀縣

滋賀縣化粧品石鹼卸商業組合 長 中西傳兵衛、理 西川安太郎、橋金治、川島儀左衛門、出口又二郎。

京都府

關西再生纖維材料卸商業組合 長 稻葉一太郎、副 出口大吉、常理 門西清一、理 松村彌一郎、島田忠和、吹田熊次郎、光本貞次郎、出山法弘、武田利右衛門、平岡義志信、阪田保一、大西廣平、監 山本伊太郎、西峰久雄、安川義永、書 佐田清次、相 原彌三郎。

組合團體

二五四

大阪府

大阪セロロイ下生地卸商業組合 長 小野由藏、副 吉川芳次郎、理 木村由太郎、山田藤一、小山義次、監 高間莊六、延増正敏、書 丸山喜三造。

奈良縣

奈良縣雜貨物小賣商業組合 長 福田裕藏、專理 川畑三郎、幸木富藏、理 西田與太郎、河井清市郎、監 藤井孝治、壽司正次、相 福田米藏、市田藤平、書 山中一治郎。

和歌山縣

和歌山縣化粧品小賣商業組合 長 山本常助、理 松谷雅雄、清水寅之助、山本勝三、宮田平吉、柳富楠、旭喜代楠、監 箕島平吉、田端作郎、書 木村正士。

二五五

組合團體

一、理 高井專治、小村庄太良、原政二、長谷川越四郎、監 岡田德七、田中巖。
津化粧品商業組合
長 松岡謙造、理 青木榮二、增富嘉兵衛、小澤愛之助、石丸清治郎、西井政三、水谷隆、監 松葉麻吉、島居仙太郎、伊藤福藏。
神都化粧品商業組合
長 和田善兵衛、常理 淺沼政太郎、富村重太郎、理 山中守二郎、世太三太郎、伊藤竹次郎、高村讓三、監 上村政吉、山村一男、本間超三。

兵庫縣

神戸護工工業藥品商業組合
長 村非常三、副 小倉嘉一、岸本一郎、理 河西善兵衛、佃傳吉古田金作、宮崎知男、監 岸本清次、田中彰一、永井一二三。
兵庫縣石鹼化粧品小賣物卸商業組合
長 竹本梅吉、副 播磨幸七、額田哲治、專理 美馬貞藏、理 田邊傳、伊藤久一郎、小村幸一、松田俊治、監 森住俊男、橫田徹郎、尼子榮次、書 大門貞太郎。

廣島縣

廣島小賣物化粧品小賣商業組合
長 熊谷忠一、常理 中村崇太、渡邊市郎、木村熊四郎、理 溝口節夫、森川喜久治、上屋利三、米田常吉、立花春吉、望月利八郎、尾山德一、原田稔、岡崎喜一、土井千代吉、河野秀憲、監 重住孫一、田村利兵衛、伊藤龜樹、書 清水健三。
福山小賣物類小賣商業組合
長 草原準一、副 岡崎繁雄、伊藤公正、理 渡邊樂二、中島勘市、本瓦道義、池田國太郎、監 石井圭一、大島昇一、松岡慶祐。
吳小賣物化粧品商業組合
長 竹內教次郎、常理 松本重太郎、野尻伊三郎、理 原田良圓、落海保平、秋山五三郎、飯根敏三、監 篠原雄介、藤井源太郎、小松龜助、長岡幸太郎、書 小野學。

岡山縣

倉敷家庭日用品小賣商業組合
長 平岡是弘、副 岡本久平、總石井美津、藤原保志、岡本隆正、一。
門司藥粧商業組合
長 松永十太郎、副 高木實、小川安司、理 太田英亨、侯野文造、生方善八、小橋涉、三島住也、石井薰、尾林誠、中村菊造、大內不尤人、島生利三郎、久保喜一。

福岡縣

久留米化粧品小賣物商業組合
長 星野次郎、理 光橋利助、森山義臣、桑田喜三郎、佐藤毅、廣松慶三、監 檜原福二郎、植木悅二郎、田田松二郎。
戸畑化粧品小賣商業組合
長 重松重一、理 梅田倉一、萬代爲二郎、平川幾太郎、湯川源藏、矢成一二、小野末二、宮本嘉三郎、監 田島廣、守谷金助。
八幡化粧品小賣商業組合
長 佐治與三郎、常理 遠藤豐次郎、理 森田浩吉、金子寅雄、吉田代次郎、伊藤鯉壽、桑野調之助、林田平五郎、中村謙男、正岡重德、監 三池鹿太、星野正夫、德王鷹木、願 川上清次。
小倉化粧品商業組合
長 西村幸三郎、理 井澤精一、理 松田房太郎、藤田弘策、清水兼一郎、工藤久雄、榎善太郎、岡廣、島居國丸、梅林素、八尋清宗、宗像寅雄、三栖和男、書 井澤精

二五六

渡邊穂助。

島根縣

大原郡家庭用雜貨小賣商業組合
長 難波祐悅郎、常理 江角捨之助、理 入澤忠次郎、福岡榮助、光谷梅五郎、增原米藏、住江知行、監 細木豐治郎、石渡恒芳、基常友三郎。
安邊郡家庭用雜貨小賣商業組合
長 渡邊力男、今田幸吉、美濃一、齋藤弗三郎、中原關十、山崎德市、長谷伍三郎、山田正之助、品川孫作、中島林市、監 岡田植造、吉田爲季、林原直治、清水榮鄉原梅太郎。

山口縣

德山生活必需品小賣商業組合
長 河村峯藏、常理 宮崎太一、理 一色三三、山本要助、村谷正義、貞廣善夫、煙草谷四郎、本田吾作、岡山次作、藤井辨熊、石田治一、溫品頼三、天島龍八、書 小川次郎。
防府生活必需品小賣商業組合

大分縣

別府化粧品商業組合
長 溝部猶平、常理 野崎玉彦、理 甲斐位次、花神好造、野口禮次郎、土谷久男、荒川松壽、監 渡邊金七、外村義一、河野政道、吉田俊治。
中津化粧品商業組合
長 小林龍三、理 新見十郎、伊達誠、多村敬司、監 池田一二、佐藤寅二。
大分化粧品商業組合
長 小林昇一、理 澤間儀三郎、安部利市、糸永東、金馬義住、伊勢島尙、甲斐榮八、內田伊尹、吉村滿、岩田政一、中山善助、宮崎直喜、植木惣平、監 森喬、佐藤唯義。

長崎縣

長崎藥粧商業組合
長 牟田康彦、理 松浦巖、權田東作、溝口助作、帆土重雄、岩谷俊郎、中原四郎、欽先忠雄、平川茂、金子巖、監 德島倉次郎、鮫

化粧品小賣物石鹼部

部長 前田榮植、副 松永開一郎、會 松田節夫、總 石內巖、吉原益一、大濱武範、田中良一、吉武秀助、山根鶴藏、德本熊五郎、萬谷堅治。

香川縣

香川縣化粧品卸賣商業組合
長 綾田吉之助、理 眞鍋金太郎、渡邊幸平、大山新太郎、岡本佳太郎、松崎秀太郎、監 栗田準三、坂東卯一郎、常理 高木商店。

德島縣

撫養化粧品小賣商業組合
長 泊伊之助、理 會 米澤耕三、理 中山嘉吉、新見萬二、山島清一、細川民雄、監 福田彌曾七、木村安平、統 泉利文、信 濱口靜雄、書 加本美雄。

愛媛縣

愛媛縣化粧品石鹼卸商業組合
長 黒田利三郎、理 兵頭源三、金尾啓三郎、伊藤甚平、清水哲夫、谷數馬、大塚利光。

鳥三太郎、吉田四郎、書 池田光義。

長崎縣小賣物化粧品卸商業組合

長 丸橋三五郎、副 秦喜久郎、常理 宮原力藏、理 竹内彌市、成宮恒造、河合菊藏、監 村山甚十郎、內田勇一。

熊本縣

熊本化粧品商業組合
長 岩本鐵雄、理 森田宇兵衛、黒田靜男、尾崎茂之輔、北原正人、監 森田鶴雄、松前顯義、沖永哲郎、願 正清彌七。

鹿兒島縣

鹿兒島化粧品商業組合
長 多田謙三、常理 木場茂徳、大重清盛、理 田中福一、中須守吉、山下實光、尾堂直哉、高木勇造、玄同孝吉、小久保政吉、監 波江野圭彦、山崎彌一郎、福永藤兵衛、平田宗一郎、地頭所常吉、書 湯田幸輔。

貯蓄報國



組合團體

長 八木專之助、專 西本龍太郎、理 村上榮吉、久保田勝五郎、安川儀平、監 松島鐵造、小池兼藏、書 山崎正三。

長野縣

長野縣石鹼工業組合

長 小松良司、專 岸銀治、理 伊藤藤一郎、橋詰幸重、上原七三、監 荒井友二、棚橋猶惠、西山周造。

飯田元結工業組合

長 市瀬泰一、專 矢澤數三郎、理 奥村嘉三、吉澤新兵衛、小林多六、井口文次郎、小島寬一、佐々木與手、岡田一郎、監 代田牛七、渡邊健吾、熊谷五郎、書 金田元次郎。

新潟縣

新潟縣化粧品工業組合

長 小黒喜三郎、常 松永嘉平、理 田中彦四郎、峯村政吾、村山信二郎、監 堀田金五兵衛、和田政吉。

富山縣

北陸化粧品工業組合

長 稻波三郎右衛門、理 二口清一、板垣吉兵衛、大森薫、川端一郎、桂屋喜右衛門、監 梶尾貞、木倉谷長與門、大津伊平。

愛知縣

愛知縣化粧品工業組合

長 河合喜三郎、副 伊藤貞七、理 近藤靜一、加藤博、小林宗次、監 加藤定次郎、兼子才一郎。名古屋輸出金屬裝身具工業組合

名古屋輸出金屬裝身具工業組合

長 大塚晃正、專 村瀨延雄、理 加藤朝之、高橋鹿之助、大竹伸春、三島慎吾、監 土屋儀一、吉田榮一、古川傳一。

名古屋輸出金屬裝身具工業組合

長 近藤留吉、專 加賀鏡一、理 山田駒太郎、松井清太郎、平野甚太郎、吉兼留藏、日比野茂、長谷川昇一、山田光雄、監 牛田金三郎、澤田幸之助、西尾新次郎、書 日比新一。

中部石鹼工業組合

長 大橋長七、專 河合喜三郎、理 松岡修吾、村瀨霜三郎、梶川喜吾、白井邦雄、外村鐘一郎、今

大阪セルロイド再製生地工業組合

長 西木元吉、副 清水源次郎、浮島重太郎、理 吉川常太郎、南保榮、岩橋文一、山田幾松、菅原留吉、書 二好直英。

大阪輸出セルロイド櫛工業組合

長 渡壁全一、專 丸山晋吉、理 小山勝之助、吉川芳二郎、八木卯三郎、田中信雄、片岡秀雄、安部唯一、小野由藏、永田基太郎、監 宮本甲造、奥村八五郎、谷口利吉郎、書 丸山晋吉。

大阪工業用刷子工業組合

長 榎本友吉、副 細川晋平、理 沼野泰二、太田勝繁、武田宇右工門、岩崎峯太郎、寺岡卯太郎、白井平太郎、高木晋吉、監 井東武治、高彦正一郎、書 佐海徳一。

日本輸出入福眞珠硝子珠工業組合

長 西田義治、監 米田若信、岸田安太郎、源利吉、丸山安太郎、清水富太郎、後藤龜吉、增田長之助、善野嘉三、加藤繁次郎、松若堅藏、伊庭角太郎、監 東尾政太郎、書 俵精治。

大阪セルロイド雜貨工業組合

長 小山勝之助、理 中村末次郎

大阪府

福井縣

福井縣菜種油工業組合

長 藤井忠吉、理 松枝新之丞、坂井佐助、中村寅藏、青山新右工門、監 梅田與四郎、宮永七郎右工門、上阪只藏。

福井縣リボン工業組合

長 久米田寬續、理 村田春吉、新海元伸、牧野松右工門、玉村忠右工門、山本眞一、林次三郎、川田多一郎、藤田久廣、田端谷松、堀直義、增田秀、監 伊藤正、鈴木善吉、高島金右工門、長谷川留吉、書 本庄賢司。

福井縣桐實油工業組合

長 坂井佐助、理 中村寅藏、山田善助、上坂只藏、青山新右工門、監 梅田與四郎、尾高登喜一、書 安井貴一郎。

日本乾性油工業組合

長 吉原定次郎、理 與田昌三、福田清三郎、早川勝之助、熊澤龍太郎、安藤三五、鷲野吉助、岸藤太郎、村山孝吉、加藤孝三、岡村宗太郎、長尾康太郎、監 前田利一郎、水谷乾三、丹羽傳之助、書 窪田恒次。

大阪ヘヤーネット工業組合

長 佐藤富男、理 增田佛造、笠原吾三郎、監 小林清人、山口俊三、書 山磨正武。

日本セルロイド製品工業組合

長 八木卯三郎、副 永峰兼松、理 渡壁全一、戶谷佐治、植木義三、室文治、監 稻葉伊之助、五十嵐篤次郎、書 六尾好藏。

日本人造眞珠硝子珠工業組合

長 米田若信、理 岸田安太郎、藤井志壽太、增成岩吉、監 西田義治、廣澤隆市、書 俵精治。

大阪パフ工業組合

長 大西龜太郎、副 岡本長一郎、理 上武龜次郎、細原伊平、福田源造、松浦直次郎、監 柴野繁太郎、松原政市、統 柴野繁太郎、兼平常市、吉田要太郎、下村利夫、祐田未次郎、大西龜太郎、岡本長

奈良縣

奈良縣菜種油工業組合

長 松石源三郎、理 島田喜三、田中猪之松、監 奥田與三郎、本村富三郎。

和歌山縣

紀州木蠟工業組合

長 松石源三郎、理 島田喜三、田中猪之松、監 奥田與三郎、本村富三郎。

組合團體

堀豐必、奥村八五郎、平山健治、吉川芳次郎、永田基太郎、濱田義隆、田中章二郎、西村一、渡壁全一、田中光男、監 室文治、宮本甲造、植木義三、書 木下毅一郎

長 尾崎信太郎、理 日野長次郎、兒玉佐兵衛、田中正次郎、山本孝次郎、監 鈴木覺太郎、山本香松、書 城谷順三。

長 高尾豐昌、副 柳宇佐藏、理 思田一、沖金吾、金子圭佑、片桐雅雄、米岡精一郎、吉田吉司、高田晴藏、中村彌徳吉、山本八十吉、山口芳造、八木政一、松本靜治、松本喜代藏、監 高橋銀二郎、三浦友二郎、三浦賢之助、廣澤精治

組合團體

長 矢本伊篤、理 角田義雄、瀧本彌市郎、吉田嘉二郎、坂井増藏、瀧本熊吉、山本喜代一。

兵庫縣

長 岡田秀一、專 瀬戸數馬、書 柴原佐吉。

總務部

長 堅木忠太郎、理 浦上卯七郎、永井慶次、監 佃久太郎、中野篤二。

兵庫縣化粧品工業組合

長 酒井幸雄、副 横山貫一、專 西島與松、理 山本現救、監 川口精一、田村發治、山本万次郎、書 村川靜哉。

但馬製針工業組合

長 岡部富藏、理 奥田岩吉、上島幸一、監 小林米吉、仲山文二

廣島縣

長 廣島縣除蟲菊製品工業組合 長 大下大藏、理 戸田芳夫、伊

二六二

佐賀縣各種油工業組合 長 小森竹一、副 平内繁吉、專 森崎政治。

熊本縣

熊本縣澱粉工業組合 長 田野純三、理 萩原宗作、中下九市、吉永精、監 本坊本吉、田邊良太郎、書 遠山清一。

長崎縣

長崎縣甲製品工業組合 長 垣立寅藏、常 原熊次、中古賀民男、理 川口繁藏、田中秀雄、竹中政次郎、江崎榮造、監 白水藤八、川内長吉。

滿洲國

奉天省齒磨化粧品工業組合 長 松本芳郎、理 柏野菊太郎、平内眞治、浮島靈雲、西納毅一、劉興治、張子成、監 角德一郎、賈海臨。

その他の部

東京小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合 長 天野源七、副 淺生吉次郎、鈴木新吉、常理 德永保之助、森本善七、日南田慶當、理 渡邊辰彌、坪内廣治郎、加納百合雄、中川敏二、松岡兼一、堀川榮一、小山平藏、天野利助、木村金三、小本庄七、森下長次郎、監 稻垣好松、後藤昌弘、島田進。

業界全國同業組合一覽

昭和十六年九月三十日現在

Table with columns: 組合名稱, 所在地, 設立年月日, 組合長名, 書記長名, 組合員數. Rows include various industry associations like '大泊小間物化粧品商組合' and '札幌小間物化粧品卸商組合'.

組合團體

北見四郡化粧品商組合  
遠輕小間物化粧品組合  
伊達町小間物化粧品商組合

網走町南四條東一丁目・久田方  
紋別郡遠輕町大通三五七  
有珠郡伊達町網走町

昭一三・一月  
昭八・七月  
昭四・二・一一

○高橋政芳  
○榎賀喜代市  
○寺田源藏

伊藤久之助

二六四  
一一五  
一二三

青森縣

青森和洋小間物商組合  
青森化粧品商組合  
青森縣燐寸配給組合  
弘前小間物商組合

青森市大町一ノ一一四  
同市  
同市  
弘前市和徳町

明三五・四月  
昭一三・二・二二  
昭三〇・七月

○樋口喜輔  
○樋口藏吉  
○中村與吉  
○大高千代吉

原田啓三郎

五六  
五八  
三八

岩手縣

盛岡化粧品小間物商組合  
岩手縣石鹼化粧品商磨卸商組合  
花巻小間物化粧品同業組合  
釜石洋品文房具商組合

盛岡市肴町七一  
同市同町・熊長本店內  
岩手縣花巻町二二三  
釜石市仲町

昭一一・四・二八  
昭一五・一〇・二八  
昭四・四月  
昭一三・七月

○熊谷長八  
○同  
○岩田豐藏  
○谷澤榮太郎

一〇六  
一八  
一八

秋田縣

秋田市小間物商組合  
秋田荒物商組合  
秋田縣燐寸配給組合  
能代小間物商組合  
本莊小間物同業組合

秋田市大町三ノ二五  
同市同  
同市  
能代町上手・マルキ洋品店內  
由利郡本莊町大町三九

明三一・二・一一  
大一一・三・四・一  
大四・五月  
大一一・三・五・一一

○木内隆一  
○片屋永之助  
○三浦傳吉  
○岸部儀助  
○伊藤久吉

米塚勇五郎

三七  
三三  
二四  
一〇

山形縣

山形縣燐寸配給組合

山形市

○鈴木吉助

宮城縣

鶴岡荒物商組合  
鶴岡蠟燭製造業組合  
酒田小間物洋品文具商組合  
酒田荒物商組合

鶴岡市鍛冶町甲二五  
同市上看町乙五八  
酒田市大工町  
同市下中町・五十嵐方

明一七・五月  
昭六・三月  
明三八・二月  
大七・五月

○諏訪富右衛門  
○五十嵐善五郎  
○高山菊次郎  
○五十嵐傳七

二七  
一〇  
六二  
三三

福島縣

仙臺小間物雜貨商組合  
宮城・岩手燐寸配給組合

仙臺市東二番丁一〇三  
同市

明三一・一〇月

齋川久吉

井澤慶太郎

三六

茨城縣

平小間物雜貨商組合  
福島縣燐寸配給組合  
郡山化粧品小間物雜貨商組合

平市四ノ二六  
郡山市  
郡山市中町二番地

大一一・三・二・一五  
昭一五・九・一〇

○猪狩庄平  
○佐藤傳吉  
○佐藤波平

中野庄吉

一〇  
二五〇

茨城絲メリヤス雜貨卸商組合  
水戸小間物化粧品商組合  
土浦荒物商組合  
土浦化粧品商組合  
土浦地方荒物雜貨商組合  
茨城縣植物油配給組合  
行方郡小間物化粧品石鹼磨卸商組合

茨城縣太田町東二丁目  
水戸市・商工會議所內  
土浦市大町・柴沼商店內  
同市大町八三八  
同市大町一、一二〇  
行方郡香澄村牛堀・前島商店內

昭一六・八・二五  
明三八・七月  
昭八・一〇・二五  
昭一五・七・一四  
昭一六・三・二一  
昭一五・九月

○伊村安四郎  
○西原三平  
○柴沼繁之助  
○上野源吉  
○柴沼繁之助  
飯田清  
前島久米吉

奥根西太郎  
前橋藏之助

二三  
九八  
三〇  
三五〇

栃木縣

宇都宮小間物化粧品卸商組合

宇都宮市杉原町三、二三五

昭一三・一〇・二二

藤井源太郎

荒井政義

一〇一



組合團體

栃木縣小間物化粧品卸商組合  
栃木市小間物化粧品卸商組合  
小山小間物化粧品卸商組合  
足利化粧品卸商組合

宇都宮市旭町一、宇都宮商工會議所内  
栃木市倭町二丁目・杉江方  
栃木縣小山町二二五番地  
足利市通二丁目

昭一五・四・一五  
昭一五・一月

笠間文悟  
杉江魚松  
野田喜平  
富岡光三郎

群馬縣

前橋小間物商組合  
高崎小間物化粧品卸商組合  
高崎小間物化粧品卸商組合  
澁川荒物商組合  
沼田小間物化粧品卸商組合  
佐波小間物化粧品卸商組合  
群馬縣石碓化粧品卸商組合  
群馬縣洗粉製造組合  
伊勢崎小間物化粧品卸商組合

前橋市立川町二〇  
高崎市本町九九・須田方  
高崎市九藏町九番地  
澁川町上ノ町  
利根郡沼田町大字沼田一〇二六  
伊勢崎市一、〇八七  
高崎市本町一一五番地  
高崎市本町九九・須田方  
伊勢崎市本町九九・磯野方

明四〇年  
昭一五・三・一六  
昭一五・九・一  
昭一三・三・一〇  
昭一五・九・一五  
昭一五・九・一〇  
昭一四・三月

高橋政次郎  
須田健三  
齋藤忠三郎  
梅澤四郎  
宮下善次郎  
星野春藏  
清塚佐太郎  
須田健三  
磯野德太郎

國峯辰治  
根岸雄治

三一  
一三  
一三  
一五  
一〇  
一三  
一五  
二三

埼玉縣

川越市小間物化粧品袋物商組合  
大宮化粧品雜貨商組合  
秩父化粧品商組合  
埼玉化粧品商組合  
葛蒲町荒物小賣商組合  
葛蒲地方小間物化粧品商組合  
鴻巣町化粧品商組合  
本庄小間物化粧品卸商組合  
大里郡化粧品卸商組合

川越市南町・長谷川方  
大宮市四、一〇七  
秩父町一、三八七  
久喜町四一三  
葛蒲町春日町三五九  
南埼玉郡葛蒲町大字葛蒲二二九  
鴻巣町  
本庄町二八〇四番地  
大里郡深谷町稻荷町三二一

昭一五・九・九  
昭一五・三・一  
昭一五・三・一  
昭一二・六・二二  
昭一三・九・三月  
昭一三・六・一三  
昭一五・九・一〇

長谷川重吉  
清水滿藏  
平井久吉  
服部清十郎  
平澤清次郎  
水野晴仁  
五味曾右衛門  
入治郎  
木村長平

飯島俊之助  
茂木直藏  
内田豐吉  
梓澤豐吉  
榑原每太郎

六三  
七九  
一五〇  
一五六  
一三八  
一三七  
二八  
一〇九

千葉縣

千葉化粧品石鹼商組合  
佐原小間物化粧品商組合  
野田町化粧品同業組合  
木更津化粧品商組合  
小見川小間物化粧品商組合  
○千葉郡市甘藷馬鈴薯澱粉改良同業組合

千葉市本町三ノ二七  
佐原町イ四八七  
東葛飾郡野田町野田二四六  
君津郡木更津町一、五三八  
香取郡小見川町小見川六四  
千葉郡農會内

昭四・一・一  
昭三・二・二一  
昭一〇・五・三  
昭三・四月  
昭一三・四月  
昭一四・三・三一

宇津木市太郎  
大木宗藏  
岡田安司  
清水松太郎  
岡野萬助  
新田正右衛門

假島俊之助  
茂木直藏

一〇二  
一八  
三三  
三三  
二〇

東京府

○東京小間物化粧品卸商同業組合  
○東京小間物商同業組合  
○東京香料商組合  
○東京袋物同業組合  
○東京荒物同業組合  
○東京線香薰香商組合  
○東京線香製造業組合  
○東京蠟燭形業組合  
○東京蠟燭人毛商工組合  
○東京油脂製造販賣同業組合  
○東京セロロイド同業組合  
○東京工ム同業組合  
○東京牙形商同業組合  
○東京貴金屬品製造同業組合  
○東京時計附屬品製造同業組合  
○東京時計附屬品製造同業組合  
上平井布海苔製造組合

東京市日本橋區馬喰町三ノ三  
日本橋區橋町一三ノ八  
同區室町四ノ五  
淺草區淺草橋三ノ一〇  
日本橋區小網町一ノ二、  
日本橋區本町三ノ三ノ十、河合ビル内  
内淺草區雷門二ノ一三  
日本橋區橫山町一〇・高津方  
向島區寺島町七ノ一九  
日本橋區村松町一五  
淺草區淺草橋二ノ八  
日本橋區本町一ノ二  
日本橋區橫山町一ノ二  
芝區新橋五ノ二  
淺草區西島町二ノ三三  
葛飾區上平井二、四五一・佐藤方

明二五・四・一九  
明四〇・一・二三  
明四〇・九・一七  
明三八・二・一五  
昭一五・五・一六  
昭一五・九・九  
昭二八・五・二八  
明二二・一〇・九  
明一八年  
大八・一・二・二四  
大五・一・一・二  
大七・一・二・二五  
明三三・十月  
大三・九・一四  
大一一・一・七  
明二二年

小林富次郎  
松田幸治郎  
安宅孝三郎  
遠藤藤次郎  
中村茂八  
中造金三  
峯川光三郎  
高津卓三  
佐野松之助  
山内傳助  
荻村龜太郎  
坂田善太郎  
大橋善吉  
久米武夫  
○井村松五郎  
○佐藤倉藏

日南田慶富  
天野寬哉  
若佐榮造  
村野上長登  
代野三郎  
中野三郎  
保立三郎  
橋浦時雄

一、三三八  
八、一八  
四、三  
五、五〇  
二、九  
五、一  
三、六  
二、〇八  
三、八四  
六、〇〇  
八、六  
五、九  
二、六六  
一、四

組合團體

組合團體

東京造花頭飾用品製造組合  
○東京洋裝雜貨卸商同業組合

日本橋區觸設町四ノ一

昭一六・二・二五  
明四五・六・一四

○加藤末藏

二六八

一〇〇  
一二四

神奈川県

○橫濱化粧品雜貨卸商同業組合  
○橫濱輸出雜貨同業組合  
厚木化粧品商組合  
○橫須賀雜貨化粧品卸商組合  
小田原化粧品商組合  
秦野洋物化粧品組合  
三崎化粧品組合

○橫濱市浪花町六番地  
同市中區日本大通十一・橫濱商工獎勵館内  
厚木町二六〇四番  
○橫須賀市若松町五〇  
小田原町綠一丁目・永松方  
中郡秦野町片町二六九八  
三崎町日ノ出六八

大元・九・四  
明三七・七・二一  
昭二・一〇月  
明二五・四・二〇  
明三・一・一月  
明四二・二・二三  
昭六・四・一

○霜田七郎  
○中村楠太郎  
○岡部熊太郎  
○荻谷愛太郎  
○水松彦左衛門  
○高橋常力  
○佐々木元三郎

江畑榮次郎

九八  
三〇  
三三  
三〇  
一二  
二二

新潟縣

新湯化粧品小間物雜貨卸商組合  
新湯市化粧品小間物雜貨卸商組合  
高田市小間物化粧品雜貨卸商組合  
長岡市小間物雜貨卸商組合  
三條市小間物雜貨卸商組合  
新發田町荒物同業組合  
新發田町洋品小間物商組合  
小千谷小間物同業組合  
堀ノ内町小間物商組合  
堀ノ内町藥種小間物商組合  
新津町小間物同業組合  
○佐渡荒物同業組合  
新湯化粧品小間物卸商組合

新湯市本町通六番丁・小黒方  
同市本町通八番町  
高田市本町五・野田方  
長岡市東千手町  
三條市一ノ町  
新發田町萬町  
新發田町新道四六五  
北魚沼郡小千谷町・西脇方  
北魚沼郡堀ノ内町堀ノ内  
堀ノ内町四・〇四九  
新津町上山谷吉田町  
佐渡郡河原田本町

昭四・五月  
大元・一・四  
大元・一・一三  
明四三・二・一  
大元・五月  
大元  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一  
昭一三・一・一一

○小黒喜三郎  
○川崎統三  
○野口健吉  
○山口健造  
○吉田熊次  
○田村甚右衛門  
○齋藤太四郎  
○西脇新太郎  
○宮原榮策  
○矢島京平  
○吉田德次  
○吉田久滿次  
○川崎又吉

清野久治  
吉田秀雄  
五十嵐重吉

一五  
四三  
三二  
七〇  
七〇  
七一  
一一  
三〇  
三〇  
一一  
一八  
七、六六二

富山縣

富山市小間物化粧品小賣組合  
富山小間物卸商組合  
富山洋品雜貨商組合  
富山洋品雜貨商組合  
高岡化粧品小賣商組合  
高岡荒物商組合  
魚津雜貨小間物商組合

富山市東四十物町四・矢郷方  
同市西三番町二三・成田方  
同市一番町九  
高岡市末廣町九七一・篠原方  
同市小馬出町二九  
魚津町金屋町・稻葉方

昭五・九・一七  
昭七・一〇・一五  
明四二・一・一二  
昭六・一・一八  
昭五・一〇・一〇  
明三五・六・一〇

○安井榮次郎  
○成田松太郎  
○島倉彦作  
○山口林造  
○井本和平  
○淺尾久晴

一七〇  
二九  
四五  
一九  
二七  
二〇

石川縣

金澤小間物化粧品雜貨卸商組合  
金澤雜貨小間物卸商組合  
小松町小間物化粧品組合  
石川縣石鹼化粧品小間物卸商組合  
石川縣荒物卸商組合

金澤市高岡町二六  
同市片町二八  
小松町茶屋町四  
金澤市高岡町二六  
同市上近江町三六ノ二

大元・二・一九  
昭四・三・一一  
大元・三・二〇  
昭一五・九・一二  
昭二・二・一一

○野村吉六  
○山田藤太郎  
○和田靜夫  
○野村吉六  
○德野彌吉

上坂吉榮

一〇三  
二四  
一六  
八六  
二三

福井縣

福井小間物化粧品商組合  
敦賀化粧品組合  
敦賀化粧品石鹼小間物商組合  
武生小間物化粧品商組合

福井市尾上下町三〇  
敦賀市旭四八  
同市神縣・白崎方  
武生町桂六・上田方

大元・一・七・二  
昭六・一・一八  
昭一五・一〇・七  
明四四・二月

○三田崎政治  
○池田藤吉  
○白崎卯次郎  
○上田宗治郎

五〇  
三三  
四三  
四五  
六五

長野縣

松本小間物化粧品雜貨卸商組合  
上田小間物化粧品商組合  
須坂小間物化粧品組合

松本市本町三丁目  
上田市海野町四・七五八・酒井方  
須坂町四〇番地

大元・一・一・三  
大元・二・月  
大元

○百瀬長十  
○酒井數良  
○福津喜久治

四五  
二五  
三五

組合團體

二六九

組合團體

須坂町荒物商組合  
岡谷小間物化粧品小賣商組合  
岡谷小間物化粧品同業組合  
南佐久化粧品同業組合

大一二・九月  
大八・四月  
大一四年

○神林信兵衛  
小口正一  
石塚二助

本田綱  
小口正一

七八〇  
三八六  
三八

岐阜縣

大垣小間物化粧品商組合  
關小間物化粧品商組合  
關荒物商組合  
中津化粧品同業組合

大七〇・一〇月  
昭一三・一・一〇  
昭一五・七・一〇  
昭一三・四・三

名和清助  
小本富次郎  
吉田梅三郎  
田口熊一

名邊和清策

一〇四  
二七  
一七  
一五

滋賀縣

大津市化粧品小間物商組合  
長濱小間物化粧品商組合  
滋賀縣化粧品石鹼卸商同業組合  
長濱化粧品小間物商縣聯加盟組合  
彦根小間物化粧品商組合

大一〇・五月  
明四二・四月  
昭一三・五・一四  
昭一五・七・一九  
昭一五・九月

松村留次郎  
中島金昇  
中島昇  
安藤誠分

一一〇  
三〇  
三〇  
八〇

靜岡縣

靜岡縣化粧品小間物商組合  
靜岡縣化粧品小間物商組合  
靜岡市荒物商組合  
濱松化粧品卸商組合  
靜岡縣化粧品小間物商組合  
沼津小間物商組合  
清水化粧品商組合

昭一五・七・一五  
昭一四・六・一六  
昭一四・五・一〇  
昭一四・七・二  
昭一五・八・二  
明三八・六月  
大八・五・一

岡部服太郎  
杉山春吉  
市川文平  
伊藤茂雄  
西島小作  
久保田勝五郎

山森康光  
杉山榮吉  
村松政雄  
伊藤建  
稻葉鏡一

二五  
四〇  
一四  
一六七  
一〇  
八三

愛知縣

小山町小間物化粧品雜貨商組合  
伊東化粧品商組合  
富士南部小間物化粧品商組合

小山町小山七一・八木方  
伊東町須美竹之内  
吉原町二七一

昭九・六月  
昭元・一二・五  
大一二・三・二〇

○八木貢作  
○德永靜馬  
渡邊勇吉

小野伊八  
井原吉

四二  
二八  
一四

三重縣

名古屋化粧品小賣業組合  
愛知縣石鹼卸業組合  
愛知縣製油製造業組合  
名古屋組糸商組合  
名古屋袋物卸商組合  
名古屋袋物小賣商組合  
○名古屋硝子同業組合  
○名古屋金屬小間物製造同業組合  
名古屋荒物雜貨卸商組合  
名古屋屋燈商組合  
豐橋化粧品小賣商組合  
東三小間物化粧品雜貨商組合  
半田化粧品石鹼同業組合  
豐川町牛久保町小間物化粧品組合

名古屋赤門通  
同市東區飯田町二ノ四  
名古屋市中區門前町三ノ五・名古屋  
屋報社內  
名古屋市中區末廣町一ノ一五・名古屋  
屋報社內  
同  
名古屋市中區松山町二一  
名古屋市中區南新町三ノ五・箕浦方  
名古屋市中區榮揚町三三  
名古屋市中區門前町三ノ五・名古屋  
屋報社內  
豐橋市中八町一一・松井方  
豐橋市  
半田市末廣町・大西方  
豐川町・松井屋方

大一一・一〇  
昭一五・六月  
昭一六・七・一三  
昭一四・二・一〇  
大八・一二・一六  
昭一五・八・二〇  
大八・一二・三  
大八・九・一  
明四五・一月  
大九・八・八  
昭二・四・一四  
昭一六・一・二二  
大七・一・七  
昭三年

○後藤庄太郎  
○永井謙吉  
○森政次郎  
○馬淵源六  
○津田保三  
○石塚岩三郎  
○近藤留吉  
○山崎重兵衛  
○水野信太郎  
○森下長次郎  
○坂田市三郎  
○鷹羽政治  
○松井健三

山森康光  
加藤博  
宇佐美良助  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎  
緒川禎太郎

二、三〇〇  
一八〇  
三二  
二六  
二〇  
一〇〇  
五一  
八六  
三〇  
六八  
五二  
五五

京都府

四日市小間物化粧品組合  
松坂小間物化粧品組合  
桑名小間物化粧品商組合  
上野小間物化粧品組合

四日市市堅町・佐倉方  
松坂市新町  
桑名市職人町一・一九三  
上野町忍町二・六五六

昭九・三月  
大一一・四月  
大一一〇・四月  
明二五・一月

○佐倉孝一  
○井田正名  
○後藤精一  
○川合久吉

九  
三〇  
四〇  
一三

組合團體

京都石鹼卸商組合  
京都身邊雜貨小賣商組合  
綾部化粧品同盟組合  
綾部藥粧組合  
舞鶴雜貨小問物商同業組合

京都市下京區東洞院五條上ル  
同市下京區數屋町四條下ル・四條  
彌榮會内  
綾部町北西町  
京都府下綾部町東本町・岩崎方  
舞鶴町竹屋・土井方

昭一五・六月  
昭一五・八・四  
昭四・五・二五  
昭二年  
昭九・九・一八

森英吉  
山口甚之助  
岩垣英次郎  
岩崎勇治  
土井駒藏

大東正義

四〇〇  
四〇〇  
一七  
一七  
一六

兵庫縣

姫路化粧品石鹼卸商組合  
飾磨石鹼化粧品小問物小賣商組合  
尼崎化粧品小問物石鹼小賣商組合  
○兵庫縣硝子製造同業組合

姫路市北條口四四  
飾磨市須加二番地  
尼崎市西本町五ノ一八一  
神戸市葺合區二宮町二ノ三〇

昭七・一・一六  
昭一五・二・二三  
大六・一・二・一七

額田管治  
小川熊七  
岡本太郎兵衛  
宮崎常吉

大東正義

一三  
七八  
四〇  
一三

大阪府

○大阪化粧品同業組合  
○大阪石鹼同業組合  
大阪荒物雜貨卸商組合  
大阪荒物雜貨卸商組合  
大阪白粉商組合  
大阪香料商組合  
○大阪洋裝雜貨同業組合  
○大阪薰物線香商組合  
○大阪セロロイド同業組合  
○大阪護謨同業組合  
○大阪皮革商工同業組合  
大阪袋物加工組合  
堺小問物袋物化粧品商組合

大阪市東區博勞町二ノ五  
同市南區安堂寺橋四ノ三二  
同市東區博勞町四ノ五三  
大阪市東區博勞町三ノ三六  
同市天王寺區上本町  
同市東區南東町二・明治屋ビル内  
同市東區内本町橋詰町・大阪府立會館内  
同市北區老松町一ノ二〇  
大阪市東區成區大今里町六五五  
同市北區樋上町七四・浪花ビル  
同市浪速區西濱通リ二ノ三三  
布施市荒川一ノ一九・近藤方  
堺市市之町東一ノ二一

大九・六・一八  
明三三・一〇・一  
大一二・五・一四  
昭一二・八月  
明三五・二・四  
大一一・一〇・二八  
昭一二・六・二二  
明二九・五月  
大九・一・一〇  
大九・一・二・二七  
明三六・一・一七  
昭一一・一〇・一  
昭一四・一・二・六

○中山太一  
○藪田善次郎  
大谷藤四郎  
笹谷新助  
○神田莊治郎  
○田村眞策  
○福井伊助  
○小山勝之助  
○飯田健之祐  
○荒木榮次郎  
○近藤三男雄  
○大枚正三郎

岩井千代四郎  
田中久明  
今橋銀治  
森脇正道  
土田市夫  
綱  
一  
二

五六〇  
一三一  
五〇  
九六  
二二  
三七  
四、二三〇  
七〇〇  
一五五  
一五〇  
三九

奈良縣

○大和工業同業組合  
○下市製箸同業組合

北葛城郡高田町大字高田八六ノ一  
吉野郡下市町大字下市一二五

大一一・六・一〇  
大一一・六・一〇

峠嘉一郎

一二四

和歌山縣

和歌山市化粧品小問物同業組合  
和歌山縣小問物雜貨卸商組合  
和歌山縣荒物商組合  
新宮化粧品商組合  
新宮小問物商組合  
海南小問物化粧品商組合  
田邊小問物化粧品商組合  
○和歌山製革同業組合  
○紀州棕桐同業組合

和歌山市橋向町  
同市東仲間町一丁目  
新宮市新宮一、一〇〇  
同市新宮  
海南市四方  
田邊町榮町六三  
海草郡同町村四五二  
那賀郡中野上村大字上一六七

大八・七月  
昭一五・四・一  
大一一・二・月  
大二年  
昭四年  
昭一二・一月改組  
大三・三・二四  
昭三・一〇・三〇

○岩橋滿  
岡本忠男  
○前田茂兵衛  
○兒玉勝太郎  
○正木安康  
○小島由太郎  
○山本喜一郎  
○吉村吉太郎  
尾崎好一

尾崎好一

五五  
五三  
七  
三〇  
一〇  
三五  
三五  
七五

島根縣

米子小問物化粧品商組合  
米子雜貨小問物商組合  
鳥取石鹼化粧品小問物商組合

米子市加茂町・米子商工會議所内  
同市・商工會議所内  
鳥取市川端三ノ五六

昭一五・八・一  
昭五・六・一九  
昭五・二〇・一改組

○津田重太郎  
○神庭政七  
○松田恒藏

岩崎春治

五七  
三五  
六八

組合團體

松江小間物化粧品卸商組合 松江市白湯本町・梶谷方

明二五年

梶谷種一郎

岡山縣

岡山小間物化粧品商組合  
岡山縣化粧品卸商組合  
岡山縣化粧品石鹼卸商組合  
岡山漆器荒物商組合  
津山化粧品商組合  
○中備薄荷同業組合  
○岡山縣除蟲菊同業組合  
○小田後月薄荷同業組合  
淺口郡小間物化粧品商組合

岡山市上之町  
同  
岡山市西大寺町  
岡山市西大寺町・加納方  
津山市橋本町  
倉敷市  
小田郡笠岡町  
小田郡小田町字堀越六六四ノ二  
淺口郡玉島新町・商工會議所内

明一五・一一・三  
大一一・一〇・四  
昭五・二・二六  
大六・五・一〇  
明三八・八・一五  
昭一五・一・二七

三宅 橫吉  
中野 和一  
同  
林 泰八  
○德岡 德平  
松枝 四方吉  
犬養 健  
東山 春吉  
岩田 七三郎

加納 順次

二四六  
七〇五  
三七九  
一一七

廣島縣

廣島化粧品小間物卸商同業組合  
廣島荒物卸商組合  
尾道小間物化粧品袋物商組合  
○廣島縣除蟲菊同業組合  
吳化粧品小間物卸商組合  
苜品化粧品小間物卸商組合  
○矢野 壘 同業組合  
三原市小間物化粧品商組合  
○廣島縣薄荷同業組合

廣島市細工町・廣島クラブ販賣株式會社内  
同市猿猴橋八一  
尾道市土堂町・三宅方  
同市  
吳市・商工會議所内  
府中町八三六  
安藝郡矢野町役場内  
三原市本町一五六三ノ十二  
福山市天神町西詰

昭一一・五・六  
大七・一〇・一  
昭一五・七・二〇  
大七・六・一三  
昭六・四月  
昭三・一〇・一五  
大六・一・二・一〇  
昭一二・四・二五  
明四〇・七・二六

○佐久間 勇  
○柴田 益明  
三宅 保次郎  
安保 恭作  
○山縣 鐵之助  
○益田 照次郎  
○濱井 大  
○兒玉 清一  
荒木 茂市

小河 喜作  
岩崎 松太郎  
平岡 德之助

三六  
二五〇  
九八六  
三六  
三六  
四〇  
四七

山口縣

山口小間物商組合  
山口縣石鹼化粧品小間物卸商組合  
字部化粧品組合  
下關市小間物袋物商組合  
防府石鹼化粧品小間物小賣商組合

山口市西門前町三〇・來栖方  
下關市西南部町二二〇・夏川本店内  
内宇部市東區常盤通一丁目  
下關市西端町  
防府市三田尻町

昭一五・八・二〇  
昭一五・九・一三  
昭一五・九・一四

○來栖 信助  
夏川 和造  
甲斐原 英太郎  
○藤井 義太郎  
○前田 忠雄

豐 勝

二八三  
三三九  
三五  
四三  
九

德島縣

德島縣小間物化粧品卸商組合  
德島化粧品小間物小賣商組合  
德島化粧品商組合

德島市二軒屋町二ノ二二・大石方  
同市西新町一丁目  
同市・商工會議所内

明四四・六・二六  
昭一三・五月  
昭一四・一・二五

大石 德藏  
田村 勝實  
田村 保

豐 勝

二二三  
七五  
二六

香川縣

香川縣小間物化粧品組合  
高松小間物化粧品同業組合  
丸龜化粧品小間物組合  
善通寺化粧品組合  
多度津化粧品同業組合  
觀音寺化粧品組合  
香川縣化粧品製造販賣商組合

高松市南新町一五・綾田方  
同市兵庫四〇・金光方  
丸龜市松屋町筋・小西方  
善通寺赤門筋・城井方  
多度津南町・西岡方  
觀音寺町・松崎方  
高松市片原町一一・清水方

大一四年  
昭六・一・二・五  
大一五年  
昭一〇・三・二五  
昭三・三・一五  
昭一六・七・一四

○綾田 吉之助  
○金光 常吉  
○小西 篤治  
○城井 小彌太  
○石川 嘉左衛門  
○松崎 秀太郎  
高岡 政市

國友 幸  
中野 幸吉  
西岡 芳助

六五  
一七  
三一  
三六  
四五

愛媛縣

今治小間物化粧品組合  
八幡濱市化粧品小間物商組合  
今治化粧品小賣商組合  
○伊豫除蟲菊同業組合

今治市中小路  
八幡濱市船場通二五三  
今治市川岸端  
同市

大一〇年  
昭一四・一・一月  
昭一五・七・二七  
大一一・七・一九

○增田 茂八郎  
○大谷 長九郎  
達川 繁一  
中村 經滿

三二  
三八  
一四〇

高知縣

大分縣

高知化粧品同業組合	高知市堺町八	昭一三・八・五改組	○宇田喜太郎	三
高知小間物化粧品卸商組合	高知市本丁筋四ノ一〇六	昭一五・一月	佐野敏雄	四二
大分化粧品商公認組合	大分市竹町通六丁目	昭三・七月	○中山善助	一五三
○大分縣木蠟業同業組合	大分市	明三八・二・一四	○清水高藏	一四三
佐伯小間物化粧品組合	佐伯町二四六	大二三・三・二五	○佐々木庫也	二〇
白杵町化粧品同業組合	杵臼町壘屋町	明二五・四・一〇	○江藤乙一	二六
			吉良貞吉	

福岡縣

全九州下關化粧品卸商組合	福岡市行町五三・九州商報社内	昭一三・三・八	○井上與吉	中尾映己	一二〇
福岡化粧品商組合	同		○相部正太郎		六八
福岡藥種化粧品小賣業組合	同市新柳町大門通・高倉藥局内	昭一五・五・三	○木村巳之吉		九
福岡博小間物商組合	同市行町五三・九州商報社内	昭一五・八・二四	相部正太郎		
福岡縣小間物袋物卸商組合	同	昭一五・九・九	山本伊三		
福岡小間物袋物卸商組合	同	昭一四・四・一二	同		
○筑前木蠟同業組合	筑紫郡二日市町二日市九一〇	昭一四・四・一二	正木八十八		
○筑後木蠟同業組合	久留米市京町八ノ八一	昭一四・四・一二	野田勝次		
門司化粧品商組合	門司市榮町六丁目・鳥生方	明元・一二・一〇	○鳥生利三郎		三七五
北九州五市小間物商組合	小倉市魚町四・西村方	昭一四・二・一七	○西村幸三郎		二二八
支那九州五市小間物商組合	門司市榮町六丁目・鳥生方	昭一四・四・一	○鳥生利三郎		一五〇
門司小間物袋物商組合	同	昭一四・四月	○同		二五
小倉化粧品商組合	小倉市魚町・西村方	昭一五・四・六	○西村幸三郎		一八
福岡縣小間物袋物小賣商聯盟會	小倉市魚町四・西村方	昭一四・四月	○西村幸三郎		二一六
若松市化粧品組合	福岡縣若松市明治町三丁目	昭一二・四・八	○宮地俊作		一〇
飯塚嘉穂小間物化粧品同業組合	飯塚市本町	明九・六・六	○伊藤彌三郎	寺島次郎	一五〇

佐賀縣

戸畑化粧品商組合	戸畑市明治町五ノ四・二八九	明二・三月	○重松重一	梅田倉一	四六
戸畑小間物商組合	戸畑市中本町一丁目	昭一四・三・一〇	○平川幾太郎		二二
久留米小間物組合	久留米市三本松町	昭一四・二・一五	○大石徳藏		四〇
直轄小間物化粧品同業組合	直方市古町	昭一三・一〇・二〇	○鋤田虎五郎		一三七
唐津化粧品石鹼卸商組合	唐津市大石町・峯方	昭一三・四月	○峯直		一〇
武雄小間物化粧品商組合	武雄町温泉通り一丁目・前田方	大一四・七月	○前田英一		二五
佐賀縣化粧品小間物商組合	佐賀市蓮池町七七		○小部松一郎		
佐賀縣服裝雜貨商組合	同市蓮池町・大間商店内		○久原八郎		五二
佐賀市服裝雜貨商組合	同				

長崎縣

長崎小間物化粧品商組合	長崎市廣馬場町四	明四四年	○富永政彦		三三〇
長崎醫藥業組合	同市今魚町五七	昭二年再立	○江崎榮造		二〇
佐世保化粧品小間物玩具小賣商組合	佐世保高砂市町六一	昭一五・八・二六	○小田安太郎		二一三
西肥化粧品商組合	東彼杵郡早岐町・村山方	大一二・三・二〇	○谷口爲八		七〇
島原化粧品小間物商組合	島原市中堀町	昭一三・一〇・一三	○谷口爲八		七一

熊本縣

○肥後木蠟同業組合	熊本市出水町大字今七一四	明四一・一〇・五	○永原邦彦		二三五
熊本縣小間物雜貨卸商組合	同市横紺屋町・商工會議所内	昭一五・六・一九	○高田松美		七
熊本化粧品商組合	熊本市西坪井町一丁目	大一一・四・二・一七	○正清彌七		三六五
熊本化粧品卸商組合	同市鹽屋町裏之番町十	昭一五・八・五	○益田彌平		一五
熊本化粧品商組合	葦北郡水俣町濱三・一二四	大一一・三・四・一〇	○米澤市藏		四八

組合團體

宮崎縣

都城化粧品商組合	都城市西上町・商工會議所內	昭一三・四月	○瀬戸山武助	三五〇
都坂小間物化粧品小賣商組合	同市同	昭一五・三・六	○和田忠雄	七五
宮崎縣北化粧品組合	延岡市祇園町			

鹿兒島縣

鹿兒島縣小間物雜品卸商組合	鹿兒島市仲町二二四・大丸商店內	昭一五・八・三一	○大工園達藏	二〇〇
鹿兒島小間物雜品小賣商組合	同市吳服町二八	昭一五年	○弓削重三郎	六〇〇
鹿兒島縣化粧品卸商組合	同市仲町二二四・大丸商店內	昭一五・八・二五	○大工園達藏	一〇〇
川內洋品雜貨小間物化粧品商組合	川內町販町	昭一四・一・二〇	○伊藤長次郎	四〇五
志布志化粧品組合			上村治三	二〇

臺灣

臺灣藥粧品石鹼統制組合	臺北市京町四ノ一〇	昭一五・七・二〇	神木次郎	二五〇
臺灣石鹼商藥種雜品統制組合	同市榮町三ノ二二	昭一六・三・二二	同	一四九
臺北和洋雜貨卸商組合	同市永樂町二ノ一二二	昭一四・七・一五	林祖謙	六六
臺中雜貨卸商組合	臺中市榮町二丁目五	昭一四・二・一一	高橋虎二	一九〇
臺中州雜貨卸商組合	同	昭一六・八・九	名取學文	六一
臺南和洋雜貨卸商組合	臺南市田町四三ノ一九	昭一六・五・二四	藤田武一	一〇七
臺南和洋雜貨小賣商組合	同	昭九・一・四	小出錠市	一五二
彰化雜貨商組合	彰化市南門町一七九	昭一四・一・二四	李川精九郎	三九
高雄小間物商組合	高雄市榮町二ノ一六・高雄商工會	昭一四・一・二四	宮村榮七郎	二二
屏東和洋雜貨商組合	屏東本町二ノ五一七	昭一三・九・六	崎村榮七郎	七八
臺北州纖維既製品卸商組合	臺北市京町四ノ一〇	昭一五・九・一三	神木次郎	二一五

朝鮮・關東州

朝鮮化粧品代理店組合	京城府大和町三ノ九・鮮滿粧業社內	昭一四・一〇・一四	宇惠吉藏	六一
京城化粧品小間物商組合	同府同社內	昭四・九・一	岡田永治	五二〇
朝鮮化粧品製造業組合	同府笠井町二七一・三好商會內	昭一六・六・一一	西脇竹次郎	一七
釜山小間物商組合	釜山府辨天町二ノ四一・夏川釜山支店內	昭一五・八・二二	夏川義信	二七
釜山化粧品同業組合	同府大倉町三ノ四	大一四・八月	○西尾角藏	二〇七
仁川化粧品同業組合	仁川府本町三・吉田洋品店內	昭三・三月	○吉田信次郎	四三
仁川化粧品組合	同府本町四ノ八	昭一六・九月	吉田新治	三五
朝鮮人側仁川化粧品商組合	同府京町三三・仁和商會內	昭一五・二・二一	須崎武一	八九
嶺南浦化粧品小間物雜貨小賣商組合	嶺南浦三和町八四	昭一三・年	倭田霜一	四五
元山服裝雜貨小賣商組合	元山府本町三丁目	昭一四・一・一五	村田繼殿助	一三〇
海州洋品雜貨商組合	海州府南本町二九	昭一四・一・一五	松本光永	七三
普州服裝雜貨小賣商組合	普州府日出町七〇	昭一五・七・一五	清水平吉	三〇
平壤化粧品小間物商組合	平壤府大和町十一	昭一四・一・一三	湯藤畫生	三一
大田化粧品商磨石鹼商組合	大田府春日町一丁目	昭一四・一・一三	大黑勝太郎	五一
大田服裝雜貨小賣商組合	同府本町一丁目	昭一五・年	松浦龜治郎	三〇
木浦化粧品小間物商組合	木浦府榮町二ノ一	昭一四・九・七	川崎伊三郎	三〇
咸興小間物化粧品小賣商組合	咸興府軍營通一丁目	昭一五・八月	伊崎信一郎	三〇
咸興玩具商組合	同	昭一五・九・一八	富永恭平	六六
新義州小間物商組合	新義州眞砂町七丁目	昭一五年	○石川良三郎	六六
大邱化粧品商組合	大邱府・商工會議所內	昭一四・二・八	○同	
大連化粧品商組合	大連市大正通三一・石川方	昭一四・七月		
關東州藥粧實業組合	同市羽衣町一	昭一五年		
關東州化粧品組合	同市浪速町一二五	昭一五年		

滿洲國・中華民國

滿洲化粧品統制組合	新京日本橋通六五	昭一五・九・一二 (康德七年)	石黑義博	八五
-----------	----------	--------------------	------	----

組合名	設立・認可年月日	地	區	組合員数	出資總額	事務所	代表者
奉天洋雜貨化粧品商組合	昭五・一・二一	奉天市平安廣場奉天輸入組合内		昭五・一・二一	〇	〇加藤佐太郎	二五
青島化粧品商組合	昭一・二・二八	青島市場三路勸業場・大平小間物店內		昭一・二・二八	〇	〇大平清雄	三〇
北京化粧品小間物商同業組合	昭一・五・一一	北京内一區三條胡同・北京日本商工會議所内		昭一・五・一一	〇	〇八木憲三郎	五二
南京化粧品及用具卸小賣同業組合	昭一・五・二七	南京太平路・華中百貨店內		昭一・五・二七	〇	〇松井友次郎	四〇
中支那石鹼販賣協議會南京支部	昭一・五・一〇	南京中山水路・三菱商店内		昭一・五・一〇	〇	〇今井卯三郎	一五

聯合會の部

六大都市化粧品組合聯合會	昭一・五・四月	東京市日本橋區馬喰町三ノ三		昭一・五・四月	六組合	小林富次郎	
全國荒物雜貨小賣商組合聯合會	昭一・六・六・二	北海道網走町南四條西三丁目高橋方		昭一・六・六・二	〇高橋政芳	同	
北見四郡化粧品組合聯合會	昭一・三・五・一〇	豐原市西一條南六ノ五		昭一・三・五・一〇	〇野原常太郎	同	
樺太小間物化粧品商組合聯合會	昭一・五・八・一八	宇都宮市杉原町三、二、三五		昭一・五・八・一八	〇藤井源太郎	同	
千葉縣化粧品小間物石鹼商組合聯合會	昭一・五・九・二五	千葉市龜井町七二		昭一・五・九・二五	〇宇津木市太郎	同	
富山縣西部化粧品小間物商組合聯合會	昭一・五・九・一三	富山縣高岡市新横町一二四五		昭一・五・九・一三	〇野村岩太郎	同	
中部日本石鹼卸商組合聯合會	昭一・六・四・一六	名古屋市中區岩井通二ノ十一		昭一・六・四・一六	〇加藤寛次郎	同	
愛知縣小間物雜貨小賣業組合聯合會	昭一・六・四・一八	名古屋市中區門前町三ノ五		昭一・六・四・一八	〇早川徳三郎	同	
滋賀縣小間物化粧品業組合聯合會	昭一・五・一・九	京都市下京區東洞院五條上ル		昭一・五・一・九	〇橋谷忠一	同	
京都府化粧品業組合聯合會	昭一・五・一・三	尾道市土堂町六八八		昭一・五・一・三	〇今西兵衛	同	
中國・四國除蟲菊同業組合聯合會	昭一・五・一・一〇	廣島市堀川町		昭一・五・一・一〇	〇安保恭作	同	
廣島化粧品小間物小賣商組合聯合會	昭一・五・一・一〇	香川縣高松市新町二ノ一五		昭一・五・一・一〇	〇綾田吉之助	同	
四國化粧品小間物卸賣商組合聯合會	昭一・五・九・四	丸龜市富屋町六一・赤丸商店内		昭一・五・九・四	〇大井季茂	同	
西讃化粧品業組合聯合會	昭二・四・二〇	熊本市坪井町一ノ九・正清方		昭二・四・二〇	〇正清彌七	同	
全九州化粧品商組合聯合會	昭二・四・一四	大阪市北區梅ヶ枝町八八		昭二・四・一四	〇石塚岩三郎	同	

全九州及下關化粧品組合聯合會	昭二・一・一月	戸畑市明治町五ノ四八二九		昭二・一・一月	〇重松重一	同	
長崎鹽甲組合聯合會	昭一・三・九・一〇	長崎市江戸町六八		昭一・三・九・一〇	〇垣立富藏	同	
臺中州雜貨商組合聯合會	昭一・五・八・一一	臺中市榮町二ノ五		昭一・五・八・一一	〇高橋虎二	同	
新竹州和洋雜貨商組合聯合會	昭一・五・九・一五	新竹市榮町三ノ一		昭一・五・九・一五	〇陳地光	同	
福井縣石鹼化粧品小間物商組合聯合會	昭一・五・九・一一	福井市佐佳枝上町四八		昭一・五・九・一一	〇野地光男	同	

業界全國工業組合一覽

【昭和十六年九月三十日現在】

組合名	設立・認可年月日	地	區	組合員数	出資總額	事務所	代表者
北海道石鹼工業組合	昭九・四・二三	北海道一圓		昭九・四・二三	一〇、〇〇〇	札幌市北二條東十一ノ二三	新倉國造
北海道除蟲菊製品工業組合	以下昭略す	同		五〇〇、〇〇〇	〇	札幌市南一條西四丁目	關口憲次郎
札幌護謨工業組合	七・二・二〇	札幌、旭川市、石狩、空知		一二	二四、四〇〇	札幌市南一條西四丁目	根尾舜策
函館護謨工業組合	一〇・三・一	上川支廳管内		二	一〇、〇〇〇	函館市追分町七〇	田山宗市
北海道府工用製品工業組合	一〇・三・一	北海道一圓		四七	一五、七五〇	小樽市花園町西三ノ六	濱村由太郎
小樽護謨工業組合	九・三・一	小樽市		一〇	一五、〇〇〇	小樽市入舟町二ノ三五	中村仁郎
北海道精油工業組合	一三・八・一五	北海道一圓		四	一〇〇、〇〇〇	札幌市北六條東十一ノ三三	辰繁又一
空知留萌皮革製品工業組合	一三・一〇・二九	空知、留萌兩支廳管内		一〇〇	二、〇〇〇	岩見澤町空知支廳内	倉町新八根
根釧皮革製品工業組合	一四・二・一	釧路市、釧路、根室支廳管内		三六	一、〇〇〇	釧路市、支廳殖産課内	小杉滋二
室蘭地方皮革製品工業組合	一三・一〇・二九	室蘭市、釧路、日高各支廳管内		五六	二、〇〇〇	室蘭市役所産業課内	秦銑一
北海道澱粉工業組合	五・五・三	北海道一圓		一一	三〇〇、〇〇〇	小樽市堺町二五	長谷川四郎
北海道化粧品工業組合	一六・七・一八	同		三〇	〇	札幌市南二條西四丁目	



奧羽地方

弘前皮革製品工業組合	一三・一二・八	弘前市中津輕郡外三郡	五四	四、九四〇	弘前市土手町三九、川島方	川島隆三
弘前金屬製品工業組合	九・三・七	弘前市、中津輕郡	五一	三、〇〇〇	弘前市在府町六一	木村隆三
青森皮革製品工業組合	一二・八・一二	青森市、東津輕郡下、北郡	二〇	三、〇〇〇	青森市新町七八	川島彌四郎
山形縣茶種油工業組合	一五・七・一六	山形縣一圓	一八	二、五〇〇	山形市六日町	工藤善作
鶴岡和蠟燭工業組合	一四・一〇・五	鶴岡市、西東田郡大山町	一九	一、一四〇	鶴岡市日和町甲二	宮田新吉
東日本燐寸軸木工業組合	一四・一〇・二	北海道青森秋田岩手	二八	一、〇四〇	盛岡市上田中堰一七	熊谷清造
八戸皮革製品工業組合	一三・一二・七	八戸市、三戸市、上長苗代村	二二	一、〇四〇	八戸市香町二五	東瀨守藏
會津若松飾箱工業組合	一五・四・一七	若松市	一一	二、四六〇	會津若松市石堂町三八六	成田延八
福島縣茶種油工業組合	一五・九・一六	福島縣一圓	一三	四、〇〇〇	若松市年貢町八二三	山崎武雄
福島皮革製品工業組合	一三・八・二六	福島市信夫郡伊達郡	三一	二、〇四〇	福島市信本町二八	杉江仙次郎
東北護謄工業組合	一四・六・一四	宮城、福島、山形、秋田、岩手	一六	二〇〇、〇〇〇	仙臺市長町東裏北五五	

關東地方

茨城縣茶種油製造工業組合	一五・二・二九	茨城縣	一六	五〇、〇〇〇	水戸市袴塚町二六一、日向野	飯田清
茨城縣化粧油工業組合	一六・八・二二	同	二一	一〇、〇〇〇	直壁郡下館町甲三、日向野	日向野省平
茨城縣澱粉工業組合	一五・五・一	同	二二	五、〇〇〇	鹿島郡新宮村大字畑田	武井増夫
栃木縣茶種油工業組合	一五・五・三	同	九	六、五〇〇	宇都宮市今泉町一、〇八三	橋本代吉
栃木縣線香工業組合	一五・八・二	同	四	四、〇〇〇	宇都宮市大町九七	小野川鍋次郎
栃木縣カイロ灰工業組合	八・五・九	同	二九	一一、五六〇	栃木市泉町三七八	田村政太郎
群馬縣茶種油工業組合	一五・八・一五	群馬縣	六	三、八〇〇	大宮市大字大宮三七七一	鈴木惣兵衛
埼玉縣茶種油工業組合	一六・七・二一	大宮市	九	五、〇〇〇	南埼玉郡岩槻町	鈴木惣兵衛
埼玉縣製紙工業組合	一五・一〇・一五	同	六	二、五〇〇	北埼玉郡加須町大字加須五	阿戸理作
埼玉縣澱粉工業組合	一五・五・八	同	九	二、五〇〇	入間郡坂戸町大字坂戸五三	
埼玉縣澱粉工業組合	一五・三・四	同	六	二、五〇〇		

東京府

千葉縣植物油工業組合	一五・一〇・一二	千葉市、市川市、銚子市、外大郡、海上、香取、匝根、山武外十五ヶ町村	一四	五〇、〇〇〇	千葉市稻毛町二ノ、一八五	齋藤市藏
千葉縣澱粉工業組合	一〇・五・二三	同	六七	九六、二〇〇	銚子市新生町三ノ、四〇一	千年貞次郎
神奈川縣茶種油工業組合	一三・一一・一四	千葉郡外八郡十四ヶ村	七	三一、五〇〇	神奈川縣曾屋二ノ、二六〇・大	穴倉金三郎
神奈川縣製革工業組合	一一・二・〇・八	神奈川縣	五	一五、〇〇〇	安商町	佐藤佐四郎
神奈川縣澱粉工業組合	一三・五・三一	神奈川縣、山梨縣	一	一、〇〇〇	横濱市神奈川區入江町三ノ、三〇二	野村常雄
神奈川縣刷毛、刷子工業組合	一四・九・二五	横濱市	一	五、〇〇〇	横濱市中區相生町五ノ、九五	竹内興作
神奈川縣石鹼工業組合	一三・一二・二六	横濱市	一	一、〇〇〇	横濱市中區花咲町一ノ、一八	小笠原克太郎
東京輸出金屬石鹼容器工業組合	一一・三・一〇・一四	東京府	一五	六、七〇〇	日本橋區馬喰町三ノ、三東京	井上小四郎
東京（ヤ）ネット工業組合	一一・五・二・二三	東京府	二七	九、三七五	同	岩谷竹次
東京化粧品工業組合	一一・五・二・二	東京府	七	八〇、〇〇〇	同	小林富次郎
東京（ヤ）工業組合	一六・一・一九	東京府	一一	二、五〇〇	同	河合仁平
東京（セ）ロイド玩具工業組合	一六・六・一〇	板橋區、足立、王子、豊島、荒川各區	一一	三〇、〇〇〇	板橋區志村長後町二六三三	木村進太郎
東京輸出（セ）ロイド玩具工業組合	二・一・月	東京府	一〇	五三、八〇〇	淺草區柳橋二ノ、十一	永峰兼松
日本大豆油工業組合	一四・一二・二六	内地一圓	一一	五五、〇〇〇	麴町區丸ノ内二ノ、六	杉山金太郎
東京造花工業組合	一四・五・三一	東京府	一〇	七、九五〇	淺草區象湯三ノ、一九	矢口尊三郎
東京獸油脂工業組合	一〇・九・一七	東京府	八五	三五、〇〇〇	荒川區尾久町十ノ、一八九五	耕田松次郎
東京醫甲製品工業組合	一四・二・一四	東京府	一〇	三〇、〇〇〇	淺草區桂町十三、金時ビル	宮本伊吉
東京牙彫工業組合	一四・九・二三	同	一八	二四、〇〇〇	同區藏前三ノ、二二ノ、一	中村證三
東京刷子工業組合	四・一・八	東京府	六二	一二、〇〇〇	本所區吾妻橋二ノ、二	名兒耶清松
日本東都護謄工業組合	七・七・一九	東京府、神奈川、靜岡、千葉、埼玉、茨城、群馬各府縣	二二	九三、〇〇〇	向島區寺島町五ノ、一四六	瀧谷雄太郎
東京輸出金屬雜貨工業組合	八・三・三	東京府	二五	四三、〇〇〇	淺草區壽町二ノ、二	井村松五郎
東京（セ）ロイド櫛工業組合	八・三・二七	同	四	四一、六〇〇	淺草區淺草橋二ノ、八	戸谷佐吉
江東皮革工業組合	九・九・二一	向島區、江戸川區	九一	八六、四〇〇	向島區吾嬬町東七ノ、六八	永井正幸

組合團體

Table listing various industrial groups and their details, including names like '大日本人造パター工業組合' and '東京セロイド再製生地工業組合'.

三〇

Table listing names of individuals and their affiliations, such as '山口八十八', '村松庄太郎', and '鎌田乙吉'.

二八四

中部地方

Table listing industrial groups in the Chubu region, including '東京合成香料工業組合' and '静岡縣茶種油工業組合'.

三一五

Table listing names of individuals and their affiliations in the Chubu region, such as '青木銀藏', '八木專之助', and '杉山市太郎'.

二八五



組合團體

大阪パフ工業組合 一四・一二・六  
大阪化粧品工業組合 一四・一二・六  
日本除蟲菊工業組合 一五・六・三

大阪府  
同 大阪、京都、兵庫、岡山、香川、愛知、奈良、岡山

一七  
一八二  
三四

一〇、〇〇〇  
六三、一〇〇  
二七、四五〇  
同市東區紀伊國町九〇四  
同市東區博勢町二ノ五  
同市西區川區大仁西一ノ四  
三・安住藥房内

大西龜太郎  
中山太一  
安住伊三郎

近畿地方

松原皮革工業組合 一三・四・二一  
姫路革細工業組合 一四・五月  
兵庫縣化粧品工業組合 一六・二・一七  
但馬製針工業組合 一四・九月  
神戸人造眞珠硝子球工業組合 大・五・九・二二  
兵庫縣護工工業組合 昭二・七・四  
高木皮革工業組合 一〇・二・二七  
西日本硝子壘工業組合 一三・二・二二  
兵庫縣釧力製罐工業組合 一三・二・一四  
兵庫縣輸出用雜品工業組合 一四・四・四  
兵庫縣燐寸小函素地工業組合 一六・一・二九  
上鈴皮革工業組合 一三・二・二三  
譽田皮革工業組合 一三・六・一六  
北攝皮革工業組合 一四・二・八  
西日本燐寸軸木工業組合 一四・七・一七  
和歌山縣化粧品工業組合 一五・三・一六  
紀州木蠟工業組合 一四・二・二八  
和歌山縣輸出具卸工業組合 五・七・一八  
和歌山製革工業組合 八・三・八  
和歌山製紐工業組合 一三・三・七  
和歌山縣白蝶貝卸工業組合 一三・六・一

一三・四・二一  
一四・五月  
一六・二・一七  
一四・九月  
大・五・九・二二  
昭二・七・四  
一〇・二・二七  
一三・二・二二  
一三・二・一四  
一四・四・四  
一六・一・二九  
一三・二・二三  
一三・六・一六  
一四・二・八  
一四・七・一七  
一五・三・一六  
一四・二・二八  
五・七・一八  
八・三・八  
一三・三・七  
一三・六・一

姫路市  
兵庫縣  
但馬國、美方郡、一圓  
兵庫、香川、岡山、廣島  
兵庫縣  
花田村  
兵庫、岡山、廣島  
兵庫縣  
神戸市、姫路市  
兵庫縣  
田郷村、御野村  
揖保郡  
川西町、その他  
兵庫縣  
和歌山縣  
和歌山縣  
同  
和歌山市、海草郡  
和歌山縣

七八  
一一  
四二  
九  
一一  
二〇四  
一九七  
九  
一六  
二一  
三二  
五五  
一三  
六二  
一七  
一五  
一七  
一八  
七九  
一〇  
三二

兵庫縣揖保郡揖保村松原  
ナシ  
神戸市兵庫區水木通三ノ二  
兵庫縣美方郡濱坂町  
神戸市葦合區磯邊通三ノ二〇  
同市林田區神樂町一ノ一八  
兵庫縣花田村高木四四九  
神戸市葦合區琴緒町一ノ三四  
神戸市葦合區加納町五ノ三  
同市葦合區雲井通五ノ八  
兵庫縣飾磨郡御野村御着五  
兵庫縣揖保郡揖保村  
兵庫縣川西町火打字廣山三  
神戸市林田區村木町一一  
和歌山市字須三西島村商店  
和歌山縣海草郡築村三ノ七  
和歌山縣西牟婁郡邊町下  
屋敷一七  
和歌山市岡町宮地二六ノ一  
同市北ノ新地中六軒町七ノ一  
和歌山縣東牟婁郡古座町大字古座二〇五

岡田秀一  
堅木忠太郎  
酒井幸雄  
岡部富藏  
廣澤隆市  
尾崎周平  
小山一雄  
山村德太郎  
則武博  
黃馬憲亮  
高山鶴吉  
出口德之助  
平野秀平  
田付蘭  
島村富次郎  
矢本伊馬  
堀熊  
中村愛三郎  
大田直吉  
山見嘉志郎

組合團體

和歌山除蟲菊製品工業組合 一四・一・一四  
紀州棕櫚工業組合 一・一・〇・二  
紀州製傘工業組合 一・一・二・四  
近畿輸出セルロイド腕輪工業組合 一・二・六・二五  
三重縣製革工業組合 一・二・二・一五  
三重縣製革工業組合 一・三・一・一五  
中部ヘヤート工業組合 一・五・九・五  
三重縣製油工業組合 一・五・五・三一  
奈良縣護工工業組合 一・〇・三・二〇  
奈良縣骨卸工業組合 一・一・六・三〇  
日本水牛卸工業組合 一・一・九・一〇  
關西水牛卸生地工業組合 一・三・五・四  
吉野杉箸工業組合 一・三・五・九  
奈良縣皮革工業組合 一・三・六・九  
奈良縣茶種油工業組合 一・五・二・二四  
奈良縣釧力製品工業組合 一・四・一・一〇  
奈良縣袋物工業組合 一・五・九・一六  
日本機寸工業組合 大・一・五・六・一九  
奈良縣セルロイド製品工業組合 昭一・六・五・一三  
京都袋物工業組合 一・六・四・八  
京都金屬製工藝品工業組合 一・〇・二・二六  
京都府茶種油工業組合 一・五・一・二一  
京都府茶種油工業組合 一・三・六・一八  
滋賀縣茶種油工業組合 一・五・一・〇・二五  
京都府整容品工業組合 一・六・九・二九

一四・一・一四  
一・一・〇・二  
一・一・二・四  
一・二・六・二五  
一・三・一・一五  
一・五・九・五  
一・五・五・三一  
一・〇・三・二〇  
一・一・六・三〇  
一・一・九・一〇  
一・三・五・四  
一・三・五・九  
一・三・六・九  
一・五・二・二四  
一・四・一・一〇  
一・五・九・一六  
大・一・五・六・一九  
昭一・六・五・一三  
一・六・四・八  
一・〇・二・二六  
一・五・一・二一  
一・三・六・一八  
一・五・一・〇・二五  
一・六・九・二九

和歌山縣  
同  
海草郡、海草郡  
三重縣、和歌山縣  
同  
桑名郡  
三重、愛知、靜岡、岐阜、滋賀縣  
三重縣  
奈良縣  
同  
奈良、大阪、京都  
奈良、大阪  
國權村、外ヶヶ村  
奈良縣

三一  
二三四  
一〇三  
六  
一七  
一七  
二七  
三四  
二一  
一〇  
二九  
二九  
六二  
三二  
二二  
六八  
四二  
一一七  
一一七  
九  
六六  
二六  
三二

和歌山縣有田郡箕島町大字箕島七八  
和歌山縣那賀郡中野上村大字野上中一六七  
海草郡築地一  
三重縣上野支番町二三六  
津市中茶屋町三三三  
津市下都田一六一八ノ一  
三重縣桑名郡深谷村大字大深四八〇  
同縣桑名郡城南村大字三三二  
四日市市濱町一、三二五  
奈良縣高田町三倉堂一二  
奈良縣北葛城郡西野村口  
奈良縣北葛城郡高田町松塚  
同縣高田郡鴨公村大字飛騨一〇八  
同縣吉野郡國權村  
同縣宇陀郡宇太町字岩崎  
奈良市今在家町十  
奈良縣高市郡今井町六五二  
同縣北葛城郡高田町  
神戸市神戶區榮町通三ノ五  
奈良縣生駒郡法隆寺村  
京都市東區本町一  
京都市東區大路松原上ノ尾門町三六  
京都市相樂郡川西村字菅井小字西ノ二九  
京都市下京區堺町通萬壽寺下俣屋町三三三  
大津市下堅田町  
京都市伏見區南部町七八

上山 藤  
田中平吉  
今津儀一郎  
安屋元郎  
西村普太郎  
岸田幸右衛門  
杉野金六  
横井榮太郎  
長屋康太郎  
安田信太郎  
井上伸一郎  
速水庄司  
佐渡長八  
中田房吉  
守道清  
杉山源三郎  
桑山香次郎  
西田鹿藏  
花岡芳夫  
卯川喜太郎  
秦常三郎  
堀池徳衛  
渡部彌藏  
奥田金之助  
檜崎美鳥

岡山縣護謨工業組合	七・五・一三	岡山、鳥取、島根各縣	二四	一二、五〇〇	岡山市下石井三八四	平田
岡山縣金屬鉦工業組合	一五・六・二二	岡山縣	一五	五〇〇	岡山市兒島町二四九八	永井
岡山縣除蟲菊製品工業組合	一三・一一・二七	岡山縣	四〇	四、五〇〇	岡山市安佐郡龍岡町大字南下安二六	大下
廣島縣除蟲菊製品工業組合	一四・一・九	廣島縣	五六	一七、七五〇	廣島縣安佐郡龍岡町大字南下安二六	森末
廣島縣皮革製品工業組合	二・一・二五	廣島縣	三五	一〇、〇〇〇	廣島縣安佐郡龍岡町大字南下安二六	西川
廣島縣護謨工業組合	六・三・七	廣島縣	一〇	一〇、〇〇〇	廣島縣安佐郡龍岡町大字南下安二六	川島
廣島縣護謨工業組合	一五・七・三	廣島縣	一〇	一〇、〇〇〇	廣島縣安佐郡龍岡町大字南下安二六	山崎
岡山縣雜貨工業組合	一五・八・八	岡山縣	三八	一〇、五五〇	岡山市已之町八二ノ一	市
香川縣輸出鉦工業組合	一三・六・一五	香川縣	二六	五、〇〇〇	香川縣大川郡鶴羽村	天野
土佐縣珊瑚工業組合	一二・二・一八	高知市	二〇	五、〇〇〇	高知市中島町一四	山本
愛媛縣茶種油工業組合	一五・五・二四	愛媛縣	九六	四、〇〇〇	愛媛縣西宇和郡喜須來村	地禮
伊豫縣蠟工業組合	一二・一・一九	同	九	二、五〇〇	同	藏
福岡縣木蠟工業組合	九・二・二〇	福岡縣	六八	二三、五〇〇	福岡市須崎土手町一八ノ九	田北
九州山口硝子工業組合	一三・三・二四	九州一圓山口縣	四五	二一、三〇〇	福岡市昭和通六二	古賀
福岡縣成樹脂製品工業組合	一五・二・六	福岡縣	一三	四、二五〇	同市比惠明治町一四八	原田
福岡縣茶種油工業組合	一五・一〇・二六	同	七一	二一、〇〇〇	同市西中州水上閣内	八尋
長崎縣茶種油工業組合	九・一・二七	長崎縣	三七	二、四〇〇	長崎縣東彼入村郡西大村抗抗出津郷	萩
長崎縣甲製品工業組合	一四・一・二七	長崎市	八	一〇、〇〇〇	長崎市船大工町三一	垣立
長崎縣木蠟工業組合	一五・八・一三	長崎縣	八	六、〇〇〇	長崎縣南高來郡有象町乙六	森保
長崎縣茶種油工業組合	一五・一・二三	同	三三	一二、〇二〇	諫早市永昌名一三	島田

宮崎縣西部澱粉工業組合	一五・四・五	宮崎縣、南部河部外三郡	一〇	九、九〇〇	都城市西上町商工會議所内	西阪
日向澱粉工業組合	一三・七・一六	宮崎縣、兒島郡、廣瀬、佐土原町、宮崎郡、兒島郡、東諸縣郡	九	一一、五〇〇	宮崎縣兒島郡高橋町大字北高橋一四	矢野
宮崎縣茶種油工業組合	一四・八・二一	同	二七	三、八六〇	宮崎市黒迫町一ノ一二	岡本
佐賀縣木蠟工業組合	一四・一〇・三	佐賀縣	四四	六〇、〇〇〇	佐賀縣神埼郡千歳村大字崎村八九五	小森
熊本縣澱粉工業組合	一四・一〇・三	同	八九	六、〇〇〇	佐賀縣三養基郡北茂安村	田野
熊本縣茶種油工業組合	一五・三・九	熊本縣	九	四、一〇〇	熊本縣天草郡赤島村一九五三	竹田
熊本縣茶種油工業組合	一五・六・七	同	一六	一〇、〇〇〇	熊本市文稻町二六	油田
鹿兒島縣大隅澱粉工業組合	八・一〇・二六	肝屬郡、鴨島郡	三一	八三、〇〇〇	鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七三〇八	片岡
鹿兒島縣木蠟工業組合	一五・七・二二	鹿兒島縣	三	七、五〇〇	鹿兒島市島居町二五	元山
南日本製腦工業組合	一〇・一・二〇	鹿兒島、宮崎、熊本各縣	一四	三四、五六〇	鹿兒島市金生町一	本坊
鹿兒島縣茶種油工業組合	一五・三・二三	鹿兒島縣	四四	二五、〇〇〇	同市金生町・十五銀行内	山下
薩摩澱粉工業組合	一三・一・一七	鹿兒島縣	一五	一〇、〇〇〇	鹿兒島縣薩摩郡西之表町西之表七〇	山元
種子島澱粉工業組合	一三・一・二一	熊毛郡	一四	五、五〇〇	鹿兒島市東千石町九二	吉元
鹿兒島縣澱粉製造工業組合	一四・二・七	鹿兒島縣	二一	八六〇	同	渡邊
福岡市造花工業組合	一四・一月	福岡市	一	二、〇〇〇	福岡市今泉町五ノ五三	內外化學工業公司
天津石鹼工業組合	一六・三・二四	福岡市	六	二、〇〇〇	天津日本租界宮島街東亞	天津
日本皮革工業聯合會	一三・二・一四	内地一圓	二五組合	一二、五〇〇	東京市京橋區銀座八ノ八新田ビル内	新田
北海道皮革製品工業聯合會	一四・二・一一	北海道一圓	九五名	一〇〇、一五〇	札幌市西五條西五ノ二二	川中
日本人造眞珠硝子珠工業聯合會	二・六・二八	日本全國	二組合	一〇、〇〇〇	大阪市南區高津町一番丁三四	米田
廣島縣皮革製品工業聯合會	一五・四・一五	廣島縣	五組合	一六、〇〇〇	吳市本通六ノ一三	藤國
日本化粧品工業聯合會	一六・七・一一	東京、大阪、兵庫、和歌山	四組合	五七、五〇〇	東京市神田區元久右衛門町一ノ七	板倉
日本石油工業聯合會	一五・一・一五	日本全國	七組合	四、六二五	同市日本橋區馬喰町二ノ一ノ五花王ビル内	保々
北海道護謨工業聯合會	一二・四・三	北海道一圓	三組合	一、五〇〇	札幌市北二條西二ノ二	金子
日本澱粉工業聯合會	一三・二・二六	内地一圓	一七五組合	一〇、三〇〇	東京市日本橋區通一ノ二西河津ビル	岩瀬



組合團體

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes groups like 釜石商業組合, 能代雜貨小賣商業組合, etc.

關東地方

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes groups like 宮城縣藥粧小賣商業組合, 岩手縣藥粧小賣商業組合, etc.

組合團體

組合團體

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes entries like 埼玉縣工業製品卸商業組合, 群馬縣皮革商業組合, etc.

組合團體

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes entries like 銚子海産油脂移出商業組合, 沼田砂糖紙雜貨小賣商業組合, etc.



東京府

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes entries like '芳賀郡南部商業組合' and '銚子市'.

Main table for Tokyo Prefecture with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Lists various commercial associations across different districts.

組合團體

Main table for Tokyo Prefecture (continued) with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Lists various commercial associations across different districts.

Table with 3 columns: Location (e.g., 東京市, 東京府), Group Name (e.g., 東京市線香卸商業組合), and Number (e.g., 一六・一・二五). Includes a vertical label '組合團體' on the right.

中部地方

Main table with 3 columns: Location (e.g., 愛知縣, 岡崎市), Group Name (e.g., 愛知縣化粧品卸商業組合), and Number (e.g., 八・三・二九). Includes a vertical label '組合團體' on the right.

Main table with 3 columns: Location (e.g., 大町織物洋品), Group Name (e.g., 大町織物洋品製造品小賣商業組合), and Number (e.g., 一四・一・二三). Includes a vertical label '組合團體' on the right.

組合團體

組合團體

Table of combinations and organizations with columns for name, date, location, and representative. Includes entries like '富山化粧品小問物雜貨卸商業組合' and '名古屋市東區添地町三'.

近畿地方

Table of combinations and organizations in the Kansai region with columns for name, date, location, and representative. Includes entries like '寶飯郡東中部小問物化粧品小賣商業組合' and '三重縣北牟婁郡引本町'.

組 合 團 體

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes entries like '紀州除虫菊乾花卸商業組合' and '和歌山縣日高郡印南町印南'.

三〇四

組 合 團 體

Table with 4 columns: Organization Name, Address, Telephone Number, and Representative Name. Includes entries like '三重縣日用品雜貨卸商業組合' and '宇治山田市河崎町'.

三〇五

**滋賀縣化粧品石鹼卸商業組合** 一六・三三〇  
**奈良縣雜貨小賣商業組合** 一六・八八二  
**京都府小間物卸商業組合** 一六・八二五  
**京都府化粧品卸商業組合** 一六・八二五  
**兵庫縣石鹼化粧品小間物卸商業組合** 一六・八二七

**大阪府**

**大阪 刷子卸商業組合** 八・五・一  
**大阪七ルロイ下生地卸商業組合** 八・九・二九  
**大阪 鏡卸商業組合** 九・三・二九  
**大阪 皮革代用品卸商業組合** 一・二・四・六  
**大阪 豚毛卸商業組合** 一・三・六・一四  
**大阪 生護謨卸商業組合** 一・三・六・一四  
**日本綿織糸元卸商業組合** 一・三・六・二七  
**大阪 皮革小賣商業組合** 一・三・一・〇・二七  
**關西再生護謨材料卸商業組合** 一・四・一・七  
**大阪 袋物卸商業組合** 一・四・四・一  
**大阪 北藥卸商業組合** 一・四・五・三  
**大阪 藥品材料卸商業組合** 一・四・五・一八  
**大阪 組紐卸商業組合** 一・四・六・一七  
**堺 服裝雜貨小賣商業組合** 一・四・六・一四  
**大阪 中央藥卸商業組合** 一・四・六・二〇  
**大阪 南藥卸商業組合** 一・四・六・二〇  
**大阪 東藥卸商業組合** 一・四・六・二〇  
**大阪 服裝雜貨小賣商業組合** 一・四・六・二二  
**大阪 植物油卸商業組合** 一・四・七・八

一・二・九  
 二・三  
 二・五  
 六・一  
 四・五  
 八  
 一・七〇  
 一・六八  
 八・三  
 七〇  
 六・四二  
 五・八  
 九〇  
 一一一  
 一二一  
 一・二  
 三・七  
 五・七二  
 五・四一  
 一・六五  
 七・一

一・五、〇五〇  
 六〇、〇〇〇  
 一・二、五〇〇  
 三・五、二〇〇  
 二・二、五〇〇  
 七、二〇〇  
 二・九四、二〇〇  
 四一、四五〇  
 一・〇、〇〇〇  
 一・〇、〇〇〇  
 三・五、二二〇  
 一・〇六、二〇〇  
 二・二、三〇〇  
 四〇、〇〇〇  
 一・二、六八〇  
 三・二、九〇〇  
 四・八八、〇〇〇  
 五・八五、〇〇〇

大阪市東區博勞町三ノ三二  
 同市東區博勞町三ノ三二  
 同市東區龍造寺町二七  
 同市東區龍造寺町二七  
 同市此花區中江町七五  
 同市東區鶴橋北ノ町一ノ一四八  
 同市東區北久寶寺町四ノ四五  
 同市東區西中通一ノ一四  
 同市東區中川町四ノ一五  
 同市東區北久寶寺町二ノ三七  
 同市東區北久寶寺町二ノ一四  
 同市東區大今里町六三七  
 同市東區南久寶寺町二  
 堺市之町・堺商工會事務所  
 大阪市東區東區東區船町七一  
 同市西區東區東區入船町一三  
 同市東區中道本通一ノ二六  
 同市東區南區橋本通一ノ二七  
 同市西區橋本通一ノ一七

中西傳兵衛  
 福田 槍藏  
 今西與兵衛  
 橋本 金治  
 竹本 梅吉

**大阪 裝身具雜貨卸商業組合** 一・四・一〇・二一  
**日本 白蠶皮卸商業組合** 一・四・一〇・二七  
**大阪 羊革卸商業組合** 一・四・一・二五  
**大阪七ルロイ下容器具卸商業組合** 一・四・一・一五  
**大阪 卸卸卸商業組合** 一・四・一・二五  
**大阪 靴卸卸卸商業組合** 一・四・一・二五  
**大阪 擬革卸卸卸商業組合** 一・五・二・二二  
**大阪 石鹼卸卸卸商業組合** 一・五・二・二三  
**大阪 西藥卸卸卸商業組合** 一・五・三・三四  
**大阪 小間物化粧品小賣商業組合** 一・五・三・三九  
**布施化粧品小間物小賣商業組合** 一・五・三・三〇  
**日本毛筆刷手原料毛卸賣商業組合** 一・五・五・三一  
**大阪七ルロイ下再製原料卸商業組合** 一・五・七・四  
**大阪 硝子製品卸商業組合** 一・五・一〇・九  
**大阪 硝子製品卸商業組合** 一・五・一〇・九  
**大阪 府織寸卸商業組合** 一・五・一〇・二六  
**大阪 薰物線香卸商業組合** 一・五・一・一三  
**豐能郡荒物雜貨小賣商業組合** 一・六・四・一九

三三〇  
 二五  
 四四  
 一一二  
 二六一  
 五七  
 七三  
 二三五  
 七七七  
 七〇八  
 二二  
 一七  
 三二〇  
 一六四  
 一六六  
 一一五

二八、八〇〇  
 一六、〇〇〇  
 一八、七〇〇  
 一七、八五〇  
 三八、八〇〇  
 一〇、〇〇〇  
 五二、五五〇  
 一〇〇、〇〇〇  
 二一、〇〇〇  
 七四、五五〇  
 六八、四〇〇  
 五、八五〇  
 一八四、二〇〇  
 二〇、〇〇〇  
 一五、一五〇  
 一〇、〇〇〇

同市東區北久寶寺町一ノ一七  
 同市浪速區小田町一五五  
 同市南區鍛冶屋町六  
 大阪市東區北久寶寺町二ノ四四  
 同市東區北久寶寺町一ノ一六  
 同市東區南區橋本通一ノ一六  
 同市南區安堂寺橋通一ノ一  
 同市南區九條南通一ノ七五五  
 同市東區博勞町二ノ一六八  
 布施市足代一ノ一〇〇  
 大阪市東區清堀町八  
 大阪市東區東區大今里町六五五  
 同市北區地下町一七  
 同市西區西道頓堀筋四ノ三  
 同市南區心齋橋筋二ノ一〇  
 池田市元新町二六九八

島井 清吉  
 上杉源五郎  
 川島 義雄  
 平井 米吉  
 青山 輝三  
 中西 茂  
 永田 兵太郎  
 清水 信三  
 大岡 武重  
 染井 巖  
 吉川朝之助  
 橋本 禎藏  
 松井 善次郎  
 土出 忠治  
 竹田 三太  
 伊藤 清右衛門  
 中井 末吉

**中國地方**

**山口藥粧小賣商業組合** 一一・一・二九  
**下關藥業化粧品商業組合** 一二・三・一七  
**佐波藥粧小賣商業組合** 一二・四・二一  
**宇部藥粧小賣商業組合** 一二・七・一二  
**今市町化粧品小賣商業組合** 一三・五・四  
**三原服裝雜貨小賣商業組合** 一三・一・一  
**中國四國皮革販賣商業組合** 一四・一・二三

七・七  
 三〇〇  
 四一  
 二一  
 三三  
 四三  
 一九

七、七六〇  
 八、六八〇  
 九、九〇〇  
 一四、二〇〇  
 三、五〇〇  
 四、八二四  
 七、六〇〇

山口市新道二、三四〇  
 下關市東南部町三二  
 防府市大字西佐波合二二四  
 宇部市商工會事務所  
 島根縣鏡川郡今市町  
 三原市本町一、七六〇  
 廣島市南三條町三九七ノ三

井上 藤四郎  
 土谷 徳治郎  
 福本 貞次  
 佐村 信一  
 片岡 信助  
 村上 龜吉  
 大國 昇

組合團體

Table of combinations and organizations in the right-hand page, listing various groups and their details.

四國地方

Table of combinations and organizations in the left-hand page, listing various groups and their details.

九州地方

組合團體

Table of combinations and organizations on the right page, including categories like '小倉市', '鹿兒島市', and '福岡市' with associated dates and names.

設立未認可の部

Table of combinations and organizations on the left page, including categories like '唐津市', '宮崎縣', and '大分縣' with associated dates and names.

組合團體

Table listing various trade associations in the Kansai region, including '京都化粧品小問物小賣商業組合' and '山形縣化粧品小問物卸商業組合', with details on their establishment dates and members.

聯合會

Table listing trade associations in the Kanto region, including '日本皮革卸商業聯合會' and '日本護謨原料卸商業聯合會', with details on their establishment dates and members.

業界全國貿易組合一覽

昭和十六年九月三十日現在

○印は貿易組合中央會未加入組合

Main table listing trade associations across various regions like Tohoku, Kanto, and Kansai, including '對露輸出組合' and '對佛瑞白輸出組合', with columns for names, dates, locations, and members.

三三三



組合團體

○日本タオル毛布輸出組合	昭一六・六・一一	同	同市葺合區磯邊通四ノ七神戸ビル五階	天野吉次
日本植物油油精輸出組合	昭一二・二・一六	同	同市神戸區播磨町兎神戸貿易會館分館内	北濱留松
日本薄荷輸出組合	昭一四・一・一四	同	同市同區播磨町三神戸貿易會館第六分館	楠瀬正一
日本除蟲菊輸出組合	昭一四・六・八	同	同市同區東町一六神戸貿易會館内	上山勘太郎
日本セルロイド輸出組合	昭一四・六・二六	内地一圓	神戸市神戸區海岸通一〇、海岸ビル内	外山登三
日本皮毛輸出組合	昭一四・八・一一	同	同市同區江戶町二〇染工ビル三階	福井菊三郎
日本雜貨大洋洲輸出組合	昭一四・一一・二二	同	同市同區播磨町兎神戸貿易會館第一分館	松木兼一
○日本鈕釦輸出組合	昭一五・八・二六	同	同市同區東町一二六神戸貿易會館内	辻伊二郎
日本南洋雜貨輸出組合	昭一六・一・一五	同	同市同區播磨町五二	岡武雄
日本雜貨歐亞近東輸出組合	昭一六・一・一六	同	同市同區江戶町二〇神戸貿易會館第三分館内	林莊太郎
日本南米輸出組合	昭一六・一・二一	同	同市同區東町一一六	藤井松四郎
日本眞珠輸出組合	昭一六・五・八	同	同市同區中山手通二丁目一三七番屋敷	公平哉彦
大和賣藥東亞輸出組合	昭一八・一一・二〇	奈良縣	奈良縣南葛城郡御所町一二〇	増田彌内

輸入組合

日本伊太利輸入組合	昭一三・九・三〇	内地一圓	東京市京橋區銀座八ノ二第百銀行銀座支店内	淺間龍藏
日本東亞輸入組合	昭一五・一〇・一五	同	同市日本橋區室町三ノ二ノ一	關桂三
日本中南米輸入組合	昭一三・八・二三	同	大阪市今橋二ノ二二	南郷三郎
日本歐阿近東輸入組合	昭一三・一一・二五	同	同	同
日本南洋輸入組合	昭一四・七・二二	同	大阪市東區平野町三ノ六	高城荒三
日本護謄輸入組合	昭一三・三・二四	同	神戸市神戸區西町三四	田嶋山松
日本南米輸入組合	昭一三・六・二二	同	横濱市中區日本大通三四	藤井松四郎

組合聯合會

日本伊太利輸出組合聯合會	昭一三・一〇・三一	内地一圓	東京市京橋區銀座八ノ二第百銀行銀座支店内	淺間龍藏
日本東亞輸出組合聯合會	昭一五・八・二一	同	同市日本橋區室町三ノ二ノ一	會長代理理事 黒田鴻五
日本南米輸出組合聯合會	昭一三・一一・二三	同	横濱市中區日本大通三四	加藤平次郎
日本中南米輸出組合聯合會	昭一三・一二・二四	同	大阪市今橋二ノ二二	南郷三郎
日本中南米輸出組合聯合會	昭一三・一二・二三	同	同	同
日本歐亞近東輸出組合聯合會	昭一四・一・一四	同	同	同

その他

東京小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合	昭一五・一一・二二	東京市	東京市日本橋區馬喰町三ノ三	天野源七
大阪小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合	昭一五・一一・一九	大阪府	大阪市東區博勞町一ノ八	西脇竹次郎
京都小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合	昭一五・一一・一〇	京都府	京都市下京區富小路通松原上ル	今西彌三郎
朝鮮小間物雜貨服飾品移入組合	昭一五・八月	朝鮮一圓	京城府古市町四三	中江和一
山東必需品輸入配給組合(化粧品小間物部)	昭一五・一一・一三	山東省	青島市館陶路山東輸入配給組合聯合會内	金森健二
山東必需品輸入配給組合(石鹼部)	同	同	同	太田健造
天津化粧品輸入配給組合	昭一五・七・一二	同	天津日本租界旭街天賀ビル内	小林洋行
天津石鹼輸入配給組合	昭一五・七・一一	同	同	日本油脂株式會社
天津雜品輸入配給組合	昭一五・一〇・一三	同	同	武齊洋行

全國諸團體一覽

註 販賣、交換を主とするもの、別項の各種組合以外に、公私幾多の團體がある。①濫賣矯正、正價維持を主とするもの、②共同仕入、③共同貯蓄、④共同生活、⑤共同衛生、⑥共同防犯、⑦共同救済、⑧共同防共、⑨共同防匪、⑩共同防賊、⑪共同防盜、⑫共同防害、⑬共同防害、⑭共同防害、⑮共同防害、⑯共同防害、⑰共同防害、⑱共同防害、⑲共同防害、⑳共同防害、㉑共同防害、㉒共同防害、㉓共同防害、㉔共同防害、㉕共同防害、㉖共同防害、㉗共同防害、㉘共同防害、㉙共同防害、㉚共同防害、㉛共同防害、㉜共同防害、㉝共同防害、㉞共同防害、㉟共同防害、㊱共同防害、㊲共同防害、㊳共同防害、㊴共同防害、㊵共同防害、㊶共同防害、㊷共同防害、㊸共同防害、㊹共同防害、㊺共同防害、㊻共同防害、㊼共同防害、㊽共同防害、㊾共同防害、㊿共同防害、

組合團體

北海道

會名	結成年月日	會員數	會長・代表者	事務所
札幌小間物化粧品販賣聯盟	昭一四・七・二二	三〇〇	大西哲雄	札幌市狸小路四丁目
函館化粧品小間物卸商同志會	大七五・一一・三	七	榑原清太郎	函館市松風町大門通へ三宏堂内
北海道化粧品卸賣聯盟	昭一四・七月	六九	壽原英太郎	小樽市永井町一丁目
帶廣化粧品卸商同志會	大六	三	有田重太郎	帶廣市大通南十二丁目、平木商店内
函館共榮クラブ會	大二三・八・一	二二〇	白崎朝次郎	函館市青柳五〇、白崎方
函館化粧品統制聯盟會	昭一一・五月	二二六	同	同市高砂町三ノ五
函館巴椿會	昭一一・一一・二三	二四	横岩米藏	同市鶴岡町一、養生堂内
白崎藥友會	昭一一・一〇月	二四	白崎朝次郎	同市青柳町五〇、白崎方
小樽共榮クラブ會	大一一・一〇月	二〇〇	岡島元次郎	同市青柳町五〇、岡島方
壽星會	昭九	二五〇	壽原英太郎	同市入舟町一、壽原商會社内
北海道美粧振興會聯合會	昭八・四月	三〇〇	同	同市永井町一丁目
昭勝美粧振興會	昭一一・五月	一五	廣瀬久也	札幌市大通西十丁目
十勝美粧振興會	昭一一・五月	一五	柏木喜枝子	帶廣市西二條九ノ一六、ミドリ美粧院内
遠輕化粧品共榮會	昭八・一〇月	三七	槌賀喜代市	遠輕町大通三五七
鶴岡市小間物卸商組合互盟會	昭二・一一・一五	七	後藤善太郎	鶴岡市鍛冶町一二五
仙臺大鼓會	昭一六・二月	一〇	加藤幸太郎	仙臺市二日町七五、相江屋商店内
仙臺大鼓會	昭一二・五月	二〇	同	同

會名	結成年月日	會員數	會長・代表者	事務所
仙臺アイデアル會	昭九・五・一四	一一〇	村上安之助	仙臺市花京院通六三、アイデアル商事株式會社出張所内
仙臺金鳥會	昭七・二月	五七	渡邊利兵衛	同市東二番町一二〇、三浦商店内
仙臺紅葉會	昭九・七月	五	村上安之助	同市大町五丁目、加留商店内
仙臺荒物同志會	昭一五・九・二二	三五	同	同市本荒町多門通市電角サケイ商店内
宮城安住會	昭一三・四・二二	一四六	大沼光一郎	仙臺市本荒町七番地
東北イギシ會	昭一六・九月	一	山田久兵衛	同市本荒町多門通市電角、サケイ商店内
東サケイ會	昭一五・一一・一一	一	同	同市本荒町一六、野口一温方
東北イギシ會	昭一六・一一・二二	一	同	同市本荒町一六、野口一温方
水戸共榮クラブ會	昭一五・一〇・一五	七八	川上重之助	水戸市、商工會議所内
茨城イオン會	昭九・一月	五〇	柴沼繁之助	土浦市大町一、一二〇
湖來地方挺身まことの店の會	昭一五・九月	一	宮本松五郎	湖來町下町、津之國屋内
千葉ユキソ會	昭一五・四・二七	一	澁谷八郎	行徳町關ヶ島、澁谷方
埼玉會	昭一五・四・一五	六	島田昌信	葛蒲町一三九
東京化粧品協會	昭一五・七月改組	四六	松田幸治郎	日本橋區橋町十三
東京化粧品協會	大一一・三月・九月	二一	半年持廻、幹事	日本橋區本町四ノ一、高砂化學工業會社内

組合團體

Table listing various associations such as Mitsui Shoyu Kaisha, Nippon Kaisha, and others, including their names and dates of establishment.

Table listing names of individuals associated with the organizations, such as 藤田鋼一, 小山平藏, and others.

Addresses and locations for the organizations, such as 同區兩國二〇、丸見屋商店内 and 同區馬喰町三ノ三ノ一、丸治商店内.

組合團體

Table listing various associations such as Rai-on Kaisha, Nippon Kaisha, and others, including their names and dates of establishment.

Table listing names of individuals associated with the organizations, such as 萩村龜太郎, 坂倉信雄, and others.

Addresses and locations for the organizations, such as 蒲田區東蒲田一ノ一七、小林商店内 and 城東區龜戸町六ノ八六、萩村セルロイド工場内.

# 柳屋ポーム

純粋植物性

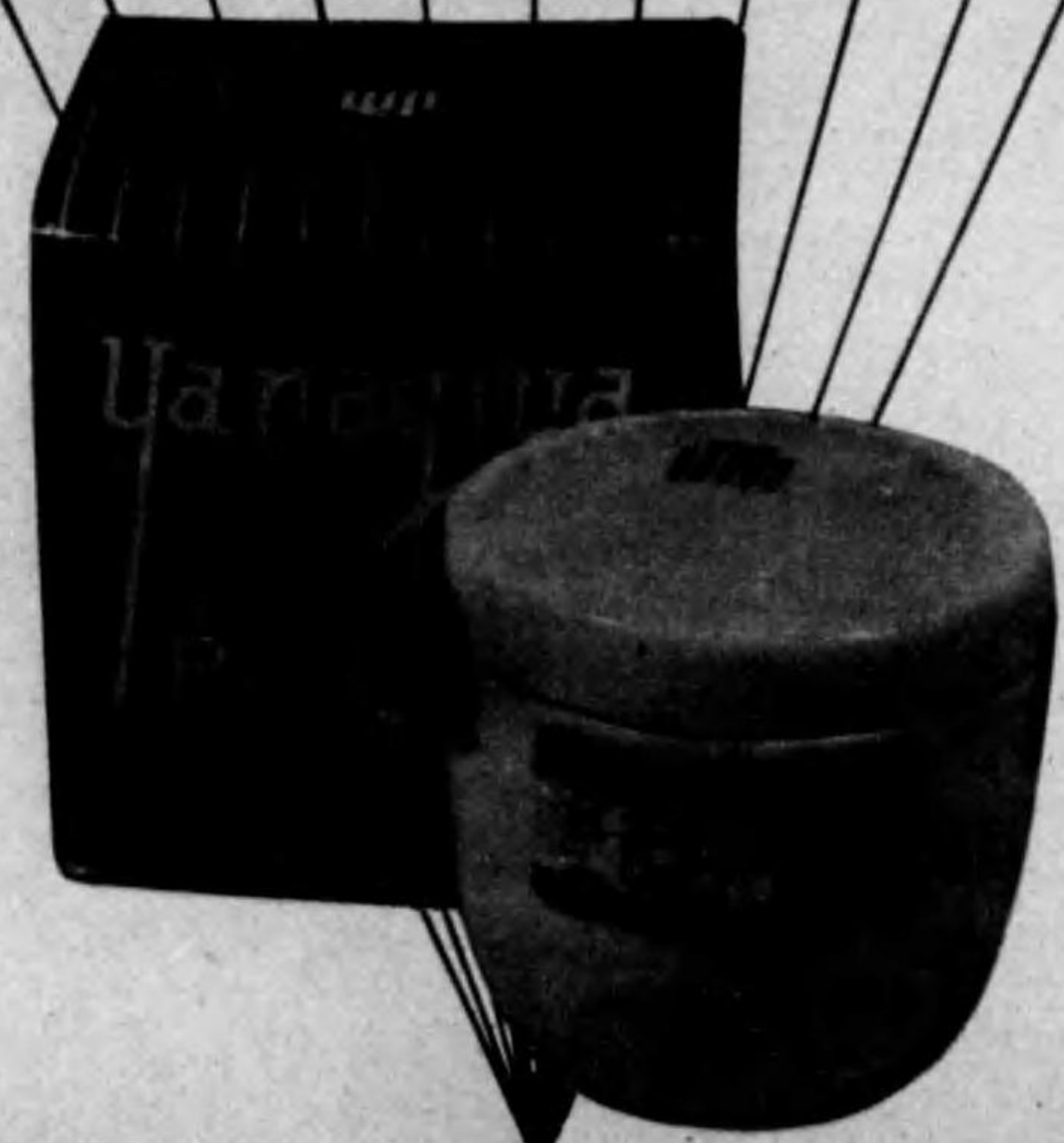
養毛素レソテスリ含有

頭髮衛生の

必需品として

有識層の

絶讃を賜ふ



本店 柳屋 柳屋 柳屋

東京市日本橋區二通

組合名	設立年月	役員	所在地
東京エデン	昭一・七・二	大橋佐吉	神田區豊島町四ノ九、小川美芳堂内
東京彫商出品同盟會	昭三九年	村山善兵衛	日本橋區本石町四ノ四
東京養物親交會	大・三・一〇月	理事長 小口みち子	淺草區淺草橋二ノ一〇、東京養物組合内
東京婦人美容協會	大・一・一〇月		同
東京二親交會	昭一・一・一〇月		赤坂區丹後町一
東京刷毛親交會	昭五年		牛込區市谷田町一ノ三、葵香支店內
東京スリ親交會	昭一・一・六月		赤坂區溜池一四
東京新	昭七・三月		本所區江東橋三ノ九、東京石鹼工組内
東京金鳥組	昭一五・三・二一		京橋區寶一ノ二ノ五、依田忠商店内
東京荒物實業同志會	昭一五・二・〇・一三		淺草區淺草橋三ノ二三、藤井三明商店内
東京荒物實業同志會	昭一五・二・〇・一三		日本橋區蠅殼町、金鳥販賣會社内
ニッサン石鹼會本部	昭一四・六・二一		淺草區神吉町
日本輸入香料統制會	昭一六・九・月		同區千束町二ノ二九四、谷澤商會内
日本商磨工業協會	昭一五・一・〇・八		芝區田村町一ノ二、日産館内日本油脂株式會社
花柳	昭二・四・一		同區馬喰町三ノ三、東京組合内
橋本産業報國會	昭一五・二・二四		京橋區銀座西七ノ三、養生堂内
風美堂工場産業報國會	昭三・六月		芝區田村町四ノ九、ハリウッド美容研究室内
丸小	昭一四・九・二四		京橋區築地一ノ二四
ライオン石鹼慰問會	昭一四・四・八		日本橋區馬喰町三ノ二、長坂商店内
ライオン厚友會	昭一・二・八月		京橋區淺草橋一ノ八、井上小四郎方
ライオン太公望俱樂部	大八・八月		淺草區淺草橋一ノ八、井上小四郎方
ライオン太公望俱樂部	昭三・一月		江戶川區平井三ノ三、ライオン油脂株式會社平井工場内
加和			同
			蒲田區東蒲田一ノ一七、ライオン商磨口腔衛生部内
			同區中六郷町三ノ八、日本ワイエス石鹼内
			日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内

# 明色アストリペン

キメ細かな

素肌美をつくる

科學的

化粧水



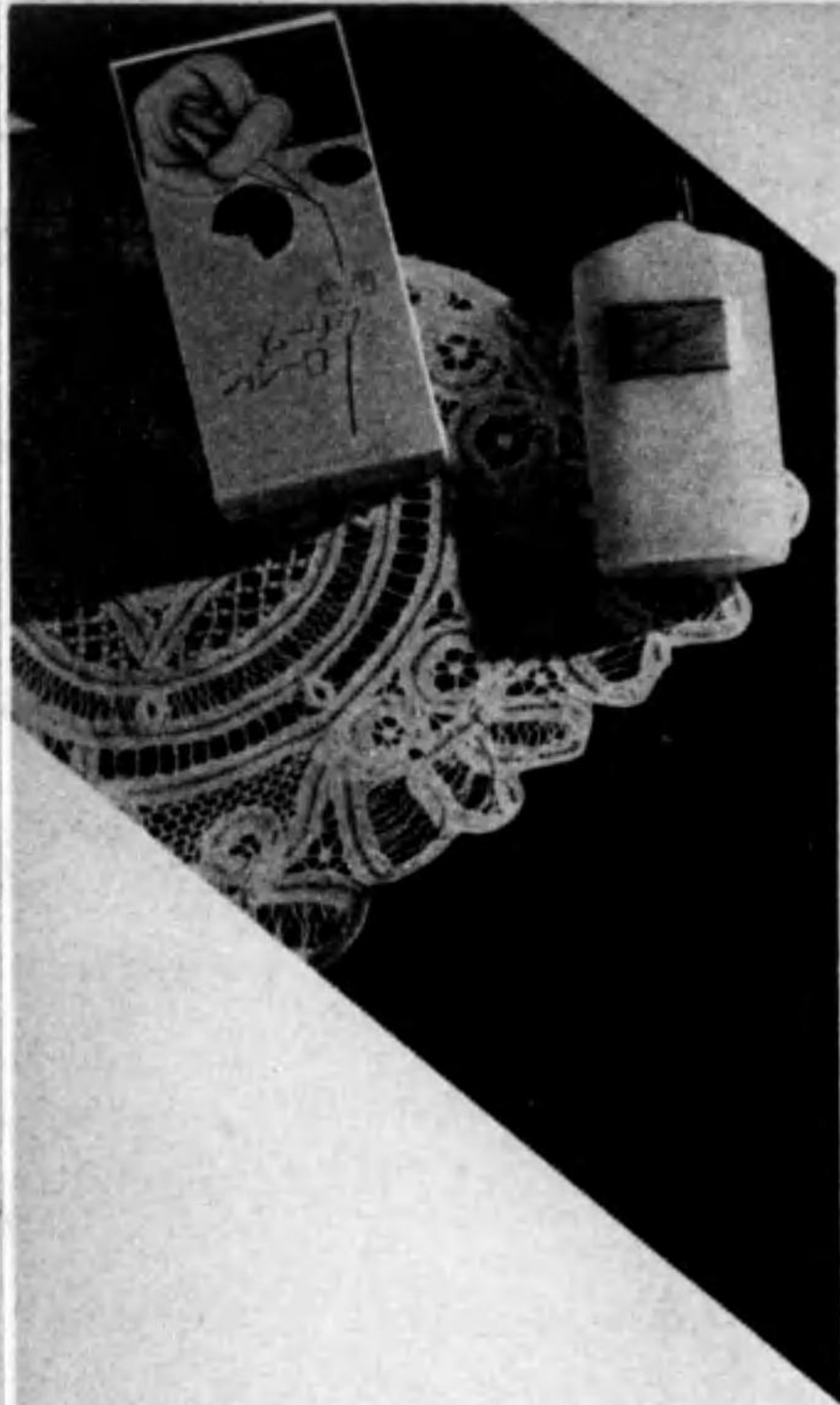
館天順谷桃 株式會社 阪大・京東

日本で初めて完成された  
液体綜合クリーム

藥用

明色クリーム

ローション



第二、四五八號  
賣藥部外品免許證  
營業所 大阪市港區市岡元町五丁目五番地  
株式會社 桃谷順天館  
藥用明色クリームローション  
右賣藥部外品發賣ヲ免許ス  
昭和十三年十一月八日  
大阪府 印

アレ止めに……

榮養に……

化粧下に……

清掃用に……

明色化粧品本舗

株式會社 桃谷順天館

紅口スリナ	ニナニアリスリナ	ムーリクゾーリスリナ
紅口スリナ	トニゼニリスリナ	ムーリクドコーリスリナ
クワート川薬スリナ	ドーホ物植スリナ	粉白水スリナ
ムラーベスリナ	ルイオスリナ	粉白粉スリナ
ニシロートスリナ	クツチスリナ	ーイルミクニリスリナ
水香スリナ	粉洗煉糖他黒スリナ	クニコリスリナ

# 料粧化スリナ



所究研學化陽會 舖本スリナ



竹編棒販賣店ノ大商利ハ此ノ一扇ニアリマス。  
即ち品質最上ト新案ノ包装

この子が産む日  
手編りです  
さしをけり  
さすをさす

新製利下に於  
家々屋必多品  
女子学校教材  
用糸を産産高産

(呈贈表格價定協・定公)

- 東京小間物雜貨卸商業組合員
- 同 縫針卸商業組合員
- 同 手藝裁縫用品卸商業組合員
- 同 釦卸商業組合員
- 同 刷子卸商業組合員
- 同 婦人子供洋裝附屬品卸商業組合員

不二印竹編棒發賣元  
扇印竹製編棒發賣元  
花コトバ印待針發賣元

## 總 關口次朗商店

東京市日本橋區橫山町七  
電話浪花(67)一三六〇番  
振替口座東京五一九〇番

(小店员募集店則待遇方書送ル)

非常に同時に飛行躍る  
榮商社の營業完全型陣

<p>最上級 カネボウ歯ブラシ</p>	<p>カネボウ ムルキパウダー (高級打掃粉)</p>	<p>高級磨粉 カネボウクレンジー</p>	<p>齒研保全 カネボウハミガキ 潤性・粉末</p>
<p>弊社特製ヘアーネット 荒鷺印ネット</p>	<p>衣服更主 マツ家庭染料</p>	<p>カモキ キリメツ(殺虫液)</p>	<p>カネボウ特製 ベルトワックス</p>
		<p>カモキ 蠅取紙 平ボ紙</p>	

東京市日本橋區本町四丁目十五番地 榮商株式會社販賣部 電話九〇九〇番

# 香料



化粧品  
高級配合香料  
石鹼

其他各種原料並香料一般  
飲食料水  
製菓

## 篠崎四郎商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地  
電話・日本橋(24)965番  
振替・東京66161番

非常時に飛躍する  
榮商の營業完成壁陣

◇外台鴻物産工業用油×食料品×纖維製品◇	最高級 カネボウ歯ブラシ	カネボウ ムルキパウダー (高級汗打粉)	高級區坊 カネボウクレンジー	由器保全 カネボウハミガキ <small>間性・粉末</small>
	弊社特製ヘヤーネット 荒鷲印ネツト 各種	衣服更主 マツ家庭染料	カモ子印 キリメツ(殺虫液)	カネボウ特製 ベルトワックス

東京市日本橋區本町四丁目十五番地  
電話・日本橋 21195  
振替・東京 5615  
榮商株式會社販賣部 電話 九〇九〇番

香料



化粧品  
高級配合香料  
石鹼

其他各種原料並香料一般  
飲食料水  
製菓

篠崎四郎商店

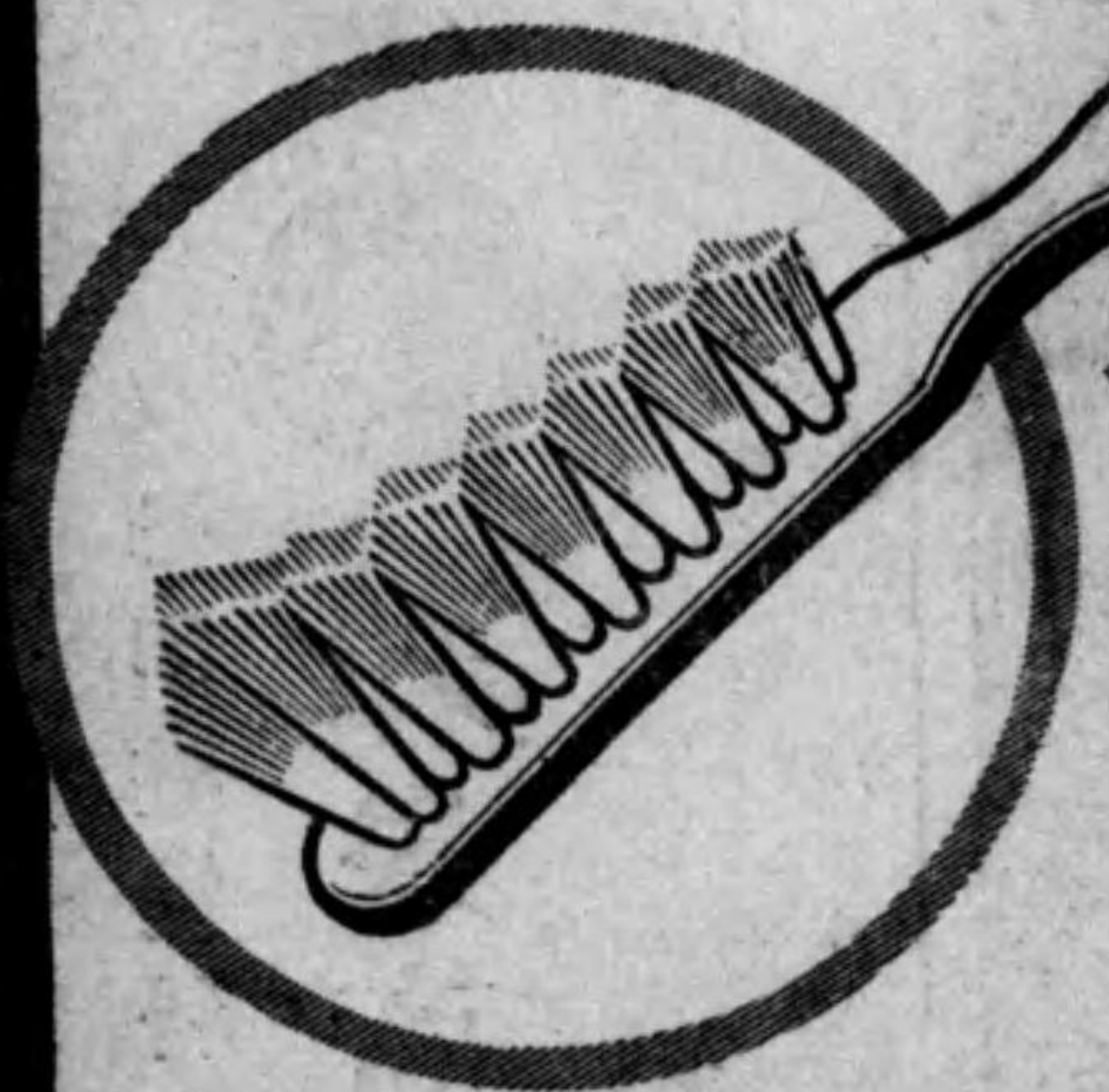
東京市日本橋區本町四丁目十五番地  
電話・日本橋 21195  
振替・東京 5615



友邦 正清  
 印 妻  
 ハブラシ 楊枝

セルロイド製  
 化粧雜貨卸

# 歯 刷 子



東京市浅草区桂町七十四番地 電話浅草(84)四三七四番

## 寺内喜栄堂

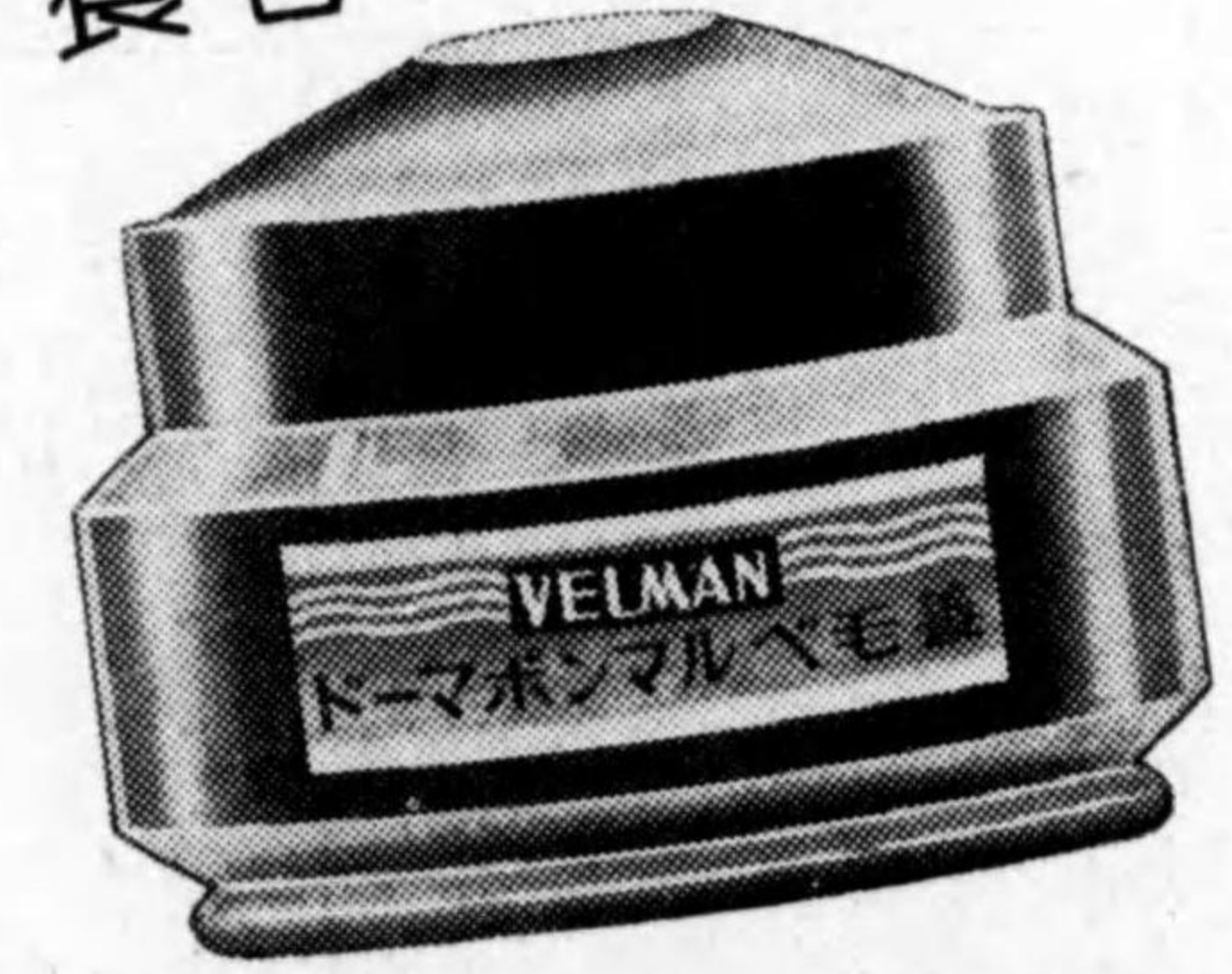
妻楊枝工場  
 千葉県多喜町保  
 電話多喜一〇番

横濱出張所  
 横濱市中区新川二ノ三  
 電話長者町(3)四八四一

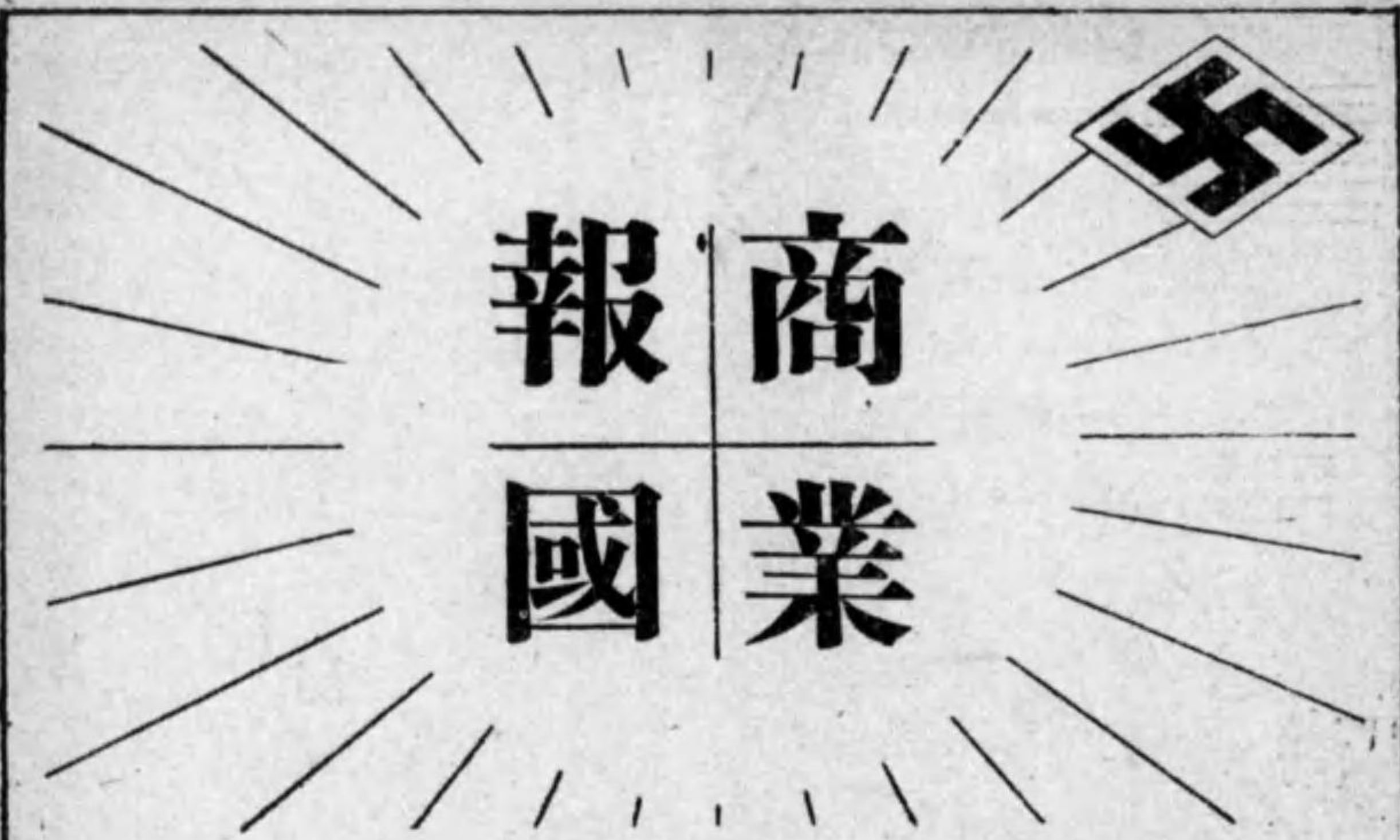


# ベルマン

洋髪(婦人用) チック  
 養毛(コレステリン配剤) ポマード



本 舗 ウエスト化学研究所  
 大阪市東淀川区豊崎東通一ノ二〇  
 電話豊崎(37) 2025 番  
 2164 番  
 振替大阪 31121 番



商業  
報國

東京 協粧會 東京

有限 會社 鈴木 義明 商店	東京 神田	合名 會社 芥田 商店	東京 品川	株式 會社 武孝 商店	東京 巢鴨	有限 會社 井田 西國 堂	東京 本所
----------------------------	----------	----------------------	----------	----------------------	----------	---------------------------	----------

ラモナークリーム

本舖  
部業營園粧美一ナモラ  
八一ノ二杉金區谷下京東  
七七九〇(87)岸根話電  
九六一九四京東替振

クモ印くせ毛直シ  
金クモ養毛眉墨  
金クモ印艶出し香油  
金クモもも黒椿  
ハツモ整髮料



クモ印整髮料本舖

和泉商事株式會社

本社 松山市千船町七二  
支社 大阪市東區兩替町一ノ二四



# クルミオイル

養毛つや出し香油

隣組  
美髪揃ひのクルミ黨

品質自慢の艶出し養毛  
香油として愛用者絶讃  
の御店頭強力商品!

本舗  
クミル商會  
東京・大阪

## 化粧品問屋

クラヤ化粧品  
ルーファ化粧品  
ナリス化粧品

大東京  
配給元

## 大山勇次郎商店

東京市日本橋區橋町五番地  
電話 浪花 (67) 二二五三  
振替 東京 一五三六二一 番

君の代

赤毛漆

志ら毛

東京市浅草區藏前一丁目三番地  
本舗 山吉商店  
電話 (84) 草浅 二八八二番  
振替 東京 九一三二七番

## セルロイド製

化粧用具  
文具房  
玩具雜貨

東京市淺草區柳橋二丁目二十一番地ノ二號

會社 荻村龜太郎商店

電話 淺草(84)四九三番・振替東京一五四一六番

東京市城東區龜戶町六丁目八十六番地

荻村セルロイド工場

電話 城東(68)二三二・二五二番

# ソビヤ化粧品

- リビアチツク
- リビアホマード
- リビア粉白粉
- リビア固形白粉
- リビア頬紅
- リビアアストリンセント
- リビアセットローション
- リビア香水

本 舗  
 勝村卯三郎商店  
 東京浅草區葉町五九

小間物 雜貨 問屋

## 杉田貞治商店

東京市漢草區駒形一ノ三番地

電話漢草(84) 二三八〇番  
 振替東京 三六一九八番

# 色變不 印刷

意匠革新  
 最廉價引受  
 既製ペーパー紙器  
 ポスター・封緘紙券  
 商業用も常に  
 三萬余種有御利用を乞ふ  
 商報進呈

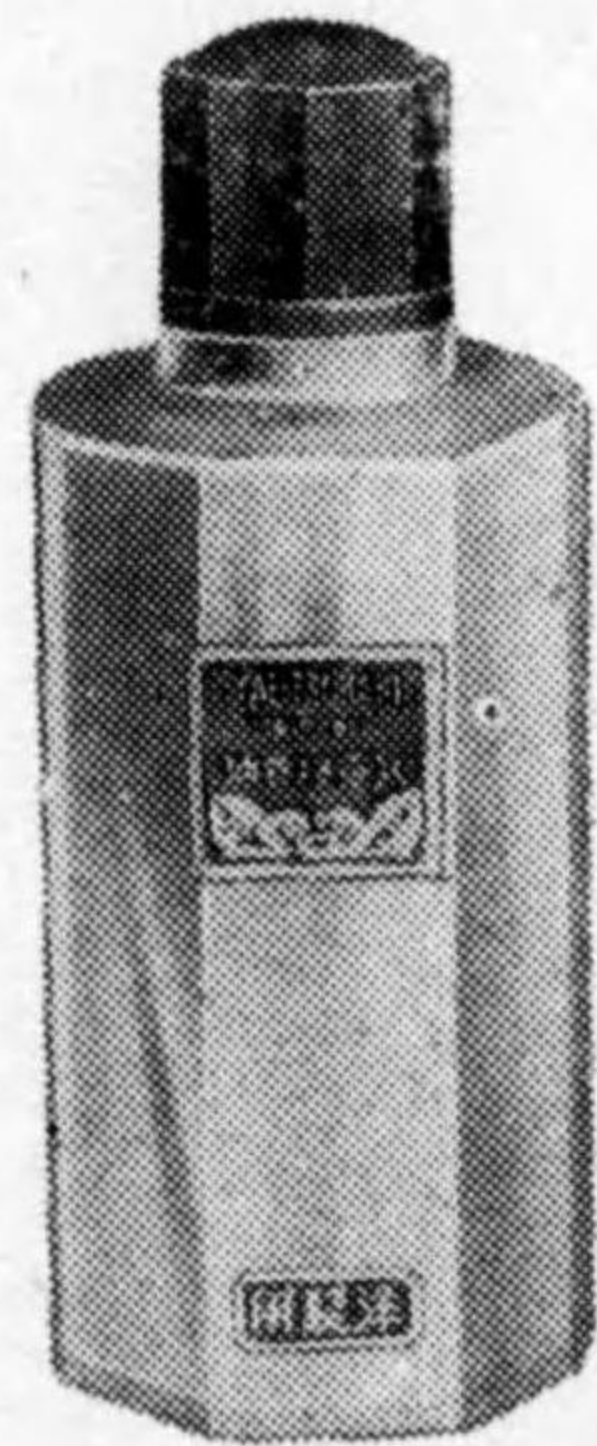


山田進堂印刷所  
 東京浅草區一丁目八番地  
 電話漢草〇六六〇

# 純良國産香料

東京市日本橋區本町四丁目  
 發賣元 曾田香料株式會社  
 電話茅場町(66)六四二四・六四二五番  
 東京市澁谷區幡ヶ谷原町八九三  
 製造元 代々木化學工業會社  
 香料部  
 電話四谷(35)二〇一八番

# ハ重椿香油



ヤエツバキポマール  
ケイラン髪洗粉

三友商會

東京市深川區新大橋三丁目七日  
電話本所(73)八〇六七番  
振替東京一〇五二八番

共

オチリナ化粧料

大東京配給元

シテ化粧料發賣元



石鹼化粧品卸  
丸共株式會社

東京市日本橋區山町九番地  
電話浪花(67)一七九〇番

アミレヤ  
薬用クム

(バニシダ)

肌アレ・ヒビ

アカギレ

てお困りの方

ニキビ・吹出物でお化粧の思はしく出来ない方は是非本品を御覧下さい

本舗 楠本商店

東京市目黒區中目黒四丁目一四五一  
電話大崎(49)一五七九番  
振替東京八三〇三八番



製薬社 研心 究つた

# 眞の養毛剤



ALOHA  
HAIR TONIC

脱毛の毛生を  
促し  
フケ、脱毛、切毛  
を防止する

# アロハトニク

コレステリン含有  
大瓶  
金二圓七十四銭

普及型  
金一圓四十三銭

公定價格

ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア ロ ハ 化 粧 料
ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	
萬	コ	バ	レ	オ	ベ	ボ	養	
能	ール	ニシ	モン	ーデ	ー	マ	毛	
香	ドク	ング	クリ	キ	ラ	ー	ポ	
水	リーム	クリ	ーム	ニ	ム	ド	マ	
	ム	ーム	ム	ン	ム	ド	ド	



特約代理店  
 大岡山次郎商店  
 東京市日本橋區本町四丁目  
 電話日本橋(24)三四八一番・長谷東京五一三八番

株式會社 田塚商店  
 東京市日本橋區本町四丁目  
 電話日本橋(24)三四八一番

昭和製薬株式會社 製造元

# 香料



飲 料 水 用  
 製 菓 水 用  
 化 粧 油 用  
 香 粉 用  
 白 油 用  
 香 水 用  
 沐 浴 用  
 香 水 用

# 長谷川藤太郎商店

佛國デロン香料會社關東代理店  
 東京市日本橋區本町四丁目  
 電話日本橋(24)三四八一番・長谷東京五一三八番

KBK

カネボウ

化粧品

鐘紡薬化学研究所

大井町紡績大井五場内

營業品目

鐘<sup>ケ</sup>淵紡績株式會社製品

鐘<sup>ケ</sup>淵實業株式會社製品

鐘紡薬化学研究所製品

カネボウ 合資  
化粧品特約店 會社

鐘友商會

東京市日本橋區兜町一ノ一七 ビル 二〇九號

電話茅場町 (66) 二二二九番

振替東京 一七三六七二番

# 料香



## 普田香料株式会社

本店	出張所	工場	傍系
東京市日本橋區本町四丁目 電話茅場町(66)六四二四・六四二五番 振替東京二九九六五番	大阪市南區安堂寺橋通一丁目 電話船場(88)三六八五番 振替大阪六三七六一番	札幌市外琴似村一―二番地 電話札幌五三三六番 青森市沖館字篠田二六六番地 電話青森三六二五番	富士果精工業有限公司 本社東京市日本橋區本町四丁目 工場静岡縣由比一〇六番 電話由比一〇六番

養毛素含有

本椿トニックオイル

素肌美の創造

リリース顔クレンザー

洋髪専用

# 本椿つめ出し香油



本舖  
三宅堂  
京東・阪大



組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體	組合團體
神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五
神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五
神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五
神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五	神奈川縣 昭九・一一・二五



時代に即したる日用品小間物は

の本位實誠

婦人小間物必需品卸商

# 万新商店

東京都本橋區馬喰三丁目一  
番六〇二(67) 電話浪花  
番三五七三 東京替振



神奈川縣クラヤ會	昭一三・一〇・七	一一〇	高橋一郎	同中區富士見町一ノ五、細田商店内
神奈川縣クローバ會	昭一二・一一・二三	二五〇		同同宮川町三ノ七五、霜田商店内
神奈川縣丹頂會	昭一一・九月	一一〇		同市同區富士見町一ノ五、細田商店内
神奈川縣丹頂ベルトライン會	昭一三年			同市中區扇町三ノ十二、丸共商會内
神奈川縣月虎會	昭三・二月	三三		同
神奈川縣ナルビ會	昭一三・二・一〇	二〇〇餘		同市鶴見區鶴見町八三五、佐脇商店内
神奈川縣モンド會	昭一三・八・八	一一〇		同市中區富士見町一ノ五、細田商店内
神奈川縣ルイーダ會	昭一二・二・二一	一二〇		同 商店内
債奈川縣ローリング會	昭一三・七・一三	一一〇		同市神奈川區龜住町一五、古牧商店内
神奈川縣ローラ會	昭七・三月	二〇		同市神奈川區龜住町一五、古牧商店内
丹頂ベルトライン會	昭一〇年	二六〇		同市神奈川區龜住町一五、古牧商店内
丹頂ベルトライン會	昭一〇年	二六〇		同市神奈川區龜住町一五、古牧商店内
湘南マイガレット會	昭一四・三月	二六〇		同
湘南マイガレット會	昭一四・三月	二六〇		同

新潟縣

新潟縣小間物同志會	昭七・九月	九	吉田徳次	新潟町上山谷、吉男方
新潟縣化粧品同志會	昭一五・三・二三	五	小黒喜三郎	新潟市本町通六番丁

富山縣

富山縣愛陽會	昭五・一〇・一七	三〇	平山恒次郎	富山市中教院通、平山方
富山縣小間物卸商同志會	昭七・一月	九〇	清水仲次郎	同市梅澤町十二、清水方
富山縣お染會	昭一〇・一〇月	二〇	成田松太郎	同市西三番町二五、成田方
富山縣お染會	昭一〇・一〇月	六〇	大久保喜三	同市古鍛冶町七二、大久保方
富山縣お染會	昭一三・三月	六〇	板倉治平	同市古鍛冶町七二、大久保方

石川縣

梅鉢チエ會	昭一〇・六・一	八	上野外吉	金澤市長町川岸六六
金澤金屬同業會	昭一二・八・二五	六五	向田武吉	同市尾張町六七、向田方

福井縣

福井縣粧友會	昭一〇・一〇月	一五	麻生己作	福井市松ヶ枝上町
松井縣芳友會	昭四・一一・一	七	上母宗治郎	武生町蛭子、麻生方
武生縣容姉妹店會	昭七・一一月	二〇	同	武生町桂之、上田方
武生縣容姉妹店會	昭九・二・八	一八	同	同

静岡縣

清水市十日會	大一〇年	二〇	久保田勝五郎	清水市入江町一ノ九九
--------	------	----	--------	------------

岐阜縣

隆昌俱樂部	大一一・九月	一五	篠田忠	岐阜縣美濃町二一八七
五五俱樂部	昭三六・一〇・一	五	棚橋幸太郎	岐阜市元町一丁目、棚橋方
大垣化粧品統販友會	昭一三・一・一七	九	日比甚市	大垣市岐阜町九四七
七友會	昭一四・八・二五	九	長谷川豐市	岐阜市柳ヶ瀬町四ノ一〇、長谷川方
岐阜化粧品業自治會	昭一二・七・一七	五	同	同市同町四丁目、百助商店内
大垣共榮會	昭四・一〇・一一	四〇餘	同	同
大垣化粧品統販友會	昭一〇・一〇・二〇	八五	日比甚市	大垣市中町、山田美三郎方
高山安川通、天日や商店内	昭一一・一〇・一一	四	同	同市、大垣商工會議所内

組合團體

多治見小間物化粧品商親睦會

昭七・四・一〇

六五

下廣助太郎

多治見町南新町

愛知縣

中部金鳥組合愛知支部	昭三・二・一一	五六	伊藤伊三郎	名古屋市中區花園町五
名古屋ゴコト會	昭一三・八月	二五〇	駒田福男	同市中區東陽町五ノ一八、駒田商店内
名古屋柳生會配給所	昭一四・一月	二二三	加藤京治郎	同市中區大池町一ノ二六、双葉屋商店内
名古屋見本市協會	昭二・三月	八五	高松定一	同中區大池町四丁目、名古屋商工會議所内
名古屋商店協會	昭一四・九月	一六〇	高橋彦二郎	同所内
名古屋五商會	昭三年	八	山田治助	同中區末廣町二ノ二七
名古屋化粧品統制聯盟會	昭九・三・二三	八	後藤庄太郎	同中區大池町一ノ四一
名古屋日會	昭八・十一月	一三	月番幹事制	同中區門前町三ノ五、名古屋商報社内
名古屋日會	昭七・五・一一	九	月番幹事制	同社内
名古屋日會	昭五・一〇月	三〇	伊藤東兵衛	同社内
名古屋辰會	昭一〇・四月	一一	宇佐美政次郎	同中區末廣町一ノ一五
名古屋寶會	昭一六・六月	二五	原顯則	同中區相生町一ノ一五、原錦粧堂内
名古屋アマツ會	昭一二・四月	二〇〇	駒田福男	同市中區東陽町一ノ一八、駒田商店内
名古屋クロバト會	昭一三・七月	一五〇	半谷久四郎	同市中區五ノ一八合資會社クロバト名古屋配給所内
名古屋特産小間物同盟會	昭三・五月	六	宮内良藏	同市中區大池町三ノ四四、宮内方
名古屋共榮會	昭一三・五月	七〇〇	坂田三郎	同市中區大池町三ノ四四、宮内方
名古屋石鹼卸業平和會	昭一五・五月	八五	同	同市中區大池町一丁目
名古屋福會	昭九・一二月	七	三田八之助	同市中區末廣町二ノ二七
名古屋和會	昭八・二月	一四	月番當番制	同市中區大池町一丁目
名古屋大棒會	昭一二・二月	八〇	同	同市中區白川町五ノ二七
名古屋身邊雜貨加工協會	昭一五・八・二	一二	松本平吉	同市中區白川町五ノ二七

滋賀縣

昭七・二・二七

一〇

豐橋市花田町狹間六九

三重縣

大津淡好會	大九年	一〇〇	松村留次郎	大津市上榮町、松村商店内
大津協莊會	昭二年	一〇〇	交代幹事制	同市元會所町二、橋商店内
滋賀縣カラア太平洋會	昭六年	一〇〇	橋金治	同市同店內
滋賀縣オカツプ聯盟會	昭一二・三・一	四六	大村重三郎	同市元丸屋町、西川商店内

三誠會	昭一〇・二月	一三	和田善兵衛	宇治山田市曾彌町一七三
三榮會	昭八年	一八	増富嘉兵衛	津市中三番町七〇四

京都府

京都コナニド會	昭一三・四・二〇	一五〇	藤田末市	京都市油小路通六條上ル、橋金治商店内
京都メルシド會	昭一五・一・一八	二二〇	同	同
京都双美會	昭一二・一〇月	二二三	梅棹禧一	同市中區區寺町通佛光寺上ル、京都第一商店内
京都ロバ會	昭一三・三月	一〇〇	藤田末市	同市中區區河原町通五條上ル、山川
京都互展會	昭五・七・二三	一〇〇	同	同市新京極、藤田化粧品店方
京都花格會	昭一一年	一〇五	同	同市數屋町五條上ル、資生堂京都販賣會社内
京都和會	昭一二・一・一〇	七〇	同	同市東洞院五條上ル
京都粧和會	昭一二・九・二〇	二〇	同	同
京都美粧聯合會	昭一三・三・三〇	九	同	同
京都オカツプ美粧聯合會	昭一三・二・一〇	七八	同	同市五條壬生川西入、酒井香福堂内
京都共榮會	昭一一年	一〇〇	同	同市五條通大和路西入、中野方

組合團體

京都小賣商聯盟會	昭和二年五月一〇	一七	府知事 鈴木敬一	同市烏丸二條上ル、京都商工會議所内
京都見本市協會	昭和五年	一〇〇	今西與兵衛	同
京都シテイ	昭和四年四月二	一〇〇	藤田米市	同市油小路通六條上ル、橋金治商店内
京都花	昭和一年五月	一五〇	橋金治	同
京都美	昭和三年	一七〇	山川太一郎	同市河原町五條上ル、山川方
京都同志聯	昭和一年一月〇・一	一二	松尾喜七	同市七條新町西入、河合商店内
京都品市協	昭和二年二月	三三	遠藤藤次郎	同市東洞院五條上ル深草町
京都花梅協	昭和七年五月	四〇		同市蘇屋町五條上ル養生堂京都販賣會社内
日本袋物統制聯盟會	昭和六年七月五			

大阪府

大阪化粧親會	昭和七年八月	二〇	中村卯三郎	大阪市浪速區助勤町一ノ二七
大阪化粧品舖親會	昭和二年五月	一四	月番幹事制	同市東區博勞町二ノ五、大阪化粧品組合内
大阪化妝品本舖十日會	昭和九年一〇・二	六	同	
大阪輸出ホマード同志會	昭和四年一月	二六	島津昇三	同
牛組七日會	昭和六年四月	一七	當番幹事制	同
自心親會	昭和四年一月二・七	四一	石川靜三郎	同
商友會	昭和三年一月〇月	二九	桃谷順一	同
大友會	昭和一年	一一	大島兼助	同
大阪交洋會	昭和六年四月	四〇餘	稻本新藏	同
大阪美會	昭和九年	一四	朝日堂クラブ商事株式會社	同
大阪石鹼製造同盟會	昭和九年	九	澤田幸太郎	同
大阪石鹼製造同盟會	昭和九年	一五	籾田善太郎	同市南區安堂寺橋通四ノ二九、大阪石鹼組合内

組合團體

大阪香友會	大正三年八月	一九	松原一郎	同
大阪香料同盟會	昭和七年二月一二	三三	田村眞策	同
大阪親會	大正四年一〇・五	九	同	同
大阪和會	明二年一〇月	六九	都路彌三郎	同市東區南久寶寺町二丁目、西岡貞商店
大阪親會	昭和三年四月二五	〇	同	同
大阪公會	昭和六年一月一八	一九	大橋學三郎	同市南區南船場町四
大阪親會	昭和三年二月	五〇	高田丹次郎	同市榮町三ノ一九
大阪親會	昭和六年六月三	一六	清水忠石鹼株式會社	同市浪速區元町五、同石鹼會社内
大阪親會	昭和九年	二五〇	廣田壽平	同市南區高津業田町四一、畑方
大阪親會	昭和七年四月	九五	下川吉三郎	同市西區京町堀通二ノ三三
大阪親會	明三年	四〇	平泉平右衛門	同市天王寺區上船場町二〇、大阪袋物口金製造業組合内
大阪親會	大正二年十一月	二二	松原利祐	同市南區鹽町三、木村商店内
大阪親會	昭和三年七月一	一〇	阪間梗治	同市北區屋町一三、北海道商報社大阪事務所内
大阪親會	昭和七年八月一	二〇	八木清親	同市北區中ノ島一丁目大阪市産業部内
大阪親會	昭和四年一月〇月	一七	鳥居久吉	同市浪速區榮町一ノ四〇
大阪親會	昭二年五月	五七	山上實三郎	同市南久寶寺町二、鳥居方
大阪親會	昭和七年七月	一一	杉本與吉	同市此花區四貫島旭町一ノ五
大阪親會	昭和九年七月	二四	米田熊太郎	同市東區南久寶寺町一丁目、杉本方
大阪親會	昭和七年三月三	一〇〇	半田熊太郎	同市東區兩替町一ノ一七
大阪親會	大正八年	五五	川本為次郎	同市天王寺區石ヶ辻町二四、大阪袋物工業組合内
大阪親會	昭和八年	一〇〇	桃谷順一	同市港區市岡元町五ノ五
大阪親會	昭和八年	五〇〇餘	古賀倭文枝	同市浪速區水崎町四〇、中山太陽堂内
大阪親會	昭和八年	二〇	三好爲三	同市大町東二丁目、三好方
大阪親會	昭和八年	一〇	山岡光盛	大阪市東區博勞町四ノ一七、服部時計店大阪支店内

日本百貨卸協會	昭八・二・一五	一四	山際爲三	同市東區南久寶寺町一ノ八
南久寶寺町商品市會	昭三・三月	八〇	水上政勝	同市同町二丁目、水上方
久寶會	昭九年	八〇	近藤彌次郎	同市同町一丁目、近藤方
七寶會	大五年	一一〇	同	同
大阪府教化團體船場修養會	昭三・一一・一〇	二一〇	井上德太郎	同市東區南久寶寺町三ノ二五
大阪府公粧會	大一年・一〇月	三七	染井巖	同市住吉區田邊西ノ町六ノ四
大阪築港化粧品商報國會	昭一四・一〇月	三六	廣瀬久吉	同市港區東田中町一ノ八七
大阪系物懇親會	昭八・三・一	四五	西岡恒次郎	同市東區東久寶寺町二、西岡眞商店内
大阪組紐製品交換會	昭五年	二五	酒井芳兵衛	同市東區南久寶寺町二、酒井方
大阪組紐製品交換會	昭一〇・五・一五	八〇	桑原芳太郎	同市同町二丁目、大阪組紐製品卸商業組合内
大阪組紐製品交換會		一五	井ノ内親信	同市南區高津四番丁四九

兵庫縣

神戸クラブ卸業聯盟	大一年・五月	一八	竹本梅吉	神戸市葦合區河幸通七ノ四、竹本方
神戸クワロバ一同志會	昭一二・三月	六五	宇野萬一	同市須磨區行幸町三ノ一四一
神戸化粧品小賣聯合會	町一三・五月	八〇	高橋久之助	同市湊東區多開通三ノ四
兵庫縣化粧品工業會	昭一五・七・二七	二六	酒井幸雄	同
神戸レイト親睦會	大一年・三月	一〇〇	坂本新吾	同市兵庫區湊町一丁目
扇港花梅會	昭一・二月	四二	井上祐宏	同市兵庫區加納町四ノ一〇四、養生堂神戸販賣會社内
共榮會(株式會社)	昭二・一〇・一七	一七〇	長谷川治太郎	同市市櫻町一丁目、東市場事務所
シバニ石鹼播淡販賣組合	昭一三・八・一	一四	同	同市櫻町一丁目

奈良縣

奈良小間物化粧品交換會	昭五・三月	二四	奥村榮藏	奈良市東寺林町二四、中谷玉水堂内
奈良小間物交換積立會	昭五・三月	二四	松本徳次郎	同
奈良縣共榮クラブ會聯合會	大一年・五月	一、〇〇	小林米藏	同市元興寺町
奈良縣太洋會	昭一五・五月	二五	細井榮造	同市元興寺町
高田化粧品協定會	昭三・二月	五〇	同	高田町

和歌山縣

紀北クラブ共榮會	昭三・五・二〇	四〇〇	井畑宗右衛門	和歌山市杉ノ馬場三ノ一
十三み會	大一年	一三	同	同市匠町
とみ會	同	一二	同	同市杉ノ馬場三、岩橋方
御坊町小間物化粧品協會	昭八・一〇月	八	月番幹事制	御坊町

岡山縣

岡山小間物化粧品小賣店聯盟	大一年	二〇	三宅横吉	岡山市土之町一三八
玉島七福會	昭六・三月	七	岩田七三郎	玉島町西通町、岩田方

廣島縣

廣島東進會	大一年・四月	一一九	岡崎喜一	廣島市横町、大津屋化粧品店內
廣島共榮クラブ會	昭一〇・一一・二六	八五〇	同	同市南段原町一丁目、岡崎方

山口縣

夏川宗榮會	昭一・九・一	一五	夏川宗吉	下關市西南郡町、株式會社夏川本店内
關門クラヤ會	昭一二・七・二五	一五〇	同	同
山口縣北九州カツピーボート會	昭一二・九月	九八	同	同

組合團體

北九州 山福	昭一・二・一〇月 昭七・五月	一五〇 二〇〇	同 同	同 同
高松公粧俱樂部 高松美粧俱樂部 西讃福壽會 丸龜市制度品販賣店聯盟 互助會	昭五・二月 昭九・四・一九 昭六・八・二 昭一〇・二月	七 二一 二〇 一五	國友 同 小西篤茂	高松市南新町、國友方 同 同市南新町、土井化粧品店內 丸龜市霞屋町二七 同市本町一丁目、高木商店內 多度津町南町、西岡芳助方
德島化粧品小間物商業報國會 脇町商工會	昭一五・一二月 大元年	二五〇 四〇〇	田村勝實 大久保義夫	德島市西新町一丁目 脇町、町役場內
福岡 七福 福岡化粧品石鹼卸商十日會 九州九日會 朝日會 粧和會 玄洋會 洋司	昭四年 昭二・四月 昭一・一・五・九 昭一〇・七月 昭一・二・四月 昭九・八月 昭九・一月	七 一三 九 八 一七 六〇 四〇 一八	山口途三郎 井上興吉 輪番幹事制 宮地俊作 吉井號株式會社 同 西野安之助	福岡市簀子町七〇 同市行町五三、九州商報社內 同 若松市明治町三丁目 門司市東本町一、吉井號株式會社內 同 同市新町二丁目、大内不尤人方

佐賀市化粧品卸十一日會 武陵會 佐賀、津波、西松浦、三郡實生堂チエンセー ルス會	昭一一年 昭一・二・一二月 昭一五・二・一一	一二 五 三〇〇	友貞義助 前田英一 同	佐賀市水ヶ江町新通二六三、佐賀縣クラブ販賣會社內 武雄町温泉通り一丁目 同
長崎市化粧品卸商長粧會 恒友會 昭二年	昭一〇・七・一九 昭八・一月 昭二年	五 三〇 三	月番當番制 谷口福太郎 同	長崎市銅座町四九、成宮恒造方 同市紺屋町三五、東方 佐世保市、新免支店內
鹿兒島卸商聯盟		一五	山形屋 吳服店	鹿兒島市
沖繩 沖繩ニッサン會 親和化粧品同業會	昭一四・九月 昭一三・五月	九 七	若林貞作 同	那覇市東町三ノ一七 同
臺灣 安業貯金會	昭七・一一・五	四〇		臺南市本町四ノ一七四

組合團體 朝鮮

關東州・滿洲國		朝鮮	
滿洲國	天日洋會	朝鮮	京仁化粧品同盟會
大連市浪速町一二五、夏川支店內	天津日本租界旭街、小林洋行內	大同	朝鮮化粧品石鹼總商會同業組合明華會
奉天市浪速通三二、前田德商店內		西尾	朝鮮太洋會
		川清	朝鮮麗德會京城支部
		山本	朝鮮麗德會京城支部
		徳三郎	朝鮮麗德會京城支部
		三郎	朝鮮麗德會京城支部
		松	朝鮮麗德會京城支部
		三郎	朝鮮麗德會京城支部
		松	朝鮮麗德會京城支部
		三郎	朝鮮麗德會京城支部

名	稱	所在地	創刊年月日	代表者	主幹	發行回数	定價
東京小間物化粧用品商報	東京市東區橋馬場三丁目二番五	昭二・八・二二	小林富次郎	日南慶	週刊	二	五〇〇
大京市東區東橋馬場三丁目二番五	大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	森本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇
同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	同大京市東區東橋馬場三丁目二番五	昭三・五・一	山本善治	石川三郎	週刊	二	五〇〇

昭和十五年度月別輸出入額對前年增減調

品名	昭和十五年		前年比
	出	入	
東京小間物化粧用品	3,314,425	5,562,357	(165.7)
大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)
同大京市東區東橋馬場	3,314,425	5,562,357	(165.7)

支那在留邦人數の移動

調査現在	調査後
昭和十六年四月一日	昭和十六年七月一日
昭和十五年四月一日	昭和十五年七月一日
昭和十四年四月一日	昭和十四年七月一日
昭和十三年四月一日	昭和十三年七月一日
昭和十二年七月一日	昭和十二年十月一日
昭和十一年七月一日	昭和十一年十月一日

滿洲國の卸賣物價指數と生計費の動向

調査年	卸賣物價指數	生計費指數
一九三六年平均	106.1	100.1
一九三七年平均	115.1	107.7
一九三八年平均	119.6	114.5
一九三九年平均	118.3	118.8
一九四〇年平均	119.9	123.4
一九四一年一月	124.6	129.7
同 二月	124.1	130.9
同 三月	124.2	134.7
同 四月	124.7	134.7
同 五月	124.0	135.3

海外統計

十二月 合計 三、七〇九、〇三三

備考：朝鮮臺灣及び南洋を含む

調査現在 北支 中支 南支

（一九三三年基準）

（一九三六年基準）

（滿洲中央銀行調）



# 法規法令

## 例言

一、「法規法令」は昭和十六年度中に制定、或ひは改正公布された業界関係のものを輯録することを建前とする點において、例年の通りである。

二、本年度中に制定された法規の中、國家總動員法、或ひは輸出入品等臨時措置法に基いて發動された經濟關係法規の数はおびただしく、爲に業界にとつてかなり重要と思はれる法令でも、昭和十六年度以外のものは茲には掲載する餘地がなかつた。

三、例年重複して掲載して来た「賣藥部外品取締規則」「賣藥法」「商店法」「諸届書式」等も本年は掲載を見合せた。必要の節は前年を鑑を御参照願ひたい。

## 從業者移動防止令

昭和十五年十一月八日  
勅令第七百五十號

第一條 從業者移動防止の爲にする國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第六條の規定に基く從業者の雇入及使用の制限並に解雇に

關する命令は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て指定從業者と稱するは年齢十四年以上六十年未満の男子にして左の各號の一に該當するものを謂ふ

一 厚生大臣の指定する事業を行ふ工場、事業場其の他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基き厚生大臣の指定する勞務者（以下指定勞務者と稱す）として使

用せらるる者

二 前號の事業を行ふ工場、事業場其の他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基き指定勞務者として使用せられ本令施行後に於て其の雇傭を終了し且其の雇傭を終了したる日より一年を経過せざる者

三 引續き一月以上雇傭契約に基き厚生大臣の指定する技術者（以下指定技術者と稱す）として使用せらるる者

四 引續き一月以上雇傭契約に基き指定技術者として使用せられ本令施行後に於て其の雇傭を終了し且其の雇傭を終了したる日より一年を経過せざる者

第三條 何人と雖も工場若しは事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する爲前條第一號又は第三號の指定從業者に對し自ら又は他人をして其の被傭者たることを勧誘し又は勧誘せしむることを得ず他人の工場若しは事業場に於て使用せしむる爲又は指定技術者として使用せしむる爲他人の被傭者たることを勧誘し又は勧誘せしむること亦同じ

第四條 工場若しは事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する他人を雇入れんとするときは豫め其の者が指定從業者なるや否を確認することを要す但し職業紹介所の紹介に依り雇入る場合は此の限に在らず指定從業者工場若しは事業場に於て使用せらるる爲又は指定技術者として使用せらるる爲雇入れられんとするときは命令の定

## 業界關係法規一覽

〔自昭和十五年十一月  
至昭和十六年九月〕

むる所に依り豫め國家總動員法第三十一條の規定に基き其の前歴に關する事項を職業紹介所長に報告すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

前項の報告は職業紹介所の紹介に依らずして雇入れられんとする場合に在りては雇入れんとする者を経由して之を爲すべし

第五條 工場若しは事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する爲雇入れんとする者が指定從業者なるときは命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受くるに非ざれば之を雇入ることを得ず但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第六條 何人と雖も勞務供給契約に基き工場又は事業場に於て指定從業者を使用することを得ず

第七條 職業紹介所長第五條の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

第八條 第五條の規定に違反して指定從業者を雇入れたる者あるときは職業紹介所長は其の者に對し其の指定從業者を解雇すべきことを命ずることを得前條の規定に依り認可の取消を爲したるとき亦同じ

第九條 地方長官從業者の移動を防止する爲必要ありと認むるときは工場、事業場其の他の場所に於て指定技術者又は指定勞務者を雇傭する者に對し指定從業者以外の從業者の雇入の方法に關し制限を爲すことを得

第十條 何人と雖も何等の名義を以てするを

問はず第五條又は第六條の規定に依る制限を免るる行爲を爲すことを得ず

第十一條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長必要ありと認むるときは指定從業者の雇入又は使用に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き當該官吏をして指定從業者を雇入れ若しは雇入れんとする者又は使用し若しは使用せんとする者の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の状況又は帳簿書類を検査せしむることを得

第十二條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長必要ありと認むるときは指定從業者の雇入又は使用に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き當該官吏をして指定從業者を雇入れ若しは雇入れんとする者又は使用し若しは使用せんとする者の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の状況又は帳簿書類を検査せしむることを得

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十一條の規定は市町村其の他之に準すべきものにして指定從業者を吏員として採用する場合に之を準用す

第十四條 本令は國又は道府縣に於ける從業者の雇入又は使用には之を適用せず

第十五條 本令は學校卒業生使用制限令及青少年雇入制限令の適用を妨げず

第十六條 本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝

- 〔\*印は國家總動員法に基く法令法規、ゴシツク體は本欄に掲載せるものを示す〕
- \*從業者移動防止令（一五・一一・九勅令七五〇）
- 同 施行規則（一五・一一・一五厚生省令五一）
- \*宅地建物等價格統制令（一五・一一・二一勅令七八）
- 同 施行規則（一五・一一・二一商工省令九五）
- 植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則（一五・一一・二〇農林省令一〇六）
- 用紙規格規則（一五・一一・七商工省令九四、一五・一二・二三同省令一〇九改正、一六・三・二〇同省令一九改正）
- 勞務者募集規則（一五・一一・一五厚生省令五〇）
- 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則（一五・一一・二三商工省令一〇六、一六・一・二〇同省令五改正）
- 石油配給統制規則改正（一五・一二・二四商工省令一〇九）
- 石油配給統制規則に依り石油副生物指定

鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし職業紹介所長とあるは朝鮮に在りては府尹、郡守又は島司、臺灣に在りては市長又は郡守(澎湖廳に在りては廳長)、樺太に在りては樺太廳支廳長、南洋群島に在りては南洋廳支廳長とし職業紹介所とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、南洋群島に在りては南洋群島地方費とす

附則

本令は昭和十五年十一月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十二月五日より之を施行す從業者雇入制限令は之を廢止す但し本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては本令施行後と雖も仍其の效力を有す

看做す

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則

昭和十五年十一月二十日 農林省令第百六號

第一條 本則に於て植物油脂とは亞麻仁油、荳油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油其他農林大臣の指定したる油脂を謂ひ植物油脂原料とは植物油脂の製造原料たる植物種實(落花生、胡麻、麻實及び芥子にして内地産のものを除く)を謂ふ

第二條 植物油脂の製造を爲す者(他人に委託して製造を爲す者を含む以下同じ)若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體又は植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體は第三條の規定に従ひ農林大臣の指定したる者(以下統制機關と稱す)に對しその製造、生産又は取扱に係る植物油脂又は植物油脂原料の全部を賣渡すべし但し統制機關の指定する者に賣渡す場合、内地産の植物種實を種子用として賣渡す場合又は特別の事由に因り農林大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らず、統制機關前項の指定を爲さんとす

- (一五・一二・二四商工省告示八七〇) 洋紙配給統制規則(一五・一二・二八商工省令一二)
南洋に對する貿易の調整に關する件(一五・一二・二九商工省令一一五)
工業組合法の施行に關する件(一六・一・二一勅令七四)
商業組合法の施行に關する件(一六・一・二二勅令七五)
商業工業組合法施行規則中改正(一六・一・二二商工農林省令一二)
價格統制令施行規則中改正(一六・一・二〇勅令一、一六・一・二五勅令二、一六・五・二九勅令一三、一六・九・三勅令二二)
大豆及大豆油配給統制規則中改正(一六・一・二四農林省令六)
新聞紙等掲載制限令(一六・一・一一勅令三七)
日本南洋雜貨輸出組合の地區内輸出業者は該組合の統制に従ふの件(一六・一・一八商工省告示二五)
輸出品及輸出品用原材料配給統制規則に依り配給機關及輸出品用原材料指定(一六・一・二〇商工省告示二七)
日本東亞必需品輸出組合地區内輸出業者は該組合の定むる統制に従ふの件(一六・一・二〇商工省告示三〇)
轉廢業者資産評價委員會官制(一六・二・一〇勅令一一、一六・八・一勅令八〇三)
商工省所管重要物資現在高調査規則(一五・一一・二九商工省令一一五)
同規則による調査物資(一六・九・五商工省告示七八)
醫藥品其他の衛生用物資現在高調査規則(一六・二・五厚生省令六)
硝子屑配給統制規則(一六・二・二〇商工省令一〇)
國家總動員法中改正(一六・三・三法律一九)
國民更生金庫法(一六・三・六法律四二)
同 施行令(一六・六・三〇勅令七三二)
同 施行規則(一六・六・三〇大藏省令三四)
國民勞務手帳法(一六・三・七法律四八)
同 施行令(一六・六・一四勅令七〇四)
同 施行規則(一六・六・一七厚生省令二四)
國民貯蓄組合法(一六・三・一三法律六四)
同 施行規則(一六・六・一九大藏省令三三)
生活必需品統制令(一六・四・一勅令三六三)
同 指定規則(一六・四・一勅令五、一六・六・九勅令一四改訂)
貿易統制令(一六・五・一四勅令五八一)
同 施行規則(一六・六・一二商工農林省令九、一

るときは農林大臣の許可を受くべし
第三條 前條に掲ぐる者は統制機關に賣渡すべき植物油脂又は植物油脂原料に付統制機關より價格、數量、受渡時期、受渡場所その他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遲滞なく契約を締結することを要す但し特別の事由に因り農林大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らず、前條に掲ぐる者は前項の契約に従ひ統制機關に對し植物油脂及び植物油脂原料の引渡を爲すことを要す
第四條 植物油脂の製造を爲す者又はその團體は統制機關以外の者より植物油脂原料を買入ることを得ず但し特別の事由に依り農林大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らず
第五條 統制機關は農林大臣の許可を受けたる價格に依るに非ざれば植物油脂又は植物油脂原料の買入又は販賣を爲すことを得ず
第六條 統制機關はその取扱に係る植物油脂及び植物油脂原料に付種類別買入先別買入計畫及び販賣先別用途別販賣計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし
第七條 植物油脂の製造を爲す者は毎年二月末日迄にその年の四月一日より翌年の三月三十一日に至る期間の植物油脂の種類別月別製造可能數量を農林大臣及び統制機關に届出づべし、前項に掲ぐる者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を農林大臣及び統制機關に報告すべし

一 前月における植物油脂の種類別の月初在庫數量、製造數量、出荷數量及び月末在庫數量
二 前月における植物油脂原料の種類別の月初在庫數量受入數量、消費數量及び月末在庫數量
第八條 統制機關は毎年二月末日迄にその年の四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の植物油脂原料の種類別買入及び販賣見込數量並に植物油脂の種類別買入及び販賣見込數量を農林大臣に届出づべし、統制機關は毎月十日迄に前月における植物油脂及び植物油脂原料の種類別買入先別買入數量及び販賣先別販賣數量を農林大臣に報告すべし
第九條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは植物油脂の製造を爲す者若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體、植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體、植物油脂の販賣を爲す者若はその團體又は統制機關に對し植物油脂又は植物油脂原料の配給統制上必要な命令を爲すことを得
第十條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは植物油脂の製造を爲す者若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體、植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體又は植物油脂の販賣を爲す者若はその團體より植物油脂又は植物油脂原料の配給統制上必要な報告

を徴することを得

附則 本令は昭和十五年十二月一日より之を施行す  
〔註〕昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法第二條及び第三條の規定による規則

### 用紙規格規則

昭和十五年十二月七日商工省令第九十四號  
昭和十五年十二月二十三日商工省令第九十七號改正  
昭和十六年三月二十日商工省令第九十九號改正

第一條 商工大臣の指定したる用紙は左に掲ぐる規格に依るに非ざれば之を抄造することを得ず但し輸出註文（關東州、滿洲又は支那向のものを除く）に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

- 一 巻取紙の幅の標準寸法
  - A 列用 六二五耗若は八八〇耗又は其の倍數
  - B 列用 七六五耗若は一〇八五耗又は其の倍數
- 寸法の公差 正六耗
- 二 枚葉紙の標準寸法
  - A 列用 横六二五耗及縦八八〇耗又は横六〇八耗及縦八五六耗
  - B 列用 横七六五耗及縦一〇八五耗又は横七四五耗及縦一〇四七耗

免狀  
圖書用紙  
方眼紙  
透寫紙  
製圖用紙  
メモ  
事務用封筒  
荷札

附則 本則は昭和十六年一月一日より之を施行す  
但し第二條の規定は昭和十六年四月一日より之を施行す

〔註〕昭和十二年法規第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法第二條の規定による規則

### 石油配給統制規則改正

昭和十五年十二月二十四日  
商工省令第九九號

石油配給統制規則中左の通改正す  
第一條中「重油及商工大臣の指定したる鑛物性の機械油」を「機械油、重油及商工大臣の指定したる石油副生物」に改む  
第五條の二 石油の販賣業者（石油輸入業者を除く）はその販賣する石油に加工し又は之と異なる種類、規格若は銘柄の石油若は石油に非ざるものを混入し之を販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

法規法令

第二條 左に掲ぐる物品の製造を爲す者は其の仕上寸法を商工省用紙標準化委員會決定の規格（用紙仕上寸法、封筒寸法、荷札寸法、銀行關係用紙仕上寸法及保險關係用紙仕上寸法）に定むる寸法と爲すべし但し手漉紙を以て製造する場合、輸出註文（關東州、滿洲又は支那向のものを除く）に係る場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

- 書簡用紙
- 歐文タイプライター用紙
- 雜記帳及ノートブック
- 株券
- 國債、地方債又は社債の證券
- 保險證券
- 商品切手
- 帳簿（ルーブリックを含む）
- 領收證
- 當座小切手
- 約束手形及爲替手形
- 計算用紙
- 契約書
- 見積書、註文書、送狀及請求書
- 傳票
- 原稿用紙
- 書籍
- 雜誌
- 技術報告用紙
- 辭令用紙
- 襖狀

とを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

附則

本令は昭和十六年一月一日より之を施行す

### 石油配給統制規則に依り石油副生物指定

昭和十五年十二月二十四日  
商工省令第八十七號

石油配給統制規則第一條の規定に依り石油副生物左の通り指定し昭和十四年九月商工省告示第二百五十八號は之を廢止す  
本告示は昭和十六年一月一日より之を施行す

- 一、石油アスファルト中  
ブロンアスファルト  
ストリートアスファルト  
アスファルト乳劑
- 二、石油ピツチ
- 三、パラフィン（流動パラフィンを含む）

### 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則

昭和十五年十二月二十三日  
商工省令第六六號

第一條 商工大臣の指定したる者（以下統制機關と稱す）より商工大臣の指定したる輸出品（以下指定輸出品と稱す）を買受け又は指定輸出品の輸出（關東州、滿洲又は支那に對する輸出を除く以下同じ）の委託を受けたるものは之を輸出（自ら輸出する場

六・七・七同省令一〇改正

硬化油等配給統制規則（二六・五・二〇商工省令四九）

\*電力調整令施行規則中改正（二六・五・三一）  
（省令五五）

\*醫藥品及衛生材料生産配給統制規則（二六・五・七厚生省令一五）

\*國民職業能力申告令中改正（二六・六・一八勸令七〇九）

同 施行規則改正（二六・六・一八厚生省令二五）

\*銀行等資金運用令中改正（二六・七・一六勸令七七二）

\*小麥粉等製造配給統制規則（二六・七・一一農林省令五八）

暴利行為取締規則中改正（二六・七・一〇商工省令一一）

\*陸運統制令第二條の規定による指定（二六・八・二〇商工省令一五三）

金屬保有狀況調査規則（二六・八・二〇商工省令七三）

\*重要産業團體令（二六・八・二九勸令八三二）

同 施行規則（二六・九・一〇勸令一九）

\*配電統制令（二六・八・二九勸令八三三）

同 施行規則（二六・八・三〇通商司法省令一一）

\*會社所有株式評價臨時措置令（二六・八・二九勸令八三三）

\*株式價格統制令（二六・八・二九勸令八三四）

\*金屬類回收令（二六・八・二九勸令八三五）

同 施行規則（二六・九・一〇商工省令七七）

\*回收物件及施設指定規則（二六・九・一〇勸令二〇）

\*價格統制令中改正（二六・九・二勸令八四二）

同 施行規則中改正（二六・九・三勸令二二）

\*海運統制令中改正（二六・九・二勸令八四二）

同 施行規則中改正（二六・九・三勸令八四〇）

\*會社經理統制令中改正（二六・九・一六勸令八五九）

同 施行規則中改正（二六・九・一七勸令二二）

\*港灣運送業統制令（二六・九・一六勸令八六〇）

\*鐵製品製造制限規則（二六・九・二二商工省令八二）

同 規則に依る物品指定（二六・九・二三商工省令八四八號）

奢侈品等製造販賣制限規則に依る制限禁止物品指定中改正（二六・九・二三商工省令八四九、同告示八五〇、同告示八五一）

合に限る)以外の用に供することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第二條 統制機關は指定輸出品の買受、販賣

統制機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸出品の買受、販賣又は輸出の委託を爲すことを得ず

第三條 前條第一項の規定には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 買受手續、販賣手續及輸出委託手續に關する事項
- 二 買受價格及販賣價格に關する事項
- 三 委託輸出價格に關する事項
- 四 委託手数料に關する事項
- 五 第一條第二項の規定に依る指示に關する事項

第四條 統制機關は毎年一月一日より三月三十一日に至る期間、四月一日より六月三十一日に至る期間、七月一日より九月三十日に至る期間、十月一日より十二月三十一日に至る期間に於ける指定輸出品用原材料の販賣計畫を定め、商工大臣の承認を受けし之を變更せんとするとき亦同じ

第十條 第六條第一號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは運滞なく統制機關又は輸出調整機關の註文に係る物品を製造し之を統制機關又は輸出調整機關に販賣すべし但し特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十一條 第六條第二號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは運滞なく自己の受けたる輸出註文(當該輸出註文に付變更ありたるときは其の輸出註文)に係る物品を製造し之を輸出すべし但し當該輸出註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十二條 前條但書前段の場合に於ては第六

至る期間及十月一日より十二月三十一日に至る期間に於ける指定輸出品の買受、販賣及輸出の委託に關する計畫を定め、商工大臣の承認を受けし之を變更せんとするとき亦同じ

第五條 統制機關より指定輸出品を買受けたる者當該指定輸出品を輸出したるときは運滞なく其の品名、價格、數量及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を統制機關に提出すべし

第六條 商工大臣の指定したる者(以下配給機關と稱す)は左に掲ぐる場合を除くの外商工大臣の指定したる輸出品用原材料(以下指定輸出品用原材料と稱す)を販賣することを不得ず但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關より註文を受け指定輸出品の製造(加工を含む以下同じ)を爲さんとする者又は南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の輸出調整機關(以下輸出

條第二號に掲ぐる者は當該輸出註文に係る物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は當該輸出註文に係る物品にして既に製造したるものを配給機關の指示したる用途以外の用に供することを不得ず當該輸出註文に付變更ありたる場合に於て當該輸出註文に係る物品にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして未だ使用せざるものを配給機關の指示したる用途以外の用に供することを不得ず

第十三條 第六條第三號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは運滞なく自己の受けたる註文(當該註文に付變更ありたるときは其の註文)に係る物品を製造し之を當該輸出者に販賣すべし但し當該註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十四條 前條但書前段の場合に於ては第六條第三號に掲ぐる者は當該註文に係る物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は當該註文に係る物品にして既に製造したるものを配給機關の指示したる用途以外の用に供することを不得ず當該註文に付變更ありたる場合に於て當該註文に係る物品にして當該註文の變更に

調整機關と稱す)より註文を受け同條の指定輸出品にして同條の地域に輸出するもの(南洋向指定輸出品と稱す)の製造を爲さんとする者に販賣するとき

二 輸出註文(關東州、滿洲又は支那向のものを除く以下同じ)を受け指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品(關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く以下同じ)の製造を爲さんとする者に販賣するとき

三 輸出註文を受けたる者(以下輸出者と稱す)より註文を受け指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品の製造を爲さんとする者に販賣するとき

第七條 配給機關は指定輸出品用原材料の販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受けし之を變更せんとするとき亦同じ

第八條 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 販賣手續に關する事項
- 二 販賣數量に關する事項
- 三 販賣價格に關する事項
- 四 第十二條、第十四條及第十六條の規定に依る用途の指示に關する事項

第九條 配給機關は毎年一月一日より三月三十一日に至る期間、四月一日より六月三十一日に至る期間、七月一日より九月三十日に至る期間、十月一日より十二月三十一日に至る期間に於ける指定輸出品用原材料の販賣計畫を定め、商工大臣の承認を受けし之を變更せんとするとき亦同じ

第十五條 輸出者第六條第三號に掲ぐる者が第十三條の規定に依り販賣する物品を買受けたるときは運滞なく自己の受けたる輸出註文(當該輸出註文に付變更ありたるときは其の輸出註文)に基づき之を輸出すべし但し當該輸出註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十六條 前條但書前段の場合に於ては輸出者は其の買受けたる物品を配給機關の指示したる用途以外の用に供することを不得ず當該輸出註文に付變更ありたる場合に於て其の買受けたる物品にして當該輸出註文の變更に依り輸出を爲さんとするとき其の物品に付亦同じ

第十七條 第六條第二號に掲ぐる者若し輸出者又は第六條第三號に掲ぐる者は自己の受けたる輸出註文又は輸出者の註文の取消、解除又は變更ありたるときは運滞なく其の旨を記載したる報告書を配給機關に提出すべし

配給機關は前項の報告書の提出ありたるときは運滞なく當該報告書を提出したる者に對し第十二條、第十四條又は前條の規定に

依る用途の指示を爲すべし  
 第十八條 第六條第二號に掲ぐる者又は輸  
 出者自己の受けたる輸出註文に依る物品を輸  
 出したるときは遅滞なく其の品名、價格、  
 數量及價額並に輸出の年月日を記載したる  
 報告書に輸出したることを證する書面を添  
 附し之を配給機關に提出すべし  
 配給機關は毎月二十日迄に前項の規定に依  
 り前月中に提出ありたる報告書の概要を商  
 工大臣に報告すべし

第十九條 統制機關は毎月二十日迄に前月中  
 に買受け、販賣し又は輸出の委託を爲した  
 る指定輸出品の種類別數量及價額を商工大  
 臣に報告すべし  
 第二十條 配給機關は毎月二十日迄に前月中  
 に販賣したる指定輸出品用原材料の種類別  
 數量及價額を商工大臣に報告すべし

本則は昭和十六年一月二十日より之を施行す  
 附則

### 商工省所管重要物資現在高調査規則

昭和十六年二月 十日  
 商工省令第七號  
 昭和十六年八月二十七日  
 商工省令第七十四號改正

のとす

本則は公布の日より之を施行す  
 附則

### 商工省所管重要物資現在高調査規則に依る調査物資等

昭和十六年九月五日  
 商工省告示第七百八十二號

商工省所管重要物資現在高調査規則第一條第  
 一項及第三項並に第三條第一項但書の規定に  
 依り調査物資、申告義務者並に團體及會社左  
 の通定め昭和十六年二月商工省告示第五號  
 は之を廢止す(以下抜萃)

- 調査物資 上記物資に付重要物資現在  
高申告書を提出すべき者
- 生産業者 卸賣業者
- 卸賣業者 三井物産株式會社
- 倉庫業者 前掲以外の者にして百疋以上  
を所有し又は保管する者
- 生産業者 卸賣業者
- 倉庫業者

法規法令

第一條 重要物資現在高調査は商工大臣の指  
 定したる物資(以下調査物資と稱す)に付  
 毎年四月一日午前零時及十月一日午前零時  
 現在に依り之を行ふ  
 商工大臣特に必要ありと認むるときは指定  
 したる調査物資に付前項の調査時期に代へ  
 指定したる時期現在に依り調査を行ふこと  
 あるべし  
 重要物資現在高調査は商工大臣の指定した  
 る者(以下申告義務者と稱す)に付之を行ふ  
 第二條 重要物資現在高調査は工場、營業所、  
 事業場其の他の經營の場所毎に之を行ふ但  
 し經營の場所の一定せざる者又は經營の場  
 所を有せざる者在りては其の住所毎に之  
 を行ふ

第三條 申告義務者は別記様式に依る重要物  
 資現在高申告書に該當事項を調査記入し第  
 一條第一項又は第二項の調査時期後五日以  
 内に其の經營の場所(前條但書の場合に於  
 ては其の住所)の所在地の市町村長に之を  
 提出すべし但し商工大臣申告義務者に付重  
 要物資現在高申告書の提出に當り經由すべ  
 き團體又は會社を指定したるときは當該團  
 體又は會社を経由して商工大臣に之を提出  
 すべし  
 經營主自ら經營體の管理を爲さざるときは  
 之を管理する者前項の申告書を提出すべし  
 第一項の申告書に調査記入すべき事項中調  
 査物資名は別に定むる分類に依り區分して  
 之を記入すべし

### 國家總動員法中改正(改正全文)

昭和十三年四月法律第五十五號  
 昭和十六年三月法律第十九號

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時(戰  
 争に準ずべき事變の場合を含む以下之に同  
 じ)に際し國防目的達成の爲國の全力を最  
 も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を  
 統制運用するを謂ふ  
 第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐ  
 るものを謂ふ  
 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資  
 二 國家總動員上必要な被服、食料、飲  
 料及飼料  
 三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療機  
 械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用  
 物資  
 四 國家總動員上必要な船舶、航空機、  
 車輛、馬其の他の輸送用物資  
 五 國家總動員上必要な通信用物資  
 六 國家總動員上必要な土木建築用物資

第四條 市町村長は當該市町村内の重要物資  
 現在高申告書を取纏め審査の上調査時期後  
 十五日以内に地方長官に之を提出すべし  
 第五條 地方長官は資源調査員に就き特に本  
 則に依る調査を擔當せしむべき者(以下商  
 工省所管重要物資現在高調査員と稱す)を  
 指定すべし  
 第六條 商工省所管重要物資現在高調査員は  
 市町村長の指揮監督を受け申告書用紙の配  
 付、申告書の蒐集其の他之に關連する事務  
 に従事す  
 申告義務者申告書用紙の配付を受けざると  
 きは市町村長又は前條の調査員に其の旨申  
 出て之が配付を受くべし  
 第七條 地方長官は受理したる重要物資現在  
 高申告書を審査の上之を集計し重要物資現  
 在高申告書を添附し之を商工大臣に提出す  
 べし  
 第八條 道府縣又は市町村第一條第一項又は  
 第二項の調査時期に於て調査物資を所有し  
 又は保管する場合に於ては本則に準じ重要  
 物資現在高申告書を商工大臣又は地方長官  
 に提出すべし  
 第九條 本則の規定に依り提出したる申告書  
 は統計上の目的以外に之を使用することを  
 得ず但し物資の需給調整に關する統制運用  
 計畫の設定及遂行に必要な場合は此の限  
 に在らず  
 第十條 本則中町村又は町村長とあるは町村  
 制を施行せざる地に於ては之に準ずべきも

及照明用物資  
 七 國家總動員上必要な燃料及電力  
 八 前各號に掲ぐるものの生産、修理、配  
 給又は保存に要する原料、材料、機械器  
 具、裝置其の他の物資  
 九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を  
 以て指定する國家總動員上必要な物資  
 第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐ  
 るものを謂ふ  
 一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出  
 輸入又は保管に關する業務  
 二 國家總動員上必要な運輸又は通信に  
 關する業務  
 三 國家總動員上必要な金融に關する業  
 務  
 四 國家總動員上必要な衛生、家畜衛生  
 又は救護に關する業務  
 五 國家總動員上必要な教育訓練に關す  
 る業務  
 六 國家總動員上必要な試験研究に關す  
 る業務  
 七 國家總動員上必要な情報又は啓蒙宣  
 傳に關する業務  
 八 國家總動員上必要な警備に關する業  
 務  
 九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を  
 以て指定する國家總動員上必要な業務  
 第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要  
 あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民  
 を徵用して總動員業務に従事せしむること

を得但し兵役法の適用を妨げず  
第五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民  
及帝國法人其の他の團體をして國、地方公  
共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員  
業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り從業者の  
使用、雇入若しは解雇、就職、從業者は退職  
又は賃金、給料其の他の從業條件に付必要  
なる命令を爲すことを得

第七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り勞働爭議  
の豫防若しは解決に關し必要なる命令を爲し  
又は作業所の閉鎖、作業若しは勞務の中止其  
の他の勞働爭議に關する行爲の制限若しは禁  
止を爲すことを得

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り物資の生  
産、修理、配給、運渡其の他の處分、使用、  
消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲  
すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り輸出若し  
輸入の制限若しは禁止を爲し、輸出若しは輸  
入を命じ、輸出税若しは輸入税を課し又は輸  
出税若しは輸入税を増課若しは減免することを  
得  
第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要  
あるときは勅令の定むる所に依り總動員物  
資を使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ

者をして之を使用若しは收用せしむることを  
得

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り會社の  
設立、資本の増加、合併、目的變更、社債  
の募集若しは第二回以後の株金の拂込に付制  
限若しは禁止を爲し、會社の利益金の處分、  
償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し  
又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令  
を以て指定する者に對し資金の運用、債務  
の引受若しは債務の保證に關し必要なる命令  
を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは總動員業務たる事業を營む會  
社の當該事業に屬する設備の費用に充つる  
爲の社債の募集に付商法第二百九十七條の  
規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すこ  
とを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り總動員  
業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶  
其の他の施設又は之に轉用することを  
施設の全部又は一部を管理、使用又は收用  
することを得

政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用す  
る場合に於て勅令の定むる所に依り其の從  
業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に  
實施する特許發明若しは登録實用新案を實施  
することを得  
政府は戦時に際し國家總動員上必要あると

きは勅令の定むる所に依り總動員業務に必  
要なる土地若しは家屋其の他の工作物を管  
理、使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ  
者をして之を使用若しは收用せしむることを  
得

第十四條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業  
權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用  
若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして  
特許發明及登録實用新案を實施せしめ若し  
鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を  
使用せしむることを得

第十五條 前二條の規定に依り政府の收用し  
たるもの不用に歸したる場合に於て收用し  
たる時より十年内に拂下ぐるとき又は第十  
三條第三項の規定に依り總動員業務を行ふ  
者の收用したるもの收用したる時より十年  
内に不用に歸したるときは勅令の定むる所  
に依り舊所有者若しは舊權利者又は其の一般  
承繼人は優先に之を買受けることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り事業  
に屬する設備の新設、擴張若しは改良を制限若  
しは禁止し又は總動員業務たる事業に屬する  
設備の新設、擴張若しは改良を命ずることを  
得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り事  
業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處  
分、出資、使用又は移動に關し必要なる命

令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戦時に際し國家總動員  
上必要あるときは勅令の定むる所に依り事  
業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若  
しは休止又は法人の目的變更、合併若しは解散  
に關し必要なる命令を爲すことを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り同種若  
しは異種の事業の事業主間に於ける當該事業  
に關する統制協定の設定、變更若しは廢止に  
付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更  
若しは取消を命じ又は統制協定の加盟者若し  
其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其  
の統制協定に依るべきことを命ずることを  
得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り同種又  
しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し  
當該事業の統制又は統制の爲にする經營を  
目的とする團體又は會社の設立を命ずるこ  
とを得

前項の命令に依り設立せらるる團體は法人  
とす  
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者  
其の設立を爲さざるときは政府は定款の作  
成其の他設立に關し必要なる處分を爲すこ  
とを得  
第一項の團體成立したるときは政府は勅令  
の定むる所に依り當該團體の構成員たる資  
格を有する者をして其の團體の構成員たら

しむることを得

政府は第一項の團體に對し其の構成員(其  
の構成員の構成員を含む以下之に同じ)の  
事業に關する統制規程の設定、變更若しは廢  
止に付認可を受けしめ、統制規程の設定若  
しは變更を命じ又は其の構成員若しは構成員た  
る資格を有する者に對し團體の統制規程に  
依るべきことを命ずることを得第一項の團  
體又は會社に關し必要なる事項は勅令を以  
て之を定む

第十八條の二 第十六條の二の規定に依り設  
備若しは權利の讓渡若しは出資を命じ又は第十  
六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じた  
る場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する  
債務の承繼及其の擔保の處理に關し必要な  
る事項は勅令を以て之を定む

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り價格、  
運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、  
修繕料其の他の財産的給付に關し必要なる  
命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必  
要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙

其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を  
爲すことを得

政府は前項の制限又は禁止に違反したる新  
聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支  
障あるものを發賣及頒布を禁止し之を差押  
ふることを得此の場合に於ては併せて其の  
原版を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あると  
きは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國  
臣民を雇傭若しは使用する者をして帝國臣民  
の職業能力に關する事項を申告せしめ又は  
帝國臣民の職業能力に關し検査することを  
得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あると  
きは勅令の定むる所に依り學校、養成所、  
工場、事業場其の他技能者の養成に適當  
施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭  
主に對し國家總動員上必要なる技能者の養  
成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あると  
きは勅令の定むる所に依り總動員物資の生  
産、販賣又は輸入を業とする者をして當該  
物資又は其の原料若しは材料の一定數量を保  
有せしむることを得  
第二十四條 政府は國家總動員上必要あると  
きは勅令の定むる所に依り總動員業務たる  
事業の事業主又は戦時に際し總動員業務を  
實施せしむべき者をして戦時に際し實施せ  
しむべき總動員業務に關する計畫を設定せ  
しめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲

さしむることを得  
 第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若は修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若は修理を爲さしめ又は國家總動員上必要な設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價証券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保護の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若は休止若は法人の目的變更若は解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし

第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條

又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る買受の價額は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む

總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲必要な命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第三十二條 左の各號の一に該當する者は三十一年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

一 第八條の規定に依る命令に違反したる者

二 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十三條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又は

所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

一 第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者

二 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

三 第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

四 第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は從業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處す

一 第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

二 第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

三 第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者

四 第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者

五 第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第十七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

六 第二十三條の規定に依る命令に違反し

保有を爲さざる者  
 第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に依る徵用に應ぜず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二 第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す

一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二 第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者

三 第二十五條の規定に依る命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 第十八條第一項の規定に依る命令に違反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二 第十八條第六項の規定に依る命令に違反したる者

三 第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

四 第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十一條の規定に依る制

限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二萬圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者亦前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若は禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員又は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十五條 公務員又は其の職に在りたる者

本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したる時は二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社若は其の他の本법에依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員若は使用人又は其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社若は其の他の本법에依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員又は使用人其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又

は人の業務に關し第三十一條の二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為にも之を適用す本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為に付亦同じ

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す

第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲國家總動員審議會を置く

### 國民更生金庫法

昭和十六年三月五日  
法律第四十二號

#### 附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む(昭和十三年五月五日より施行)

- 第一章 總則
- 第一條 國民更生金庫は時局の要請に應じ轉業又は廢業を爲す商工業者等の資産及負債の整理を促進し其の更生を圖ることを目的とす
- 國民更生金庫は法人とす
- 第二條 國民更生金庫は主たる事務所を東京市に置く
- 國民更生金庫は主務大臣の認可を受け必要の地に從たる事務所を設置することを得
- 第三條 國民更生金庫は主務大臣の認可を受け銀行其他の命令の定むる法人をして業務の一部を代理せしむることを得
- 第四條 國民更生金庫の資本金は二千萬圓とす但し主務大臣の認可を受け之を増加することを得
- 第五條 政府は千九百萬圓を國民更生金庫に出資すべし
- 前項の出資は國債證券を交付して之を爲すことを得
- 前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參照して大藏大臣之を定む
- 第六條 國民更生金庫は定款を以て左の事項を規定すべし
  - 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 事務所の所在地
  - 四 資本金額及資産に關する事項
  - 五 役員に關する事項
  - 六 業務及其の執行に關する事項

- 七 更生債券の發行に關する事項
- 八 會計に關する事項
- 九 公告の方法
- 定款は主務大臣の認可を受け之を変更することを不得
- 第七條 國民更生金庫は勅令の定むる所に依り登記を爲すことを要す
- 前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得
- 第八條 國民更生金庫には所得稅、法人稅及營業稅を課せず
- 北海道、府縣、市町村其他の之に準ずべきものは國民更生金庫の事業に對しては地方稅を課することを不得但し特別の事情に基き内務大臣及大藏大臣の認可を受けたる場合は此の限に在らず
- 第九條 國民更生金庫に付解散を必要とする事由發生したる場合に於て其の處置に關しては別に法律を以て之を定む
- 第十條 國民更生金庫に非ざる者は國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ふることを不得
- 第二章 役員
- 第十一條 國民更生金庫に理事長一人、理事三人以上及監事二人以上を置く
- 第十二條 理事長は國民更生金庫を代表し其の業務を總理す
- 理事は定款の定むる所に依り國民更生金庫を代表し、理事長を輔佐して國民更生金庫

の業務を掌理し、理事長事故あるときは其の職務を代理し、理事長缺員のときは其の職務を行ふ

第十三條 理事は國民更生金庫の業務を監査す

第十三條 理事長、理事及監事は主務大臣之を命ず

理事長及理事の任期は三年、監事の任期は二年とす

第十四條 理事長は定款の定むる所に依り從たる事務所業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為を爲す權限を有する代理人を選任することを得

第十五條 理事長及理事は他の職業に従事することを不得但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十六條 國民更生金庫に評議員若干人を置き主務大臣之を命ず

評議員は業務經營に關する重要な事項に付理事長の諮問に應じ必要あるときは之に對し意見を述べることを得

評議員は名譽職とし其の任期は二年とす

第三章 業務

第十七條 國民更生金庫は左の業務を行ふ

- 一 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資産の管理又は處分
- 二 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資金の融通
- 三 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする債務の引受又は保證
- 四 前各號の業務に附帶する事業

國民更生金庫は主務大臣の認可を受け前項に掲ぐる業務以外の業務を行ふことを得

本法に規定するものの外國民更生金庫の業務に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十八條 國民更生金庫は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を運用することを不得

- 一 國債、地方債又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の取得
- 二 大藏省預金部への預金又は郵便貯金
- 三 銀行への預金又は信託會社への金銭信託

第四章 更生債券

第十九條 國民更生金庫は拂込資本金額の十倍を限り更生債券を發行することを得

第二十條 更生債券は額面金額五十圓以上とし無記名利札附とす但し應募者又は所有者の請求に依り記名と爲すことを得

更生債券は割引の方法を以て之を發行することを不得

第二十一條 國民更生金庫は更生債券借換の爲一時第十九條の制限に依らず更生債券を發行することを得

前項の規定に依り更生債券を發行したるときは發行後一月以内に其の發行額面金額に相當する舊更生債券を償還すべし

第二十二條 政府は更生債券の元本の償還及利息の支拂を保證することを得

第二十三條 更生債券は賣出の方法を以て發行することを不得

第二十四條 國民更生金庫に於て更生債券を發行せんとするときは主務大臣の認可を受くべし

第二十五條 更生債券の消滅時効は元本に在りては十五年、利息に在りては五年を以て完成す

第二十六條 所得稅法及有價證券移轉稅法中國債以外の公債に關する規定は更生債券に之を準用す

第二十七條 本章に規定するものの外更生債券に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第五章 會計

第二十八條 國民更生金庫の事業年度は四月より翌年三月迄とす

第二十九條 國民更生金庫は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目錄、貸借對照表及損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備置くことを要す

出資者及債權者は業務時間内何時にても前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第六章 監督及補助

第三十條 主務大臣は國民更生金庫の業務を監督す

第三十一條 國民更生金庫は主務大臣の認可を受くるに非ざれば剩餘金の處分を爲すことを不得

第三十二條 國民更生金庫は業務開始の際業務の方法を定め主務大臣の認可を受くべし之を変更せんとするときは亦同じ



第三十三條 主務大臣は國民更生金庫に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ、検査を爲し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第三十四條 主務大臣は國民更生金庫監理官を置き國民更生金庫の業務を監視せしむ  
第三十五條 國民更生金庫監理官は何時にても國民更生金庫の業務及財産の狀況を検査することを得

國民更生金庫監理官は必要ありと認むるときは何時にても國民更生金庫に命じて業務及財産の狀況を報告せしむることを得  
國民更生金庫監理官は國民更生金庫の諸般の會議に出席して意見を陳述することを得  
第三十六條 役員が法令、定款若しくは主務大臣の命令に違反し又は公益を害する行為を爲したるときは主務大臣は之を解任することを得

第七章 罰則  
第三十九條 左の場合に於ては國民更生金庫の理事長、理事又は監事を千圓以下の過料に處す

一 本法に依り主務大臣の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざるるとき  
二 本法に規定せざる業務を營みたるるとき  
三 第十八條の規定に違反し業務上の餘裕金を運用したるとき  
四 第十九條又は第二十一條第二項の規定に違反し更生債券の發行を爲し又は償還を爲さざるとき  
五 主務大臣の監督上の命令又は處分に違反したるとき  
六 國民更生金庫監理官の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は其の命ずる報告を爲さざるとき

第四十條 左の場合に於ては國民更生金庫の理事長、理事又は監事を五百圓以下の過料に處す  
一 本法又は本法に基きて發する勅令に違反し登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき  
二 第二十九條の規定に違反し書類を備置かざるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず若しくは不正の記載を爲したるとき又は正當の事由なくして其の閲覧を拒みたるるとき  
第四十一條 第十條の規定に違反し國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ひたる者は

五百圓以下の過料に處す

附則  
第四十二條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
第四十三條 主務大臣は設立委員を命じ國民更生金庫の設立に關する事務を處理せしむ  
第四十四條 設立委員は定款を作成し政府以外の出資者の出資の申込書と共に之を主務大臣に提出し設立の認可を申請すべし  
前項の認可ありたるときは設立委員は遲滞なく出資の拂込を爲さしむることを要す  
第四十五條 出資の拂込完了したるときは設立委員は遲滞なく其の事務を國民更生金庫理事長に引續ぐべし  
理事長前項の事務の引續を受けたるときは理事長、理事及監事の全員は設立の登記を爲すべし  
國民更生金庫は設立の登記を爲すに因りて成立す

第四十六條 本法施行の際現に國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ふる者は本法施行後六月以内に其の名稱を變更することを要す  
第十條の規定は前項の期間内之を前項に掲ぐる者に適用せず  
第四十七條 國民更生金庫が財團法人國民更生金庫の權利を譲受け又は其の義務を引受けんとする場合に於ては主務大臣の認可を受くべし  
前項の譲受又は引受は財團法人國民更生金

庫の解散の日に於ける財産目録に記載したる價格に依ることを得

國民更生金庫が前項の價額に依り第一項の譲受又は引受を爲したるに因り受けたる損失は之を第三十七條第一項の損失と看做す  
第四十八條 登録税法中左の通改正す  
第四十九條 「庶民金庫」の上に「國民更生金庫」とを加ふ

同條第十八號中「庶民金庫」の上に「國民更生金庫」とを加ふ  
第四十九條 印紙税法中左の通改正す  
第五十條 國民更生金庫の業務に關する證書帳簿及更生債券  
第五十條 政府出資特別會計法中左の通改正す

### 國民勞務手帳法

昭和十六年三月六日  
法律第四十八號

第五條に左の一項を加ふ  
公債の交付に依り出資を爲す爲必要あるときは政府は前項の規定に依るの外本會計の負擔に於て公債を發行することを得

者を從業者として使用することを不得す  
前二項の規定は官吏及待遇官吏並に命令を以て定むる者に付ては之を適用せず  
第四條 使用者は命令の定むる所に依り從業者の提出したる國民勞務手帳を其の者を使用する期間中保管すべし  
使用者は從業者より請求ありたるときは何時にても其の者をして國民勞務手帳を閲覧せしむべし  
第五條 使用者從業者を使用せざるに至りたるときは其の者に國民勞務手帳を返還すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず  
使用者前項但書の規定に依り國民勞務手帳を返還せざるときは命令の定むる所に依り國民職業指導所長に之を提出すべし  
第六條 國民勞務手帳の交付を受けたる者國民勞務手帳の返還に關し異議あるときは命令の定むる所に依り國民職業指導所長に其の旨申立つることを得  
前項の申立ありたるときは國民職業指導所長は國民勞務手帳を返還すべきや否を裁定し返還すべき旨裁定したるときは使用者に對し國民勞務手帳の返還を命ずべし  
第七條 前條の裁定又は命令に不服ある者は命令の定むる所に依り地方長官に其の旨申立つることを得  
前項の申立ありたるときは地方長官は國民勞務手帳審査會に諮問して國民勞務手帳を返還すべきや否を裁定し返還すべき旨裁定

したるときは使用者に對し國民勞務手帳の返還を命ずべし

國民勞務手帳審査會に關する規程は勅令を以て之を定む

第八條 地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り使用者又は國民勞務手帳の交付を受けたる者に對し國民勞務手帳の提出又は返納を命ずることを得

第九條 使用者及國民勞務手帳の交付を受けたる者は命令の定むる所に依り必要なる事項を國民勞務手帳に記載し之を國民職業指導所長に報告すべし

第十條 使用者及國民勞務手帳の交付を受けたる者は國民勞務手帳に本法に基きて發する命令を以て定むる事項以外の事項を記載することを不得

第十一條 國民勞務手帳の交付を受けたる者は重ねて國民勞務手帳の交付を受けることを得ず但し國民勞務手帳毀損し若は亡失したる場合餘白なきに至りたる場合、其他命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第十二條 國民勞務手帳の交付を受けたる者は國民職業指導所長又は使用者に於て國民勞務手帳を保管する場を除外自らの保管すべし

第十三條 國民職業指導所長必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り國民勞務手帳に代る證明書(以下證明書と稱す)を交付することを不得

證明書は之を國民勞務手帳と看做す

前二項に定むるものの外證明書に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十四條 國民勞務手帳以外の手帳には國民勞務手帳なる名稱を用ふることを不得

第十五條 從業者、從業者たらんとする者又は使用者は國民勞務手帳に關し必要あるときは從業者又は從業者たらんとする者の戸籍に關し戸籍事務を管掌する者又は其の代理者に對し無償にて證明を求むることを得

從業者は國民勞務手帳に記載せられたる事項に關し使用者に對し無償にて證明を求むることを得

第十六條 厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは使用者又は國民勞務手帳の交付を受けたる者に出頭を求め又は其の者より報告を徴することを不得

厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは當該官吏をして第一條に掲ぐる事業の場所に臨檢し業務の状況を又帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第十七條 左の各號の一に該當する者は一年以下の徵役又は千圓以下の罰金に處す

一 第三條、第五條第一項又は第十一條の規定に違反したる者

二 詐偽其の他の不正行為を以て國民勞務手帳の交付を受けたる者

三 自己の國民勞務手帳を他人をして行使せしむる目的を以て交付したる者

第十八條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

一 第四條、第五條第二項、第十條又は第十四條の規定に違反したる者

二 第八條の規定に依る命令に違反し國民勞務手帳を提出又は返納せざる者

三 第九條の規定に違反し記載若は報告を怠り又は虚偽の記載若は報告を爲したる者

四 第十六條第一項の規定に違反し出頭に應ぜず又は報告を怠り若は虚偽の報告を爲したる者

五 第十六條第二項の規定に依る當該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

第十九條 使用者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に關し第十七條第一號又は前條第一號乃至第四號の違反行為を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを不得

第二十條 第十七條第一號又は第十八條第一號乃至第四號の罰則は使用者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營

業に關し成年と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第二十一條 本法は罰則を除くの外、道府縣、市町村其の他之に準ずべきものに之を適用す

國の事業に關しては本法の適用に付命令を以て別段の定を爲すことを得

第二十二條 本法中使用者に關する規定は工場法の適用を受ける工場に在りては工業主に、工場管理人ある場合に於ては工場管理人に、鑛業に在りては鑛業權者に、鑛業代理人ある場合に於ては鑛業代理人に之を適用す

第二十三條 本法の適用に付ては國民職業能力申告令に依る要申告者が同令に基き交付を受けたる職業能力申告手帳は之を國民勞務手帳と看做す

附則

本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む

衛生材料の生産配給の統制に付ては本令の定むる所に依る

第二條 厚生大臣の指定したる醫藥品(以下第一種醫藥品と稱す)の生産(自製の醫藥品の原料に供する目的を以て爲す生産を含む以下同じ)を業とせんとする者は厚生大臣の許可を受くべし

前項の許可を受けんとする者は左の各號に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を厚生大臣に提出すべし

一 住所(法人にありては主たる事務所所在地)及氏名(法人に在りては名稱)

二 藥劑師、製藥者、賣藥營業者の別

三 品名

四 生産の目的

五 工場所在地

六 生産能力及生産工程

七 原材料取得の方法

第三條 前條第一項の許可を受けたる者第一種醫藥品に付其の生産を廢止し又は生産能力若は生産工程を變更せんとするときは厚生大臣の許可を受くべし

前項の許可を受けんとする者は其の事由を具したる許可申請書を厚生大臣に提出すべし

前條第一項の許可を受けたる者前條第二項第一號、第二號、第四號、第五號又は第七號の記載事項に變更ありたるときは直に厚生大臣に届出づべし

前條第一項の許可を受けたる者第一種醫藥品に付其の生産を一月以上休止せんとするときは豫め其の事由及休止の期間を厚生大臣に届出づべし

第四條 厚生大臣は第一種醫藥品若は第六條の規定に依り厚生大臣の指定したる衛生材料の生産を業とする者又は此等の者の團體に對し生産の數量、時期其の他必要なる事項を指定して當該醫藥品又は衛生材料の生産を命ずることあるべし

第五條 厚生大臣の指定したる醫藥品(以下第二種醫藥品と稱す)の生産を業とする者、輸入業者移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者(以下生産統制機關と稱す)以外の者に對し當該醫藥品を讓渡することを不得但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 生産を業とする者、輸入業者又は移入業者が此等の者の團體に讓渡するとき

二 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に讓渡するとき

三 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第六條 厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料(以下第三種醫藥品衛生材料と稱す)の生産を業とする者、輸入業者、移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者(以下配給統制機關と稱す)以外の者に對し當該醫藥品又は衛生材料を讓渡することを不得但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に非らず

品に付其の生産を一月以上休止せんとするときは豫め其の事由及休止の期間を厚生大臣に届出づべし

第四條 厚生大臣は第一種醫藥品若は第六條の規定に依り厚生大臣の指定したる衛生材料の生産を業とする者又は此等の者の團體に對し生産の數量、時期其の他必要なる事項を指定して當該醫藥品又は衛生材料の生産を命ずることあるべし

第五條 厚生大臣の指定したる醫藥品(以下第二種醫藥品と稱す)の生産を業とする者、輸入業者移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者(以下生産統制機關と稱す)以外の者に對し當該醫藥品を讓渡することを不得但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 生産を業とする者、輸入業者又は移入業者が此等の者の團體に讓渡するとき

二 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に讓渡するとき

三 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第六條 厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料(以下第三種醫藥品衛生材料と稱す)の生産を業とする者、輸入業者、移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者(以下配給統制機關と稱す)以外の者に對し當該醫藥品又は衛生材料を讓渡することを不得但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に非らず

**醫藥品及衛生材料生産配給統制規則**

昭和十六年五月七日  
厚生省令第十五號

第一條 生活必需物資統制令に依る醫藥品及

一 第二種醫藥品に該當するものに付生産統制機關に譲渡するとき

二 生産を業とする者、輸入業者又は移入業者が此等の者の團體又は第二項の規定に依り厚生大臣の指定したる者に譲渡するとき

三 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に譲渡するとき

四 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第七條 地方長官（東京府に在りては警視總監以下同じ）の指定したる者又は其の團體（以下仲買人と稱す）に非ざれば厚生大臣の指定したる醫藥品（以下指定生薬と稱す）の生産者又は其の團體より醫藥品の製造又は販賣の業務に關し當該指定生薬を譲受することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 生産者の團體が生産者より譲受するとき

二 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

第八條 仲買人は厚生大臣の指定したる者以外の人に對し生産者又は其の團體より譲受けたる指定生薬を譲渡することを得ず但し仲買人間に於て譲渡する場合は此の限に在らず

第九條 指定生薬の輸入業者、移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者以外の人に對し當該指定生薬を譲渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に非らず

一 輸入業者又は移入業者が此等の者の團體に譲渡するとき

二 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第十條 生産統制機關、配給統制機關又は第八條若しくは前條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は夫れ夫れ第二種醫藥品第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬に付豫め厚生大臣の承認を受けたる配給計畫に依るに非ざれば當該醫藥品衛生材料又は指定生薬を譲渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に譲渡するとき

二 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第十一條 地方長官の指定したる者（以下卸賣機關と稱す）は第三種醫藥品衛生材料に付豫め地方長官の承認を受けたる配給計畫に依るに非ざれば當該醫藥品又は衛生材料

入券と引換へに譲受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第二十二條 卸賣機關又は小賣業者は前條の醫藥品又は衛生材料を譲渡する爲引換へたる購入券に引換後遅滞なく自己の氏名又は名稱及引換の年月日を記入し消印を押捺すべし但し卸賣機關が小賣業者に譲渡する爲引換へたる購入券に付ては之に消印を押捺するを以て足るものとす

第二十三條 卸賣機關又は小賣業者は第十九條第二項又は第二十條の規定に依り購入券と引換ふるに非ざれば譲渡することを不得し醫藥品又は衛生材料を使用せんとするときは自己の用に供する爲交付を受けたる購入券に自己の氏名又は名稱及使用の年月日を記入し消印を押捺すべし

第二十四條 卸賣機關又は小賣業者は第二十二條又は前條の規定に依り消印を押捺したる購入券を一月毎に取纏め翌月十五日迄に其の發行者に送附すべし

第二十五條 厚生大臣は第二種醫藥品又は第三種醫藥品衛生材料の生産を業とする者、輸入業者移入業者、又は此等の者の團體、生産統制機關、配給統制機關、第六條第二項、第八條若しくは第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者又は仲買人に對し譲渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬の譲渡を命ずることあるべし

第二十六條 地方長官本令の施行に關し特に必要ありと認むるときは卸賣機關又は小賣業者に對し譲渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して第三種醫藥品衛生材料の譲渡を命じ又は其の譲渡若しくは譲受に關し一般的に數量、時期、方法、相手方若しくは區域には必要なる命令を爲すことを得

第二十七條 生活必需品物資統制令第十二條第一項の規定に依る損失保償の請求を爲さんとす者は處分事項の實施終了後之を請求すべし但し厚生大臣の承認を受けたるときは別段の時期に之を請求することを得

第二十八條 厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料は之を厚生大臣の指定したるもの、原料又は材料に使用することを不得し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第二十九條 生産統制機關、配給統制機關又は第八條若しくは第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は事業計畫書を年度開始前二月迄に厚生大臣に提出し其の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第三十條 第二條第一項の許可を受けたる者は第一種醫藥品に付毎年四月より翌年三月に至る一年の月別品目別生産豫定計畫書を前年十一月末日迄に厚生大臣に提出すべし前項の規定に依り提出したる生産豫定計畫書を變更したるときは直に厚生大臣に報告すべし

第三十一條 生産統制機關、配給統制機關又

は第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は夫れ夫れ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬には左の各號に掲ぐる事項を記載したる報告書を毎月十五日迄に厚生大臣に提出すべし

第三十二條 生産統制機關、配給統制機關、卸賣機關又は第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は帳簿を備へ夫れ夫れ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬に付左の各號に掲ぐる事項を記載すべし

第三十三條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬の生産を業とする者、輸入業者、移入業者又は此等の者の團體、生産統制機關、配給統制機關、第六條第二項、第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者、仲買人、卸賣機關又は小賣業者に付必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、店舗、

事務所、倉庫其の他の場所に臨検し業務の狀況又は第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料若は指定生薬、書類、帳簿其の他の物件を検査せしむることを得前項の規定に依り臨検検査を爲す當該官吏は其の身分を示す前記様式の證券を携帯すべし

第三十四條 第二條第一項の許可を受けたる者本令の規定に違反したるときは厚生大臣は其の許可を取り消すことあるべし  
第三十五條 本令の規定に依り厚生大臣に提出すべき書類は主たる事務所所在地を管轄する地方長官を経由すべし但し生産統制機關、配給統制機關又は第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者の提出すべきものに付ては此の限に在らず

第三十八條 第二十九條の規定に依り提出すべき事業計畫書の提出期限は昭和十六年度に限り昭和十六年六月一日とす  
第三十九條 第三十條の規定に依り提出すべき生産豫定計畫書の提出期限は昭和十六年四月より昭和十七年三月に至る生産豫定計畫書に限り昭和十六年七月十日とす

### 國民更生金庫施行令

昭和十六年六月二十八日 勅令第七百三十一號

第一章 業 務  
第一條 國民更生金庫の國民更生金庫法第十條第一項の業務は地方長官に於て左の各號の一に該當する事由に因り轉業又は廢業を爲すものと認むる商工業者等（以下轉業者と稱す）の爲に之を行ふ  
一 時局に伴ふ經濟統制の爲にする生産、配給、輸出又は輸入の禁止又は制限  
二 時局に伴ふ經濟統制の爲にする生産、配給、輸出又は輸入の機構の整理  
三 國際關係の變化に基く輸出又は輸入の減少  
四 前各號の事由に準ずる事由  
第二條 國民更生金庫が轉廢業者の爲管理又は處分すべき資産は當該轉廢業者が業務の用に供し若は業務に關し取得したるもの又は

### 生活必需物資統制令

昭和十六年三月三十一日 勅令第三百六十二號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第八條の規定に基く生活必需物資に關する統制及其の統制事務に付ての國家總動員法第五條の規定に基く協力命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る  
第二條 本令を適用すべき生活必需物資の種類は關令を以て之を定む  
第三條 主務大臣は生活必需物資の生産（加工を含む以下同じ）を業とする者又は其の團體に對し生活必需物資の生産に關し必要な事項を命じ又は一般的に制限を爲すことを得  
第四條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體又は業務に關し若は轉賣の目的を以て生活必需物資を所有する者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して之が讓渡を命ずることを得  
第五條 主務大臣は命令の定むる所に依り生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の

他賣渡を業とする者、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し一般的に數量、時期、方法、相手方、配給區域其の他に付必要な命令を爲すことを得  
第六條 主務大臣は命令の定むる所に依り生活必需物資の讓渡に關し一般的に數量、時期、方法、相手方其の他に付必要な命令を爲すことを得  
第七條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體に對し生活必需物資の寄託、保有、質入其の他の處分又は移動に關し一般的に必要なる事項を命じ又は制限若は禁止を爲すことを得  
第八條 主務大臣は物品の保管を業とする者に對し生活必需物資の保管に關し一般的に必要な事項を命ずることを得  
第九條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又は其の變更を命ずることを得  
第十條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、物品の保管を業とする者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の生産、販賣其の他配給、購買又は保管に關し帳簿を備へ必要な事項の記載を爲さしむることを得

第十一條 主務大臣は生活必需品物資の使用又は消費を爲す者に對し生活必需品物資の使用又は消費に關し一般的に必要な事項を命じ又は制限若し禁止を爲すことを得

第十三條 主務大臣は個人及法人其の他の團體をして本令に依る生活必需品物資の統制上必要な事務に協力せしむることを得

第十五條 主務大臣は本令に定むる職權の一部を地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）に委任することを得

第十六條 主務大臣は命令の定むる所に依り必要ありと認むるときは市町村長又は之に準すべきものをして本令に依る生活必需品

資に關する統制の實施上必要な事務を行はしむることを得  
前項の事務に關する費用は命令の定むる所に依り市町村又は之に準すべきものをして之を負担せしむることを得

第十八條 本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

生活必需品物資  
指定規則

本令は公布の日より之を施行す  
昭和十六年四月一日閣令第五號  
昭和十六年六月九日閣令第十四號

を適用すべき生活必需品物資の種類を定むると左の如し  
一 農林大臣の定むる食糧農産物及其の加工品  
二 農林大臣の定むる鮮魚介類  
三 厚生大臣の定むる醫藥品及衛生材料

貿易統制令

昭和十六年五月十三日  
勅令第五百八十一號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む）第九條の規定に基き輸出若しは輸入の命令又は輸出若しは輸入の制限若しは禁止及び當該命令による物品の讓渡その他の處分、所持又は移動に關する國家總動員法第八條の規定に基き命令に附いては本令の定むるところによる

第三條 主務大臣は前條の規定に依り輸出又は輸入の命令を爲したる場合に於て當該命令を受けたる者に對し命令の定むる所に依り國家總動員法第八條の規定に基き當該物品の讓渡その他の處分、所持又は移動に關する必要な命令を爲すことを得

第四條 主務大臣は命令の定むる所に依り品

硬化油等配給統  
制規則

昭和十六年五月二十四日  
商工省令第四十九號

第一條 硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン水（石鹼廢液を含む以下同じ）、粗製グリセリン又は精製グリセリン（以下硬化油等と總稱す）の製造、輸入又は移入を業とする者はその製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を、商工大臣の指定したる者（以下統制會社と稱す）以外の者に讓渡することを得ず但し統制會社の指定したる者に、グリセリン水又は粗製グリセリンを讓渡する場合、及び特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りにあらず

第二條 統制會社以外の者は硬化油等の製造、輸入又は移入を業とする者より其の製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を讓受けることを得ず但し前條但書の規定に依り統制會社の指定したる者がグリセリン水又は粗製グリセリンを讓受ける場合及び同條但書の許可を受け讓渡する硬化油等を讓受ける場合は此の限りにあらず

第三條 統制會社は豫め毎月の硬化油等の讓渡先別種類別讓渡數量を定め商工大臣の承認を受くべし之れを變更せんとするとき亦同し

第四條 硬化油等の製造、輸入又は移入を業とする者は其の製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を使用することを得ず但し硬化油等の製造を業とする者が、其の製造したるグリセリン水又は粗製グリセリンを粗製グリセリン又は精製グリセリンの製造に使用する場合及び特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りにあらず

第六條 硬化油等の製造を業とする者は、毎月十日までに左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし  
一 前月中に於ける硬化油等の原料別種類別製造數量  
二 前月中に於ける硬化油等の讓渡先別原料別種類別讓渡數量  
三 前月末に於ける硬化油等の原料別種類別讓渡數量

目を指定して輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得此の場合に於ては當該物品の讓渡その他の處分、所持又は移動に關する條件を附することを  
第五條 國家總動員法第二十七條の規定に基き、補償すべき損失は第二條の規定に依り輸出又は輸入の命令を爲したる場合及び當該命令を受けたる者に對し第三條の規定により命令をなしたる場合において當該命令による損失にして通常生ずべきものその他主務大臣の定むるものとす  
前項の損失を請求せんとする者は主務大臣の指定したる期間内にこれを請求すべし  
第六條 主務大臣必要と認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き輸出若しは輸入又は輸出品若しは輸入品に關し報告を徴し又は當該官吏をして事業場、店舗倉庫その他の場所に臨檢し業務の状況若しは帳簿書類その他の物件を検査せしむることを得  
前項の規定により當該官吏をして臨檢検査せしむる場合においては其の身分を示す證明書を携帯せしむべし  
第七條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、南洋總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす  
附則  
本令は昭和十六年五月十五日よりこれを施行す、但し朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島にありては昭和十六年五月二十五日よりこれを施行す

別在庫數量  
第八條 統制會社は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

一 前月中に於ける硬化油等の譲受先別原料別種類別讓渡數量  
二 前月中に於ける硬化油等の譲受先別原料別種類別讓渡數量  
三 前月末に於ける硬化油等の原料別種類別在庫數量

第九條 グリセリン水、粗製グリセリン及び精製グリセリンに付いては前三條の報告書に記載すべき事項は原料別に之れを記載することを要せず

第十條 商工大臣必要ありと認むるときは硬化油等の製造、輸入若しくは移入を業とする者又は統制會社に對し硬化油等の配給統制上必要な命令を爲すことあるべし

附則

本則は昭和十六年六月一日より之れを施行す但し第六條乃至第九條の規定は同年七月一日より之れを施行す

### 硬化油等配給統制規則第一條の規定に依る指定

昭和十六年五月二十日  
商工省告示第四百四十二號

- 第一條 貿易統制令（以下令と稱す）の施行に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る
- 第二條 輸出令書及輸入令書（以下令書と總稱す）には左に掲ぐる事項を記載す
  - 一 輸出業者又は輸入業者の氏名又は名稱及住所
  - 二 品名
  - 三 數量
  - 四 單價及價格
  - 五 輸出又は輸入の時期
  - 六 輸出港又は輸入港
  - 七 仕向港又は積出港
  - 八 仕向地又は仕入地
  - 九 令第五條の規定に依る損失の補償に關する事項
  - 十 其の他必要な事項

硬化油、硬化蠟及脂肪酸に付ては日本硬化油統制株式會社  
グリセリン水、粗製グリセリン及精製グリセリンに付ては日本グリセリン統制株式會社

### 貿易統制令施行規則

昭和十六年六月二十二日  
商工農林省令第九號  
昭和十六年七月七日  
商工農林省令第十號

- 第三條 商工大臣又は農林大臣必要と認むるときは輸出又は輸入の命令の變更又は取消を爲すことあるべし
- 第四條 輸出又は輸入の命令の變更又は取消は商工大臣又は農林大臣變更令書又は取消令書を發し輸出又は輸入の命令を受けたる輸出業者又は輸入業者（以下受命者と總稱す）に交付して之を爲す
- 第五條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入の約定を爲したるときは遲滞なく別記様式第一號に依る輸出約定報告書又は輸入約定報告書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし
- 第六條 前項の輸出約定報告書又は輸入約定報告書に記載したる事項に變更ありたるときは受命者は遲滞なく之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし
- 第七條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲したるときは遲滞なく前記様式第二號に依る輸出報告書又は輸入報告書に輸出又は輸入を爲したることを證する書面を添附し之を商工大臣又は農林大臣に提出すべし
- 第八條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲すこと能はず又は著しく困難なりと認むるに至りたるときは遲滞なく其の事由を具し之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし
- 第九條 令第三條の規定に依る命令は商工大臣又は農林大臣輸出の命令を爲したる場合に於ては當該物品の輸出を確保する爲必要

と認むるときは當該物品に付、輸入の命令を爲したる場合に於ては當該命令に依り輸入したる物品に付之を爲す

第八條 受命者損失の補償を請求せんとするときは損失の生じたる日より六月以内に損失補償請求書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

第九條 損失補償請求書には左に掲ぐる事項を記載すべし  
一 令書又は令第三條の規定に依る命令書の番號

二 補償請求の事由  
三 補償請求額

四 其の他必要と認むる事項  
前項の損失補償請求書には損失補償額算出明細書を添附すべし

第十條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受けるに非ざれば之を輸出することを得ず但し左の各號の一に該當する場合に此の限に在らず

一 關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第一條の規定に依る指定輸出品を關東州、滿洲又は支那に輸出する

屬する公用品

- 四 官廳の輸出に係る物品
- 五 手荷物、引越荷物又は船用品
- 六 博覽會に出品する爲輸出する物品
- 七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受けたる物品
- 八 販賣以外の目的を以て輸出し且其の原價五十圓を超ざる物品
- 第十一條の二 調整機關は指定物品に付商工大臣の定むる數量又は金額の限度を超えて賣渡し若し輸出の委託を爲し又は輸出の承認を爲すことを得ず
- 第十一條の三 調整機關は指定物品の買受、販賣、輸出の委託及輸出の承認に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同し
- 調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得ず
- 商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし
- 第十一條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし  
一 買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續に關する事項  
二 買受價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認の基準たる輸出價格に關する事項

三 販賣、輸出の委託及輸出の承認の條件に關する事項  
 四 其他必要な事項  
 第十一條の五 商工大臣緊急の必要ありと認むるときは第十條の許可を受けたる者又は第十條の二に掲ぐる者若し同條但書の規定に依る承認を受けたる者に對し當該物品に付其の輸出の制限又は禁止を爲すことあるべし  
 第十二條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸入することを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に非らず  
 一 關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第六條の規定に依る指定輸入品を關東州、滿洲又は支那より輸入するとき  
 二 南洋に對する貿易の調整に關する件第八條の規定に依る指定輸入品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域より輸入するとき  
 三 國家總動員法第九條の規定に基く命令に依り輸入するとき  
 第十三條 前條の規定は左の各號の一に該當する物品の輸入に付ては之を適用せず

一 第十一條第一號乃至第三號及第五號に規定する物品  
 二 官廳の輸入に係る物品  
 三 博覽會に出品する爲輸入する物品  
 四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受け輸入する物品  
 五 販賣以外の目的を以て輸入し且其の原價五十圓を超ざる物品  
 第十四條 第十條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸出許可申請書に註文ありたることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし  
 一 品名  
 二 數量(種類別に記載すべし)  
 三 單價及價額(種類別に記載すべし)  
 四 賣渡先の氏名又は名稱及住所  
 五 仕向地  
 六 仕向港  
 七 輸出港(郵便物に在りては發送郵便局)  
 八 輸出時期(郵便物に在りては郵便局に差出すべき時期)  
 第十五條 第十二條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸入許可申請書を商工大臣に提出すべし  
 一 品名  
 二 數量(種類別に記載すべし)  
 三 豫想單價及豫想價額(種類別に記載すべし)  
 四 產出地又は製造地

五 積出港  
 六 輸入港(郵便物に在りては到着郵便局)  
 七 輸入時期(郵便物に在りては郵便局に到着すべき時期)  
 前項の場合に於て許可を受けんとする者他人より委託を受け輸入せんとするものなるときは輸入許可申請書に前項各號に掲ぐる事項の外委託者の氏名又は名稱及住所を記載し且委託ありたることを證する書面を添附すべし  
 第十六條 第十二條の許可を受けたる者は商工大臣の指定したる期間内に其の物品を輸入すべし  
 商工大臣は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することあるべし  
 第十二條の許可を受けたる者前二項の期間内に其の物品を輸入せざるときは許可は其の效力を失ふ  
 第十七條 第十條の許可を受けたる者第十四條第六號乃至第八號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし第十二條の許可を受けたる者第十五條第一項第五號乃至第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは亦同  
 第十八條 第十二條の許可を受けたる者他人より委託を受け輸入せんとするものなる場合に於て其の委託契約消滅し又は委託數量減少したるときは委託者と連署の上七日以内に之を商工大臣に届出づべし

第十九條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者は其の物品の輸出又は輸入を爲す場合に於て商工大臣の交付する輸出許可書又は輸入許可書を當該税關又は郵便局に提示すべし  
 第十九條ノ二 第十條ノ二に掲ぐる者當該指定物品を輸出せんとするときは調整機關より買受け若し輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし  
 第二十條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者輸出又は輸入を爲したるときは七日以内に左に掲ぐる事項を商工大臣に届出ずべし  
 一 輸出又は輸入の許可を受けたる物品の品名及數量並に許可の年月日  
 二 輸出又は輸入を爲したる物品の品名、數量並に單價及價額  
 三 輸入を爲したる物品の產出地又は製造地及積出港  
 四 輸出港又は輸入港(郵便物に在りては發送郵便局又は到着郵便局)  
 五 輸出又は輸入の年月日(郵便物に在りては差出又は到着の年月日)  
 第二十條の二 第十條の二に掲ぐる者當該指定物品を輸出したるときは七日以内に其の

品名、數量、單價及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を調整機關に提出すべし  
 調整機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし  
 第二十一條 令第六條第二項の證票は別記様式第三號に依る  
 附則  
 本則は公布の日より之を施行す  
 臨時輸出入許可規則は之を廢止す但し本則施行前從前の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍從前の例に依る  
 臨時輸出入許可規則第一條又は第三條の規定に依り爲したる許可は之を第十條又は第十二條の規定に依り爲したるものと看做す  
 臨時輸出入許可規則第五條又は第七條の規定に依り提出したる書類は之を第十四條又は第十五條の規定に依り提出したるものと看做す  
 臨時輸出入許可規則第六條第一項の規定に依り爲したる期間の指定又は同條第二項の規定に依り爲したる許可は之を第十六條第一項又は第二項の規定に依り爲したるものと看做す  
 調整機關は當分の内第十一條の三第二項の規定に拘らず同條第一項の規定に依らずして指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得

**小麥粉等製造配給統制規則**  
 昭和十六年七月十一日  
 農林省令第五十八號  
 第一條 生活必需物資統制令に依る小麥粉の製造及配給並に小麥粉を原料とする物品の製造の統制に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る  
 第二條 小麥粉の製造を業とする者にして農林大臣の指定するもの(以下指定小麥粉製造業者と稱す)は其の製造したる小麥粉を農林大臣の指定する者(以下中央小麥粉配給機關と稱す)以外の者に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず  
 第三條 中央小麥粉配給機關は其の取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同  
 農林大臣は必要ありと認むるときは前項の配給計畫の變更を命ずることあるべし  
 第四條 中央小麥粉配給機關は地方長官の指定する者(以下地方小麥粉配給機關と稱す)以外の者に小麥粉を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず  
 第五條 指定小麥粉製造業者以外の者にして小麥粉の製造を爲すものは其の製造したる

小麥粉を當該道府縣の地小麥粉配給機關以外者に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 地方小麥粉配給機關は其の取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め地方長官の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第六條 小麥生産者、土地に付權利を有する者又は麥類配給統制規則第六條第三項の麥類を收受したる者は其の生産し、小作料として受け又は收受したる小麥を原料として販賣の目的を以て小麥粉の製造を爲し又は其の小麥粉を原料とする物品の製造を爲すことを得ず

第七條 小麥粉の製造を業とする者は農林大臣の指定したる場合を除くの外其の製造したる小麥粉を原料として物品の製造を爲すことを得ず

第八條 小麥粉を所有し又は販賣の目的を以て占有する者は其の所有し又は占有する小麥粉に付農林大臣より價格等統制令第七條

の規定に依り定むる最高販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

第九條 小麥粉を原料とする物品の製造を業とする者は小麥粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品の製造を爲さんとすると

第十條 何等の名義を以てするを問はず第二條乃至第四條、第六條、第七條及第九條の規定に依る制限又は禁止を免るる行為を爲すことを得ず

第十一條 農林大臣又は地方長官特に必要ありと認むるときは小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の製造を爲す者、當該物品の買其の代理者若し當該物品の製造又は配給に關し一般的に必要な命令を爲すことを得

第十二條 小麥粉の製造設備の新設、増設又は改設を爲さんとする者は農林大臣の許可を受くべし

第十三條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第十一條に掲ぐる者より小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の製造又は配給に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして帳簿其の他の物件の検査を爲さしむることを得

生活必需物資統制令第十四條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

附則 本令は昭和十六年七月十五日より之を施行す昭和十五年農林省令第六十五號小麥粉等配給統制規則は之を廢止す

### 暴利行為等取締規則中改正

昭和十六年七月十日 農工農林省令第十一號

第一條第二項を左の如く改む

何人と雖も主務大臣又は地方長官の指示ありたる場合其の他正當の事由ある場合を除くの外營利の目的を以て又は自己の業務に關し物品の買占又は賣借を爲すことを得ず

何人と雖も主務大臣又は地方長官の指示ありたる場合其の他正當の事由ある場合外他のものを併せ又は負擔を附して物品の販賣を爲すことを得ず

何人と雖も不當の報酬を得て物の賣買の媒介を爲すことを得ず

第二條第一項但書中「地方長官」を「主務大臣又は地方長官」に改む

附則 本令は昭和十六年七月十五日より之を施行す

昭和十四年十二月二日 農林省令第一號暴利

### 重要産業團體令

昭和十六年八月二十九日 勅令第八百三十一號

#### 第一章 總則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ

第十八條の規定に基く重要産業に於ける事業の統制を目的とする團體に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令を適用すべき重要産業は閣令を以て之を定む

第三條 本令に依る團體は統制會及統制組合とす

統制會又は統制組合は其の名稱中に統制會又は統制組合なる文字を用ふべし但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに在らず

#### 行為等取締規則抄録

##### 第一條第二項

何人と雖も暴利を得るの目的を以て物品の買占若し賣借を爲し又は不當の報酬を得て物品の賣買の媒介を爲すことを得ず

##### 第二條第一項

物品の販賣を爲す者は其の價格及左の各號に掲ぐる物品に付ては其の旨を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず

### 陸運統制令に依り陸上運送事業者に對し貨物運送の引受及順序に關する件

昭和十六年八月二日 鐵道省告示第五十三號

陸運統制令第二條の規定に依り陸上運送事業者に對し、貨物運送の引受及順序に關し左の各號の通り昭和十六年八月十日より實施することを命ず

一 東京、川崎、横濱、名古屋、京都、大阪

- 及、神戸の各市内所在驛を取扱驛とする小運送業を經營する陸上運送事業者は小運送以外の運送を引受くることを得ず但し所管鐵道局長の承認を受けたるときはこの限に非らず
- 二 貨物自動車運送事業者は左の貨物の運送を引受くることを得ず
  - イ 五十斤を超える運送を要する貨物
  - ロ 百貨店その他小賣業者の顧客に對し配達する貨物
    - ハ 庭石、大理石、模造石
    - ニ 植木、盆栽、鉢植、花輪
    - ホ 寫眞機類、樂器類、娛樂用品
  - ヘ その他地方長官（東京府にありては警視總監、以下同じ）の指定するもの
- 三、貨物自動車運送事業者は左の順序に依り貨物の運送を爲すべし
  - イ 軍需品、軍關係資材
  - ロ 天災事變に依り緊急を要するもの
  - ハ 米穀類、生鮮食料品、木炭
  - ニ 鑛石、石炭
  - ホ 鐵道、軌道又は船舶に依り驛又は港灣に到着せる貨物
  - ヘ ハ以外の國民生活に缺くべからざる物資
- 四 特別の事情により地方長官の承認を受けたるときは前二號に依らざることを得

- 第二章 統制會
- 第四條 統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該産業の綜合的統制的統制運營を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす
- 第五條 統制會は産業の種類別に之を設立す
- 第六條 統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ
  - 一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する資材資金勞務等の需給に關



する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫

二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制指導

三 當該産業の整備確立

四 技術の向上能率の増進規格の統一經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業の發達に關する施設

五 當該産業に關する調査及研究

六 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する検査

七 前各號に掲ぐるものの外統制會の目的を達するに必要なる事業

第七條 統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

一 當該産業を営む者

二 當該産業を営む者を以て組織する團體

三 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第八條 主務大臣統制會を設立せしめむとするときは閣令の定むる所に依り前條の規定に依り會員たる資格を有する者に對し統制會の設立を命ずべし

前項の規定に依る統制會の設立の命令ありたるときは閣令の定むる所に依り創立

總會を開き之に諮りて定款其の他統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべし

第九條 統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 會員に關する規定

五 事業及其の執行に關する規定

六 役員に關する規定

七 會議に關する規定

八 會計に關する規定

第十條 統制會は第八條第二項の認可ありたる時又は國家總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

前項の場合に於ては主務大臣は統制會成立の旨及定款を告示すべし

第十一條 統制會成立したるときは其の會員たる資格を有する者は總て其の統制會の會員とす

第十二條 統制會には左の役員を置くべし

會長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置くことを得

第十三條 會長は統制會を代表し當該産業の統制指導其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し豫め會長の定むる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長副會長理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は統制會の財産の狀況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會長は銓衡委員の推薦したる中より主務大臣之を命ず

前項の銓衡委員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

副會長理事長理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は閣令の定むる所に依り評議員之を選任す

第三項の規定に依る副會長理事長及理事の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣第一項の規定に依る任命又は前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十五條 統制會の役員は左の通とす

會長 三年

副會長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も副會長理事長又は理事を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したる時は其の旨を告示すべし

第十六條 會長副會長理事長及理事は他の職務又は商業に従事する事を得ず但し主務大臣の認可を受けたときは此の限りに非らず

第十七條 統制會は當該産業に關する事項に付關係各大臣に建議することを得

統制會は關係各大臣の諮問に對し答申すべし

第十八條 統制會は其の會員及會員たる團體を組織する者に對し當該産業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むる事を得前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし

第十九條 統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し經費を賦課することを得

第二十條 統制會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは閣令の定むる所に依り主務大

臣の認可を受け其の會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十一條 統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課することを得

第二十二條 第十九條若は第二十條の規定に依る賦課金又は過怠金を滞納する者ある場合に於て統制會の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て統制會は其の徴收金額の百分の四を市町村に交附すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

第一項の規定に依る徴收金の先取特權の順位は市町村其の他に之に準ずべきものの徴收金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

第二十三條 統制會は其の會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制規定を設定すべし

第二十四條 定款の變更並に統制規定の設定及變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず主務大臣前項の認可を爲したる時は其の旨を告示すべし

第二十五條 統制會の會員及會員たる團體を組織する者は當該統制會の統制規定に依るべし

第二十六條 統制會必要ありと認むるときは統制會の役員又は使用人をして會員及會員

たる團體を組織する者の業務若は財産の狀況又は帳簿書類設備其の他の物件を検査せしむることを得

統制會の會員及會員たる團體を組織する者は前項の規定に依る検査を拒み妨げ又は忌避することを不得

統制會第一項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第二十七條 會長當該統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人の理事取締役其の他法人の業務を執行する役員及び爲が左の各號の一に該當し該當産業の統制運営上特に支障ありと認むるときは主務大臣の認可を受け當該法人に對し其の役員を解任を命ずることを得但し當該統制會の會員たる統制組合の理事長に付ては此の限に非らず

一 法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき

二 公益を害したるとき

三 統制規定に違反したるとき

第二十八條 通常總會は毎年一回會長之を召集す

會長必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を召集することを得

第二十九條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第十九條又は第二十條の規定に依る課賦金の賦課徴収方法

第三十條 會長は毎年總會に統制會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむべし

第三十一條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り統制會又は其の會員若しは會員たる團體を組織する者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所營業所工場事業場其の他の場所に臨檢し業務の状況若しは帳簿書類設備其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第三十二條 關係各大臣は統制會に對し當該產業に關する事項の調査を命ずることを得

第三十三條 主務大臣當該產業の統制運営上必要ありと認むるときは統制會に對し必要な事業の施行を命じ又は定款の變更其他必要なる事項を命ずることを得

第三十四條 主務大臣は統制會に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲す事を得

主務大臣必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしむることを得

第三十五條 主務大臣は會長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるときは公益を害したるとき其の他當該產業の統制

運営上會長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

主務大臣は副會長理事長監事又は評議員の行爲が法令若しは法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは之を解任する事を得

主務大臣前二項の規定に依り會長副會長理事長又は理事を解任したるときは其の旨を告示すべし

第三十六條 統制會は主務大臣の命令に因りて解散す主務大臣前項の命令を爲したるときは其の旨を告示すべし

第三章 統制組合

第三十七條 統制組合は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該產業の統制運営を圖り且當該產業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第三十八條 統制組合は一定地區に於て產業の種類別に之を設立す

前項の地區は特別の場合を除くの外道府縣又は二以上の道府縣の區域に依る

第三十九條 統制組合は其の目的を達する爲に左に掲ぐる事業を行ふ

一 當該地區内の當該產業に於ける生産及配給に關する統制指導其他組合員の當該產業に關する事業に關する統制指導

二 當該地區内に於ける當該產業の整備確立

三 技術の向上能率の増進經理の改善其他組合員の當該產業に關する事業の發達

に關する施設

四 當該地區内に於ける當該產業に關する調査及研究

五 組合員の當該產業に關する事業に關する検査

六 前各號に掲ぐるものの外統制組合の目的を達するに必要なる事業

第四十條 統制組合の組合員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

一 當該地區内に於て當該產業を営む者

二 當該地區内に於て當該產業を営む者を以て組織する團體

三 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第四十一條 主務大臣統制組合を設立せしめんとするときは閣令の定むる所に依り地區を定め前條の規定に依り組合員たる資格を有する者に對し統制組合の設立を命ずべし

第四十二條 統制組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員に關する規定
- 六 事業及其の執行に關する規定
- 七 役員に關する規定
- 八 會議に關する規定
- 九 會計に關する規定

第四十三條 統制組合には左の役員を置くべし

理事長	一人
理事	若干人
監事	若干人
評議員	若干人

統制組合には前項の役員の外定款の定むる所に依り副理事長二人以内を置くことを得

第四十四條 理事長は統制組合を代表し當該產業の統制指導其他の組合事務を總理し理事長は當該產業に關し經驗ある者及學識ある者の中より當該統制組合の所屬する統制會の會長之を命ず當該統制組合の所屬する統制會なきときは當該產業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

前項前段の規定に依る理事長の任命は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項の規定は統制組合の副理事長理事監事及評議員に之を準用す

第四十六條 統制組合の役員任期は左の通り

理事長	三年
副理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も副理事長又は理事を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十七條 統制會の會長は當該統制會の會員たる統制組合の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき公益を害したるとき其の他當該產業の統制運営上理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十八條 統制組合は定款の定むる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得

第二十八條乃至第三十條の規定は前項の總代會に之を準用す

第四十九條 統制組合は閣令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

第五十條 第八條第二項第十條第十一條第十四條乃至第十六條第二十八條乃至第三十四條第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項の規定は統制組合に之を準用す但し主務大臣又は關係各大臣とあるは第八條第二項第十條第二項及第三十六條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とす

第四章 雜則

第五十一條 第十七條第二項第三十一條第一

項及第三十二條(各前條に於て準用する場合を含む)並に第三十三條(前條に於て準用する場合を含む)以下本條及第五十二條に於て同じ)中關係各大臣行政官廳又は主務大臣とあるは當該諮問報告臨檢検査又は命令が軍事上の必要に基く場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とす

陸軍大臣又は海軍大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとするときは當該統制會又は當該統制組合の所管大臣に協議すべし

### 重要産業團體令 施行規則

昭和十六年九月一日  
閣令第十九號

第一章 統制會

第一條 主務大臣重要産業團體令(以下令と稱す)第八條第一項の規定に依り統制會の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 産業の種類

二 設立の認可を申請すべき期限

前項の場合に於て主務大臣は會員たる資格を有する者の中より設立委員を命じ其の氏名又は名稱及住所を告示す

前項の告示ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし

第二條 創立總會を招集するには會員たる資

格を有する者に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第三條 左に掲ぐる事項は創立總會に諮り設立委員之を定む

一 定款  
二 統制會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法  
三 初年度の收支豫算及初年度に於ける令

第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第四條 創立總會終結したるときは設立委員は運滞なく統制會の設立認可を申請すべし設立認可申請書には定款、創立總會の議事録の謄本並に前條第二號及第三號に掲ぐる事項を記載したる書面を添付すべし

第五條 監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第六條 評議員の任命又は監事の選任ありたるときは統制會は運滞なく其の氏名及住所を主務大臣に届出づべし  
會長、副會長、理事長、理事、監事又は評議員辭任又は死亡したるときは統制會は運滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし其の者の任期満了したるとき亦同じ  
會長、副會長、理事長又は理事には前項の届出ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第七條 統制會令第二十條の規定に依る認可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一 特別の賦課金を必要とする事由  
二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

前項の申請書には前項第二號の收支豫算の明細書及總會の議事録の謄本を添附すべし

第八條 總會を招集するに會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第九條 毎事業年度の收支豫算及令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法決定したるときは統制會は運滞なく之を主務大臣に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十條 統制會は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す  
第十一條 主務大臣統制會の解散を命じたる場合に於ては其の旨を當該統制會の主たる事務所の所在地の區裁判所に通知すべし前項の通知ありたるときは裁判所は職權を以て清算人を選任す

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を解任することを得  
裁判所清算人を選任又は解任したるときは其の旨を主務大臣に通知すべし

第十二條 清算人は統制會を代表し清算を爲すに必要なる一切の行爲を爲す權限を有す  
第十三條 清算人は清算及財産處分の方法を定め裁判所の認可を受くべし

裁判所必要ありと認むるときは清算人に對し清算及財産處分の方法の變更其他監督上必要なる命令を爲すことを得

第十四條 統制會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

令第二十二條及第五十三條第三項の規定は前項の賦課徴收に關し之を準用す

第十五條 主務大臣は裁判所に對し清算に關し意見を述ぶることを得

第十六條 統制會の清算終了したるときは裁判所は其の旨を主務大臣に通知すべし前項の通知ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第二章 統制組合

第十七條 主務大臣令第四十一條の規定に依り統制組合の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 産業の種類  
二 地區  
三 設立の認可を申請すべき期限

第十八條 第一條第二項、第三項第二條乃至第五條、第六條第一項第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十二條乃至第十五條及第十六條第一項の規定は統制組合に之を準用す但し主務大臣とあるは第一條第二項及第十一條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とし總會とあるは總會又は總代會とし第八條中會員とあるは組合員又は總代會を構成する者とす

第十九條 統制組合成立したるときは各事務所の所在地に於て左に掲ぐる事項を登記することを要す

一 目的  
二 名稱  
三 地區  
四 事務所  
五 成立の年月日  
六 理事長、副理事長及理事の氏名及住所

前項に掲ぐる事項に變更を生じたるときは變更の登記を爲すことを要す

第二十條 統制組合成立の後新に事務所を設けたるときは其の事務所の所在地に於ては前條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し既に存する事務所の所在地の登記所の管轄區域内に於て新に事務所を設けたるときは其の事務所を設けたことを登記することを以て足る

第二十一條 統制組合が事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては移轉の登記を爲し新所在地に於ては第十九條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し同一の登記所の管轄區域内に於て事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る

第二十二條 統制組合の解散の命令ありたるときは各事務所の所在地に於て解散の登記を爲すことを要す

第二十三條 統制組合の清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て清算人の氏名及住所を登記することを要す

第十九條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二十四條 統制組合の清算終了したるときは各事務所の所在地に於て清算終了の登記を爲すことを要す

第二十五條 統制組合の登記に付ては其の事務所の所在地の區裁判所を以て管轄登記所とす

各登記所に統制團體登記簿を備ふ

第二十六條 第十九條乃至第二十二條の規定に依る登記は當該行政官廳の囑託に因りて之を爲す

第二十三條 及第二十四條の規定に依る登記は裁判所の囑託に因りて之を爲す

第二十七條 登記したる事項は裁判所運滞なく之を公告することを要す

第二十八條 非訟事件手續法第二百二十五條第一項(第五百十條、第五百十條の三及第七十七條の規定を準用する部分を除く)の規定は統制組合の登記に之を準用す

第三章 雜則

第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第一號様式に、令第三十一條第二項(令第五十條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第二號様式に依る

第三十條 令第五十條(令第三十一條第一項の規定を準用する場合を除く)及本令第十八條中行政官廳とあるは鑛業若し砂鑛業の統制組合にして地區が鑛山監督局の管轄區域を越ゆるものの場合又は其の他の統制組合にして地區が道府縣の區域を越えざるものに關する場合に在りては各鑛山監督局長又は地方官とす

第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並に非訟事件手續法第三十五條第二項第三十六條及第三十七條の二の規定は統制組合の清算に之を準用す

附則

本令は公布の日より之を施行す(別記 略す)

配電統制令

昭和十六年八月二十九日 勅令第八百三十二號

第一條 國家總動員法第十六條の二の規定に基く電氣供給事業設備の出資等に關する命令、同法第十六條の三の規定に基く電氣供給事業の讓渡又は電氣供給事業を營む會社の合併若し解散に關する命令、同法第十八條の規定に基く配電事業の統制の爲にする經營を目的とする株式會社(以下配電株式

會社と稱す)の設立に關する命令及配電株式會社に關する事項、同法第十八條の二の規定に基く電氣供給事業を譲渡し又は電氣供給事業設備を出資したる者の負擔する債務の承継及其の擔保の處理に關する事項、同法第十八條の三の規定に基く電氣供給事業の譲渡、電氣供給事業設備の出資又は配電株式會社に付ての課税標準の計算に關する特例の設定又は租税の減免並に同法第十九條の規定に基く配電株式會社の電氣料金に關する命令に付ては本令の定むる所に依る。

第二條 遞信大臣は電氣供給事業を營む者に對し配電株式會社の設立を命ずることを得前項の命令に於ては配電株式會社と爲るべきこと又は電氣供給事業設備を出資すべきことを命ずることを得

第三條 遞信大臣前條の命令を爲す場合に於ては當該事業者に對し左の事項を記載したる命令書を交付すべし

- 一 設立すべき配電株式會社の商號及配電區域
  - 二 配電株式會社と爲るべき株式會社の商號
  - 三 電氣供給事業設備を出資すべき者の名稱
  - 四 出資すべき電氣供給事業設備の範圍
  - 五 配電株式會社を設立すべき期限
  - 六 其他必要と認むる事項
- 遞信大臣前條の命令を爲したるときは前項

第一號乃至第五號に掲ぐる事項を公告すべし

第四條 第二條の命令を受けたる者(以下受命者と稱す)にして配電株式會社と爲るべきことを命ぜられたる株式會社(以下指定會社と稱す)は本令に依り配電株式會社と爲ることを得

指定會社以外の受命者は配電株式會社設立の爲他の法令に拘らず當該事業に屬する電氣供給事業設備出資を爲すことを得

第五條 受命者は設立委員を選任し遞信大臣の認可を受くべし

設立委員は配電株式會社の設立に關する事務を處理すべし

遞信大臣は前項の事務に關し監督上必要なる命令を爲すことを得

第六條 設立委員は左の事項を記載したる書面を作り受命者の承認を得ることを要す

- 一 配電株式會社の商號、資本の總額、一配電株式會社と爲るべき株式會社の商號
- 二 配電株式會社と爲るべき株式會社の種類、數及拂込金額並に指定會社の株主に對する株式の割當に關する事項
- 三 指定會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたるときは其の規定
- 四 指定會社の商號、資本の總額、一配電株式會社と爲るべき株式會社の種類、出資の目的たる財産、其の價格及之に對して與ふる株式の種類及數

第十五條 設立委員は創立總會を終結したるときは其の事務を配電株式會社社長に引渡すべし

第十六條 指定會社は配電株式會社の成立に因り之に吸収せらるるものとし指定會社の權利義務(指定會社が其の電氣供給事業設備に付電氣事業法に依る許可又は認可に基き有する權利義務及河川、湖若は沼の使用又は道路其の他土地の占用若は使用に關し行政廳の許可、承認其他の處分に基き有する權利義務を含む)は配電株式會社に於て之を承繼す

第二條の命令に基き配電株式會社に出資せらるる電氣供給事業設備に付當該受命者が電氣事業法に依る許可又は認可に基き有する權利義務、河川、湖若は沼の使用又は道路其の他土地の占用若は使用に關し有する權利義務及電氣供給契約に基き有する權利義務は配電株式會社成立したるときは命令の定むる所に依り配電株式會社之を承繼す

第十七條 第二條の命令に基き設備の出資ありたる場合及前條の場合に於ける登記に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十八條 受命者第三條第一項の命令書の交付を受けたる後出資の目的たる事業設備若は指定會社の事業設備の現狀を變更し又は之を譲渡し若は所有權以外の權利の目的と爲さんとするときは命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受くべし

六 配電株式會社の成立後に譲受くることを約したる財産、其の價格及譲渡人の名稱

七 配電株式會社を設立すべき時期

八 各受命者に於て承認を爲すべき期日

九 其他必要と認むる事項

前項の承認は受命者が株式會社なる場合に於ては商法第三百四十三條に定むる決議に依ることを要す此の場合に於て前項の書面の要領は同法第二百三十二條に定むる通知及公告に之を記載することを要す

設立委員第一項の承認を得たるときは遞信大臣の認可を受くべし

遞信大臣前項の認可を爲さんとするときは第一項第三號乃至第五號に掲ぐる事項に付ては電力評價審査委員會の議を経べし

設立委員は第三項の認可ありたるときは遅滞なく其の旨を受命者に通知すべし

第七條 商法第四百十六條第三項及第四項の規定は配電株式會社設立の場合に之を準用す但し同條第三項に於て準用する同法第三百七十七條第一項但書及第三百七十八條第一項但書(同法第三百七十九條第二項に於て準用する場合を含む)中三月とあるは一月とす

第八條 設立委員は第六條第三項の認可ありたるときは定款を作成し遞信大臣の認可を受くべし

前項の定款には商法に規定する事項の外左の事項を記載すべし

第十九條 第十六條第一項の場合に於ける指定會社より配電株式會社への有價證券の移轉に付ては有價證券移轉税を免除す

第二十條 會社が第二條の命令に基き配電株式會社に出資を爲したるときは其の出資に對し與へられたる株式の價額に關し出資を爲したる營業年度に於ける法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算に付命令を以て特例を設くることを得

第二十一條 商法第六十七條第八十一條及第八十五條の規定は配電株式會社の設立に之を適用せず

第二十二條 本令に規定するものを除くの外配電株式會社の設立に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第二十三條 第二條の命令に基き出資を爲したる爲解散したる會社の清算に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第二十四條 配電株式會社は一定區域内に於ける配電事業の統制の爲配電事業を營むことを目的とする株式會社とす

配電株式會社は遞信大臣の命令に依り又は其の認可を受け前項に定むるものの外附帶事業を營むことを得

第二十五條 配電株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上、資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せざるも

一 指定會社の株主に對する株式の割當に關する事項

二 指定會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたるときは其の規定

第九條 前條第一項の認可ありたるときは設立委員は總株式より指定會社の株主及第二條の命令に基き出資を爲す者に割當すべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

第十條 株式申込證には商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號に規定する事項の外第八條第二項各號に掲ぐる事項及定款認可の年月日を記載すべし

第十一條 設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を遞信大臣に提出し其の検査を受くべし

第十二條 設立委員は前條の検査を受けたる後遅滞なく第一回の拂込及出資の目的たる財産の全部の給付を爲さしむべし

第十三條 第七條に規定する手續を終了し前條の拂込及現物出資の給付ありたるときは設立委員は遅滞なく創立總會を招集すべし創立總會の決議は配電株式會社の株式の引受人及配電株式會社の株式の引受を爲さざる指定會社の株主の合計の半數以上にして資本の半額以上を當る者出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す

第十四條 創立總會に於ては第二十八條に規定する役員を選任し遞信大臣の認可を受く

のに限り之を所有することを得  
 第二十六條 逓信大臣は電氣供給事業を営む者に對し配電株式會社への合併、事業の譲渡又は電氣供給事業設備の出資を命ずることを得此の場合に於て逓信大臣は當該合併、譲渡又は出資の相手方たる配電株式會社に對し必要な事項を命ずることを得前項の場合に於ける合併條件又は譲渡價格、出資價格其の他の事項は當事者間の協議に依る協議調はざる時は逓信大臣之を裁定す  
 前項の協議は逓信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず  
 逓信大臣前二項の裁定又は認可を爲さんとするときは電力評價審査委員會の議を経べし  
 第四條第二項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第二十條及第二十三條の規定は第一項の場合に之を準用す  
 前二項に定むるもの外裁定並に之に依る合併、譲渡及出資に關し必要な事項は命令を以て之を定む  
 第二十七條 商法第三百五十三條及第三百五十五條第二項の規定は前條第一項後段の命令に基く配電株式會社の資本増加には之を適用せず  
 第二十八條 配電株式會社に役員として社長、副社長、理事及監事を置く  
 第二十九條 社長は配電株式會社を代表し其の業務を總理す

副社長は社長事故あるときは其の職務を代理し社長缺員のときは其の職務を行ふ  
 副社長及理事は社長を補佐し定款の定むる所に從ひ配電株式會社の業務を分掌し又は之に參與す  
 監事は配電株式會社の業務を監査す  
 第三十條 配電株式會社の社長、副社長、理事及監事は第十四條に規定する場合を除くの外株主總會に於て之を選任し逓信大臣の認可を受くるものとす  
 社長及副社長の任期は四年、理事の任期は三年、監事の任期は二年とす  
 第三十一條 電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者は其の職を退きたる後五年間配電株式會社の役員と爲り又は其の給與を受くる事務に従事することを得ず但し逓信大臣に於て特に必要ありと認めたる時は此の限に非らず  
 第三十二條 配電株式會社の社長、副社長及業務を分掌する理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し逓信大臣の認可を受けたるときは此の限に非らず  
 第三十三條 配電株式會社左の事項に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は左の額とす但し登録税法に依り算出したる登録税の額が左の額より少きときは其の額に依る  
 一 設立  
 金銭出費に依る拂込株金額の千分の五と金銭以外の財産の出資に依る

二 第二十六條第一項の規定に依る出資に因る資本の増加  
 増資拂込株金額の千分の一  
 三 第二條第二項、第六條第一項第六號又は第二十六條第一項の規定に依る出資譲受又は譲渡に基く不動産に關する権利の取得  
 不動産の價格の千分の三  
 配電株式會社が設立の登記を受くるときは其の拂込株金額中指定會社の拂込株金額に相當する部分に付ては登録税を免除す  
 配電株式會社が第十六條第一項の規定に依り指定會社より不動産に關する権利を承継する場合に於ける其の取得に付登記を受くる時亦前項に同じ  
 第三十四條 配電株式會社は命令の定むる所に依り其の成立の日より十年を超えざる期間第二條第二項又は第二十六條第一項の規定に依る出資又は譲渡を爲したる者に對し一定金額を支拂ふべし  
 配電株式會社に對しては命令の定むる所に依り其の成立の日より十年を超えざる期間其の所得に對する法人税を軽減す  
 第三十五條 配電株式會社は商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の三倍を超

ゆることを得ず  
 第三十六條 逓信大臣は配電株式會社の業務を監督す  
 第三十七條 逓信大臣は配電株式會社の電氣料金其の他電氣の供給に關する重要事項を決定す  
 第三十八條 配電株式會社債を募集せんとするときは逓信大臣の認可を受くべし  
 第三十九條 配電株式會社の定款の変更、利益金の處分、合併及解散の決議は逓信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず  
 第四十條 配電株式會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め逓信大臣の認可を受くべし之を変更せんとする時亦同じ  
 第四十一條 配電株式會社は命令の定むる所に依り逓信大臣の認可を受くるに非ざれば事業設備を譲渡し又は所有權以外の權利の目的と爲すことを得ず事業設備の取得に付亦同じ  
 第四十二條 逓信大臣は配電株式會社の業務に關し監督上又は公益上必要な命令を爲すことを得  
 第四十三條 逓信大臣は配電株式會社の決議が法令、法令に基きて爲す處分若し定款に違反したるとき又は公益を害し若し害するの處あるときは其の決議を取消すことを得逓信大臣は配電株式會社の役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分又は定款に違反したるとき、公益を害したるとき其の他役

員を不適當なりと認むるときは之を解任することを得  
 第四十四條 逓信大臣は國家總動員法第三十條第一項の規定に依り配電株式會社の業務、第二條の規定に依る設立若し出資又は第二十六條第一項の規定に依る合併、譲渡若し出資に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の状況若しは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得  
 前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし  
 第四十五條 工場財團鐵道財團又は軌道財團に屬するものは第二條第二項若し第二十六條第一項の規定に依る出資若し譲渡又は第十六條第二項の規定に依る承継により配電株式會社に移轉したる後と雖も仍原財團に屬するものとす  
 前項の場合に於ける登記又は登録に關し必要なる事項は命令を以て之を定む  
 第四十六條 第二條又は第二十六條第一項の命令に基き抵當權の目的たる設備を出資し又は其の設備の屬する事業を譲渡したる者は第四十七條第一項の規定に依り債務の承継ありたる場合を除くの外配電株式會社が抵當權の實行に因り受けることあるべき損失の補償に充つる爲命令の定むる所に依り相當の擔保を供託すべし  
 配電株式會社は前項の規定に依り供託せら

れたるもの、上に質權を有す  
 第四十七條 逓信大臣は第二條又は第二十六條第一項の規定に依り設備の出資又は事業の譲渡を命じたる場合に於て當該出資者又は譲渡者をして其の現に負擔する債務を引續き負擔せしめ置くことを適當ならずと認むるときは命令の定むる所に依り配電株式會社をして當該債務の全部又は一部を承継せしむることを得  
 前項の場合に於ける承継價格其の他の承継に關する條件は配電株式會社及當該出資者又は譲渡者の協議に依る協議調はざる時は逓信大臣之を裁定す  
 前項の協議は逓信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず  
 第二十六條 第四項の規定は前二項の裁定又は認可を爲す場合に之を準用す  
 配電株式會社が其の成立又は増資の日に第一項の規定に依り出資者の債務を承継する場合に於ては當該出資者に對して爲す株式の割當は出資設備の價格より債務の承継價格を控除したる金額に依る  
 第四十八條 配電株式會社は命令の定むるものを除くの外第二條又は第二十六條第一項の命令に基き移轉したる設備を擔保とする債務又は前條第一項の規定に依り承継したる債務に關し原契約上課せられたる負擔及制限を承継す  
 第四十九條 第二條又は第二十六條第一項の命令に基き設備を出資し又は事業を譲渡し

たる者は本令に依る資産に關しての變動を理由として其の負擔する債務の期限前の元利支拂其の他の請求を爲す者ありたる場合に於て之に應ずることを得ず

本令は公布の日より之を施行す

### 會社所有株式評價臨時措置令

昭和十六年八月二十九日  
勅令第八百三十三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む第十一條の規定に基く會社の經理に關する命令中の財産目録に記載する株式の價格に關する臨時措置に付ては本令の定むる所に依る

前最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて前期帳簿價額を減額したる額

二 當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付ては其の取得價額但し當該株式に付取得後當該事業年度中最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて取得價額を減額したる額

前項第二號の場合に於て當該會社が議決權の三分の一以上を有する他の會社若し當該會社の議決權の三分の一以上を有する他の會社又は會社を代表すべき者一名以上を共通にする他の會社より取得したる株式の取得價額が取得の時に於ける當該株式の價格を超過するときは其の價格を前項第二號の取得價額と看做す

第三條 直前事業年度より引續き所有する株式に付當該事業年度中に於て株金の拂込ありたるときは前條第一號の規定の適用に付ては當該株式の前期帳簿價額に其の拂込金額を加算したる額を前期帳簿價額と看做す

當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付取得後株金の拂込ありたるときは前條第一號第二號の規定の適用に付ては當該株式の取得價額に其の拂込金額を加算したる額を前期帳簿價額と看做す

認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り第三條の規定に依る制限に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして事務所、營業所其の他の場所に臨檢し業務の状況若し帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第七條 本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

第三條中有價證券業取締法に依る有價證券業者とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては取引所に依らざる有價證券の賣買又は其の媒介の業を營む者(銀行、信託會社及有價證券割賦販賣業者を除く)とす

附則  
本令は公布の日より之を施行す

合に於て配當率の減少したる後株金の拂込ありたるときは前二項の規定に拘らず同條第一號第一號但書又は第二號但書の規定を適用して得たる額に其の拂込金額を加算したる額を同條第一號第一號但書又は第二號但書の額と看做す

第四條 前二條の規定に依り株式の評價を爲す場合に於ては會社所有株式の評價額の總額は直前事業年度より引續き所有する株式の前期帳簿價額、當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式の取得價額及當該會社が此等の株式に付、當該事業年度中に於て拂込みたる株金額の合計額を超過することを不得す

附則  
本令は昭和十六年八月三十日より昭和十七年八月二十九日迄の間に終了する事業年度に關し作る財産目録に付て之を適用す

### 株式價格統制令

昭和十六年八月二十九日  
勅令第八百三十四號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ

第十九條の規定に基く株式の價格に關する統制は本令の定むる所に依る

第二條 商工大臣は株式價格の著しき低落に因り國民經濟の圓滑なる運行が阻害せらるる

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ

第八條の規定に基く回收物件の讓渡其の他の處分、使用及移動に關する命令並に國家總動員法第五條の規定に基く回收物件の讓渡に關する協力命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て回收物件とは鐵、銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金を主たる材料とする物資にして閣令を以て指定するものを謂ふ

第三條 閣令を以て指定する施設に備附けたる回收物件(以下指定施設に於ける回收物件と稱す)にして閣令を以て指定するものを所有し又は權原に基き占有する者は當該回收物件に付讓渡其の他の處分を爲し又は之を移動することを不得す但し商工大臣の指定する者(以下回收機關と稱す)に讓渡する場合及命令を以て定むる場合は此の限に非らず

第四條 商工大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回收物件にして前條の規定に依り閣令を以て指定するもの以外のものを所有し又は權原に基き占有する者に對し一般的に當該回收物件の讓渡其の他の處分又は移動を制限することを不得す

第五條 地方長官は回收物件の所有者に對し期限を指定して回收機關に當該回收物件の讓渡の申込を爲すべきことを勧告することを得

### 金屬類回收令

昭和十六年八月二十九日  
勅令第八百三十五號

附則  
本令は公布の日より之を施行す

第五條 地方長官は回收物件の所有者に對し期限を指定して回收機關に當該回收物件の讓渡の申込を爲すべきことを勧告することを得

るの虞ありと認むるときは株式を指定し其の最低價格を定むることを得

前項の最低價格は當該株式の一定期日に於ける取引相場を基準として之を定め取引相場なきものに付ては實物仲値を基準として之を定む

商工大臣は第一項の規定に依り定めたる最低價格が事情の變更に因り著しく不當と爲りたりと認むるときは之を變更することを得

商工大臣は第一項の規定に依り最低價格を定め又は前項の規定に依り之を變更したるときは其の旨を告示すべし

第三條 前條の規定に依り最低價格の定められたる株式に付ては有價證券の賣買取引を爲す取引所の會員若し取引員又は有價證券業取締法に依る有價證券業者は當該株式の最低價格を下る價格に依る賣買又は其の委託、受託若し媒介を爲すことを不得す但し商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第四條 商工大臣は第二條の規定に依り定めたる最低價格を存置するの必要なしと認むるときは之を廢止することを不得

商工大臣は前項の規定に依り最低價格を廢止したるときは其の旨を告示すべし

第五條 何等の名義を以てするを問はず第三條の規定に依る禁止を免るる行爲を爲すことを不得す

第六條 商工大臣又は地方長官は必要ありと

第六條 指定施設に於ける回収物件にして第三條の規定に依り閣令を以て指定するものを所有する者は閣令を以て指定する期日迄に回収機關に對し當該回収物件の譲渡の申込を爲すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第七條 商工大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回収物件にして第三條の規定に依り閣令を以て指定するもの以外のものを所有する者に對し期限を指定して回収機關に當該回収物件の譲渡の申込を爲すべきことを一般的に命ずることを得

第八條 指定施設に於ける回収物件の所有者第五條乃至前條の規定に依り譲渡の申込を爲したるときは當該所有者又は當該回収物件を權原に基き占有する者は回収機關の請求に應じ遅滞なく當該回収物件の引渡を爲すべし

第九條 撤去費其の他回収物件の引渡に要する費用及修理費は回収機關の負擔とする  
回収物件の用途又は備附の状況に鑑み特に代替物件の備附を必要とする場合に於て代

替物件の價格と其の備附に要する費用との合計額が當該回収物件の價格を超過るときは前項の費用の外其の超過分は回収機關の負擔とする

第十條 回収機關第五條乃至第七條の規定に依り指定施設に於ける回収物件の所有者より譲渡の申込を受けたときは命令の定むる所に依り當該回収物件の譲渡價格及前條の規定に依り回収機關に於て負擔すべき額(第八條第二項の規定に依る撤去及引取の費用の額を除く)に付遅滞なく當該所有者又は當該回収物件を權原に基き占有する者と協議すべし此の場合に於て協議調はざるときは協議を爲すこと能はざる時は地方長官之を裁定す

第十一條 回収物件に關し強制競賣手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續又は土地收用法、工場事業場使用收用令、土地工作物管理使用收用令若し總動員物資使用收用令に依る使用若し收用の手續其の他此等の手續に準ずべきものの進行中なるときは其の進行中に限り當該回収物件に關しては第三條

は昭和十六年十月一日より之を施行す

第一條 金屬類回收令第二條の規定に依る件  
回収物件を定むること左の如し  
但し船舶、航空機およびこれらに準ずるものに備付けたるものを除く

鐵を主たる材料とするもの(珪那引のものを除く)看板、階段(機械または装置の一部をなしたるものを除く)傘立、喫煙用器具、脚立、車裝鐵板、屑入、揭示板、交通標識(信號用のものを除く)廣告板、廣告塔、格子、焜爐、柵、仕切用金物(カウンタースタクリンを含む)敷板(機械または装置と一體をなしたるものを除く)シャヤンデリヤ、自轉車置、書箱、石炭用バケツ洗面器、棚、燈房装置前飾金物、手摺および欄干(機械装置または橋梁と一體をなしたるものを除く)泥拭器、戸棚およびロッカ

1、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、旗竿、梯子(機械または装置と一體をなしたるものを除く)破損止金物、日除用金物(店舗用のものを除く)火鉢、屏、帽子掛、スタンド、本立(ブツクアエンドを含む)マンホール蓋(機械と一

乃至第七條の規定は之を適用せず  
第十二條 第六條又は第七條の規定に依り爲したる回収物件の譲渡は他の法令に拘らず其の效力を有す

第六條又は第七條の規定に依り譲渡すべき回収物件に付存したる擔保權は他の法令に拘らず當該回収物件に付其の譲渡の時より之を行ふことを得ず

前項の場合に於ては當該擔保權者は當該回収物件の對價として受くべき金銭及當該回収物件に付第九條第二項の超過分として受くべき金銭に對し其の權利を行ふことを得

### 回収物件及施設 指定規則

昭和十六年九月一日  
閣令第二十號

銅または黃銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とするもの 押板、置物、看板、壁張板(炊事場、流場または風呂場の羽目板を除く)階段止、カーテン用金物(線引カーテン用のものを除く)傘立、花器、菓子器、喫煙用器具、屑入、揭示板、蹴板、格子、焜爐、柵、皿仕切用金物(カウンタースタクリンを含む)シャヤンデリヤ、洗面器、洗面器臺、棚、燈房装置前飾金物、痰壺、茶器、吊下手洗器、手摺および欄干(機械装置または橋梁と一體をなしたるものを除く)戸および扉、泥拭器、ネームプレート(コーションプレートその他の標札類、軒、呼稱及堅樋(内樋を除く)破損止金物、番號札、庇葺板、日除用金物(店舗用のものを除く)火鉢、帽子掛スタンド、盆、本立(ブツクアエンドを含む)水桶(火鉢を含む)

門柱、門扉、門、柱、壁、天井または庇廻の裝飾板金物、屋根葺板、藥罐、郵便受口

回収物件を定むること左のごとし  
但し船舶、航空機およびこれに準ずるものに備付けたるものを除く

鐵を主たる材料とするもの(珪那引のものを除く)看板、傘立、喫煙用器具、脚立、車裝鐵板、屑入、揭示板、交通標識(信號用のものを除く)廣告板、廣告塔、格子、柵、

附則  
本令は昭和十六年九月一日より之を施行す  
但し朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りて

シャンドリヤ、自轉車置、石炭用バケツ、煙房装置前飾金物、手摺および欄干(機械、装置または橋梁と一體をなしたるものを除く)泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、旗竿、梯子(機械または装置と一體をなしたるものを除く)破損止金物、日除附金物(店舗用のものを除く)塀、帽子掛スタンド、マンホール蓋(機械と一體をなしたるものを除く)溝蓋、水桶(水鉢を含む)門柱、門扉、床下換口氣金物

銅または黄銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とするもの 押板、置物、看板、壁張板(炊事場、流湯または風呂場の羽目板を除く)カーテン用金物(線引カーテン用のものを除く)傘立、花器、喫煙用具、厨入、掲示板、蹴板、格子、柵、日除用金物、帽子掛スタンド、シャンドリヤ、洗面器、煙房装置前飾金物、吊下手洗器、手摺および欄干(機械、装置または橋梁と一體をなしたるものを除く)泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、軒樋、呼樋及堅樋(内樋を含む)破損止金物、番號札、庇葺板、水桶(水鉢を含む)門柱、門扉、郵便受口

第三條 金屬類回收令第三條の規定により施設を指定すること左の如し、たゞし北海道、地方廳、府、縣ならびに市、町、村市制第四百四十四條の市の一部町村制百二十四條の町村の一部、およびこれに準ずるもの所の

有または管理に屬するものはこれを除く

- 一 常時十人以上の職工を使用する工場、事業の用に供する工場その他の施設(當該事業の用に供する共同住宅その他の住宅および當該事業主の所有に屬せざる寄宿舎、合宿所その他これに準ずるものを除く)
- 二 常時十人以上の使用人を使用する物品販賣業の事業の用に供する店舗その他の施設
- 三 鐵業または砂鐵業の用に供する事業場その他の施設
- 四 銀行、信託會社、保險會社または無盡會社の營業所その他の施設
- 五 倉庫業法の適用を受くる倉庫業、私設保税倉庫業または農業倉庫の事業の用に供する倉庫その他の施設
- 六 取引所の市場その他の施設
- 七 地方鐵道、軌道または索道事業の用に供する事務所、車輛その他の施設及び專用鐵道の車輛その他の施設
- 八 電氣事業の用に供する事務所電氣工作物その他の施設
- 九 瓦斯事業の用に供する事務所瓦斯工作物その他の施設
- 十 旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業の用に供する車庫、車輛その他の施設
- 十一 私立學校の校舎その他の施設
- 十二 診療所取締規則による病院若は齒科

診療所取締規則による齒科病院またはその附屬施設

- 十三 觀客定員二百五十人以上の劇場、映畫興行場演藝場若は觀物場またはその附屬施設
- 十四 客席面積の合計百平方メートル以上の旅館料理屋、飲食店待合若は貸座敷またはその附屬施設
- 十五 床面積三百平方メートル以上の建物にして區畫、二以上の經營者の用に供するものまたはその附屬施設
- 十六 水利組合、土地區畫整理組合、酒造組合、商業組合、同業組合、造船組合、自動車運送業組合海外移住組合若しくは健康保險組合その他特別の法律に基き設立せられたる組合またはその聯合會の事務所その他の施設
- 十七 商工會議所、農會、醫師會、產業組合中央會、商業組合中央會、產業組合中央會、中央會、恩給金庫その他特別の法律に基き設立せられたる法人の事務所その他の施設
- 十八 民法第三十四條の規定による法人の事務所その他の施設
- 十九 前各號に掲ぐるものの外資本金(出資總額、株金總額、出資總額および株金總額の合計をいふ)十萬圓以上の會社または有限會社の事務所その他の施設

附則  
本令は金屬類回收令の日よりこれを施行す

### 價格等統制令

昭和十四年十月十八日勅令七〇三號  
昭和十五年十月勅令第六七七號改正  
昭和十六年九月勅令第八四一號改正

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て南洋群島に於て依る場合を含む以下同じ第十九條の規定に基き價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其の他の財産的給付(以下價格等と稱す)に關し必要な命令を爲すは別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃賃料又は加工賃(以下價格運送賃等と稱す)は昭和十四年九月十八日(以下指定期日と稱す)に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し關令の定むる所に依り價格運送賃等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

- 一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの
- 二 其の他の價格には買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの
- 三 運送賃又は加工賃に付運送人又は加工

者が目的物の引渡を受けたるもの

- 四 保管料、損害保險料又は賃賃料には支拂者が履行遲滞に在るもの

前項の指定期日に於ける額は價格運送賃等の受領者に付ての額に依り受領者別に定まるとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額(同じ事情の下に於て數種の契約額ありたるときは其の最高額)偶々指定期日に爲したる契約なかりし場合は契約を爲したるべき額とす

價格運送賃等に付前項の規定に依る額なき場合に於ては關令の定むるものを以て指定期日に於ける額とす但し關令の定むるものが判定困難なる場合に於て價格等の受領者の申請あるときは行政官廳に於て其の額を指示し其の指示額を以て指定期日に於ける額とす

第三條 商工業業者等の組合其の他に準ずるもの關令の定むる所に依り前條第二項又は第三項の額に代るべき額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其の他のに準ずるもの及其の構成員(構成員が組合其の他に準ずるものなる場合は其の構成員をも含む、以下同じ)に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做す

行政官廳必要ありと認むるときは關令の定むる所に依り商工業業者等の組合其の他に準ずるもの、地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものに付ても前項の規定に依る額を以て

指定期日に於ける額と看做すことを得

前項の規定に依る處分ありたる場合に於て第一項の規定に依る額の變更ありたるときは前項の額は當該變更額に變更せられたるものとす

第一項の規定に依る認可又は第二項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際前條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條 行政官廳は指定期日に於ける額(前條第一項若しくは第二項又は第二十條の規定に依り看做さるるものを除く)が著しく不當と認めらるるときは關令の定むる所に依り其の額を引下ぐることを得但し其の引下實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條之二 修繕料其の他價格運送賃等以前條第一項若しくは第二項又は第二十條の規定に依る額に於ける額は主務大臣の指定する年月日に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し關令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及指定期日の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

- 一 修繕料等に對する給付を爲す者が目的物の引渡を受けたる場合



二 修繕料等に對する給付を爲す者が修繕料等に對する給付に著手したる場合  
 第四條の三 第二條第二項及第三項並に第四條の規定は前條の規定に依り指定したる修繕料等に付之を準用す

第四條の四 修繕料等の受領者の組合其他之に準ずるもの開令の定むる所に依り修繕料等の額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其他之に準ずるもの及組合員の給付に對する修繕料等は其の額を超えて之を認約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し開令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず  
 第一項の規定に依る認可を爲すことを得て行政官廳必要ありと認むるときは修繕料等の額を變更して前項の認可を爲すことを得る第一項の規定に依る認可ありたる場合に於て行政官廳必要ありと認むるときは同項の規定の適用に付ては開令の定むる所に依り同項に規定する組合其他之に準ずるもの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものを其の構成員と看做すことを得  
 第一項の規定に依る認可又は前項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし  
 第四條の二及前條の規定は第一項の修繕料等に付ては之を適用せず

第五條 第二條乃至第四條及前條の規定は有價證券の價格及貸貨料、土地及建物の價格其他開令を以て定むる價格等に付ては之を適用せず

第六條 價格等は第二條乃至第四條の四の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其他の處分ありたる額を超えて之を認約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し價格運送賃等に付ては本令施行後の、修繕料等に付ては第四條の二の規定に依る指定又は第四條の四第一項の規定に依る認可若しくは同條第三項の規定に依る處分ありたる後の處分は處分實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし  
 前項の他の法令は開令を以て之を定む

第六條の二 前條に規定する場合を除く他の主務大臣の指定する特殊の物の價格等に付ては其の受領者に於て開令の定むる所に依り其の額に付行政官廳の認可を受くべし此の場合に於ては其の物の價格等は第二條乃至第四條の四の規定に拘らず其の認可額を超えて之を認約し、支拂ひ又は受領することを得ず  
 前項の規定は前項の指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものには之を適用せず

第一項の主務大臣の指定に關しては開令の定むる所に依る

第七條 前二條に規定する場合を除くの外行政官廳開令の定むる所に依り價格等(有價證券の價格及貸貨料を除く以下同じ)の額を指定したるときは第二條乃至第四條の四の規定に拘らず其の額を超えて之を認約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し開令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず  
 前項の指定は指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし  
 第八條 支拂條件、引渡條件其他の契約條件の變更(第六條に規定する他の法令に依るもの及他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其他の處分ありたるものを除く)にして支拂者に不利益と爲るものは其の限度に於て之を價格等の額の引上と看做す

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二條、第四條の二、第四條の四、又は第六條乃至第七條の規定に依る禁止を免る、行爲を爲すことを得ず  
 第十條 主務大臣必要ありと認むるときは開令の定むる所に依り價格等の原價に關し計算を爲さしむることを得  
 第十一條 行政官廳必要ありと認むるときは

國家總動員法第三十一條の規定に依り生産、販賣、運送、保管、貸借、損害保險、加工若しくは修繕料等に對する給付に關し報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場販賣所、倉庫、事務所其他の場所に臨檢し業務の状況若しくは帳簿書類其他の物件を檢査せしむることを得  
 前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし  
 第十二條 本令は左に掲ぐる價格等には之を適用せず

- 一 繭、生絲、棉花又は綿布の取引所に於ける賣買取引の價格
- 二 關東州、滿洲及支那以外の地と本令施行地との間に於ける輸出入取引の價格及兩地域間に於ける運送の運送賃
- 三 其他開令を以て定むるもの
- 第十三條 本令は契約の當事者にして營利を目的として當該契約を爲すに非ざるものには之を適用せず但し當該契約を爲すことが自己の業務に屬する者に付ては此の限に在らず
- 第十四條 本令に定むるものを除くの外本令の施行に關し必要な事項は開令を以て之を定むることを得
- 第十五條 本令の施行に關する主務大臣は左の各號に定むる所に依る
  - 一 農林水産物及農林水産業専用物品の價格に關する事項に付ては農林大臣

二 酒造税法の酒類並に酒精及酒精含有飲料税法の酒精及酒精含有飲料の價格に關する事項に付ては商工大臣及大藏大臣  
 三 醫藥品の價格に關する事項に付ては商工大臣及厚生大臣  
 四 運送賃並に運送に直接關聯する保管料、貸貨料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料、運送業者又は運送取扱業者の荷造料其他開令を以て定むる修繕料等に關する事項に付ては陸上運送に在りては鐵道大臣、水上運送及航空運送に在りては遞信大臣  
 五 田、畑、山林及原野の價格及貸貨料、田、畑、山林及原野の賣買又は貸貨の斡旋手数料、家畜の賣買料、家畜の賣買又は貸貨の斡旋手数料、専ら農林水産物及飲食料品の保管を目的とする倉庫(倉庫營業者の倉庫を除く)の保管料及倉入倉出料、開令を以て定むる農林水産物、飲食料品及農林水産業専用物品の加工賃並に開令を以て定むる農林水産業、飲食料品工業及農林水産業専用物品に關する修繕料等に關する事項に付ては農林大臣

六 船舶の價格、貸貨料(期間備船料を含む)、運航手数料及修繕料並に船舶の賣買、貸貨(期間備船を含む)又は運航委託の斡旋手数料に關する事項に付ては遞信大臣但し總噸數二十噸未満の漁船の賣買價格及貸貨料(期間備船料を含む)並に

總噸數二十噸未満の漁船の賣買又は貸貨(期間備船を含む)の斡旋手数料に關する事項に付ては農林大臣及遞信大臣  
 七 兵器、彈藥、艦船等の價格運送賃等に關する第二條に規定する事項及兵器、彈藥、艦船等の修繕料に關する第四條の二但書に規定する事項にして軍機保護上必要あるものに付ては陸軍大臣又は海軍大臣

八 請負料(手間賃、派出所の類を含む)にして主として勞務の供給及提供に對するものに關する項に付ては厚生大臣  
 九 前各號の場合を除くの外商工大臣  
 第十條 第六條に規定する法令に於て規定する價格等に關する事項に付ては前各號に拘らず當該法令に於ける主務大臣  
 第十六條 前條第七號に掲ぐる場合を除くの外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし開令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附則  
 第十七條 本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年十月二十七日より之を施行す  
 第十八條 第二條乃至第四條の三の規定は當分の内其の効力を有す

### 價格等統制令施行規則

(以下略)

昭和十四年十月十九日閣令第十三號  
 昭和十五年六月閣令第七號改正  
 七月閣令第八號改正  
 十月閣令第十號改正  
 十月閣令第十一號改正  
 十月閣令第十二號改正  
 昭和十六年一月閣令第一號改正  
 一月閣令第二號改正  
 九月閣令第二十一號改正

第一條 價格等統制令(以下統制令と稱す)  
 第二條 第一項但書、第四條の二但書、第四條の四第一項但書又は第七條第一項但書の許可の申請は左の各號の一に該當する場合に限り之を爲すことを得  
 一 關東州、滿洲及支那以外の地に輸出せらるゝこと明かなる物を賣買するとき  
 二 輸入價格の昂騰特に著しき輸入品を賣買するとき  
 三 其他已むを得ざる事由あるとき  
 前項の許可は價格等の支拂者又は受領者の何れか一方に於て之を受くるを以て足る  
 第二條 前條の申請を爲さんとする者は氏名又は名稱、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣(主務大臣特に定め

たるときは地方長官)に提出すべし  
 一 前條第一項第一號の場合に於ては其の物の名稱、品種、數量及輸出せらるゝこと明かならしむる事項並に價格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先、豫定買受價格其の他の豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件  
 二 前條第一項第二號の場合に於ては其の輸入品の名稱、品種及數量並に價格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先及豫定買受價格其の他の豫定買受條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては買受先、豫定買受價格其の他の豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件  
 三 前條第一項第三號の場合に於ては前二號に準ずる事項及已むを得ざる事由の詳細  
 前項の申請書にして主務大臣に提出すべきものは主務大臣特に定むるものを除くの外地方長官を経由すべし  
 第三條 統制令第二條第二項の規定に依り指定期日に於ける價格の額を定むること左の如し  
 一 季節品に付ては最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに付一般物價の變動を參酌したるもの

二 新製品に付ては之に類似する物の指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるものに付原價の差異を參酌したるもの  
 三 前各號に掲ぐる物以外の物に付ては指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの  
 前項の規定は物以外のもの、價格、運送費、保管料、損害保険料、貨賃料及加工賃の類には之を準用す  
 第三條の二 統制令第二條第三項但書の指示は主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官)之を爲す  
 第三條の三 第三條第一項及前條の規定は統制令第四條の三の規定に依り同令第二條第三項の規定を準用する場合に付之を準用す  
 第四條 統制令第三條第一項又は第四條の四第一項の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる區前に依り主務大臣又は地方長官に之を爲すべし  
 一 道府縣又は全國を地區とする組合其他之に準ずるものに在りては主務大臣  
 二 道府縣又は其の一部を地區とする組合其他之に準ずるものに在りては地方長官  
 前項に掲ぐる組合其他之に準ずるものにして主務大臣の指定したるものに付ては前項各號の規定に拘らず主務大臣の定むる行政官廳に申請すべし  
 第五條 前條の申請を爲すには左に掲ぐる事項を記載したる申請書を提出すべし



總ゆる化粧の基礎は素肌の美から生れます  
 「健康な素肌の美しさ」を創る  
 紋章松葉精洗顔クリームは  
 何時までも眞珠のお肌を護り  
 健康な美肌をつくります

高貴美白料  
 紋章松葉精洗顔クリーム  
 松葉精

發賣元 株式會社 奉仕堂

大阪市東區清水谷西之町

# ラメーローキヤツプ。

外出に、運動に、  
職場に、お楽しみ時に  
女性生活の必需品



品製任責の谷岩

みあ髪東 一第用信

トツネーヤへ 一隨界斯

ドンバズスイ 附スーロス

會商谷岩 會合名 舖本

二丁目四段九區町麴市京東  
番六七二三八四 (33)段九話電



# 香料



株式 小川香料店  
大阪市東區道修町二丁目四十五番地

電話北濱 一六六 一六六  
振替貯金口座大阪二九六番  
受信略號「オサカニオイ」

東京市日本橋區本町四丁目十五番地  
香料商 小川商店

電話日本橋(24) 一四六八 一〇九一  
振替貯金口座東京六〇七番  
受信略號「日本橋局」トウケイ・ニオイ

大阪市東區川區堀上通二丁目三十四番地  
工場 小川化學香料株式會社

電話北七三二〇番

臺灣 小川香料産業株式會社

本社・工場 臺中州員林街三條別一七〇  
臺北事務所 臺北市福州街三三八  
魚池農場 臺中州新高郡魚池庄加道坑  
大湖農場 新竹州大湖郡大湖庄

# ラメーローキヤッツ。

外出に・運動に  
職場に・お寝み時に  
女性生活の必需品



品製任責の谷岩

みあ髪東 一第用信

トツネーヤへ 一隨界斯

ドンバススイ 附スーロス

會商谷岩 會合 舖本

二目丁四段九區町麴市京東  
番六七二三・八四一一(33)段九話電



# 香料



株式會社  
大阪市東區道修町二丁目四十五番地  
小川香料店

電話北濱一六六一  
一六六一  
振替貯金口座大阪二九六番  
受信略號【オサカニオイ】

東京市日本橋區本町四丁目十五番地  
香料商 小川商店

電話日本橋(24)一四九一  
振替貯金口座東京六〇七番  
受信略號【日本橋局】トウケイ・ニオイ

大阪市東區川區堀上通二丁目三十四番地  
工場 小川化學香料株式會社

電話北七三二〇番

臺灣 小川香料產業株式會社

本社・工場 臺中州員林街三條堀一七〇  
臺北事務所 臺北市福州街三三八  
魚池農場 臺中州新高郡魚池庄加道坑  
大湖農場 新竹州大湖郡大湖庄

# ベルボン化粧品

WOMAN'S WORLD

近代的ノ感觸ヲ  
多分ニ備ヘタ  
優秀化粧品ノ



ベルボン製品

頬紅、美白洗顔クリーム  
口紅、粉白粉、コールド  
クリーム、ヘヤーオイル  
ボマード、パニシングク  
リーム、水白粉、チツク  
アストリンセントローシ  
ョン、ヘヤーニツク、  
香水

東京代理店 **モロゾフ製菓株式会社化粧品部**  
 東京市京橋區木挽町四ノ四・電話京橋(56)4339番  
 本舗 ベルボン商會

# 料粧化ーピッカ 國産

品製園香豊 <輝は品良

常に  
適度の化粧は  
銃後戰場に  
明朗さを  
加へるノ



込牛園香豊端田京東



純植物性  
卓品質  
Hitsuza  
Hitsuza  
Hitsuza  
Hitsuza

卓品質

香りよき養毛香油  
として絶讃を賜はる

Hitsuza  
香油

本舗 細田忠璽商店  
東京市深川區富岡町一丁目一六番  
電話 深川(64) 一〇二番  
振替 東京 一〇二九一九番

東寶ルビナ化粧料  
レオン洗顔クリーム  
ハリウツド化粧料  
アモンパヤ  
お染椿香油  
ゴコー整髮料  
テルミー化粧料  
伊豆椿頭髪香油  
シャベトニク化粧料  
蜂研化粧料  
イオス洗顔クリーム  
ユゼ洗粉  
ロビオ化粧料

全 國 東 日 本 關 東 及 大 東 京 發 賣 元

有名化粧品問屋

アキラ化粧料  
蜂研蜂蜜石鹼 發賣元  
ユニード化粧料

株式會社

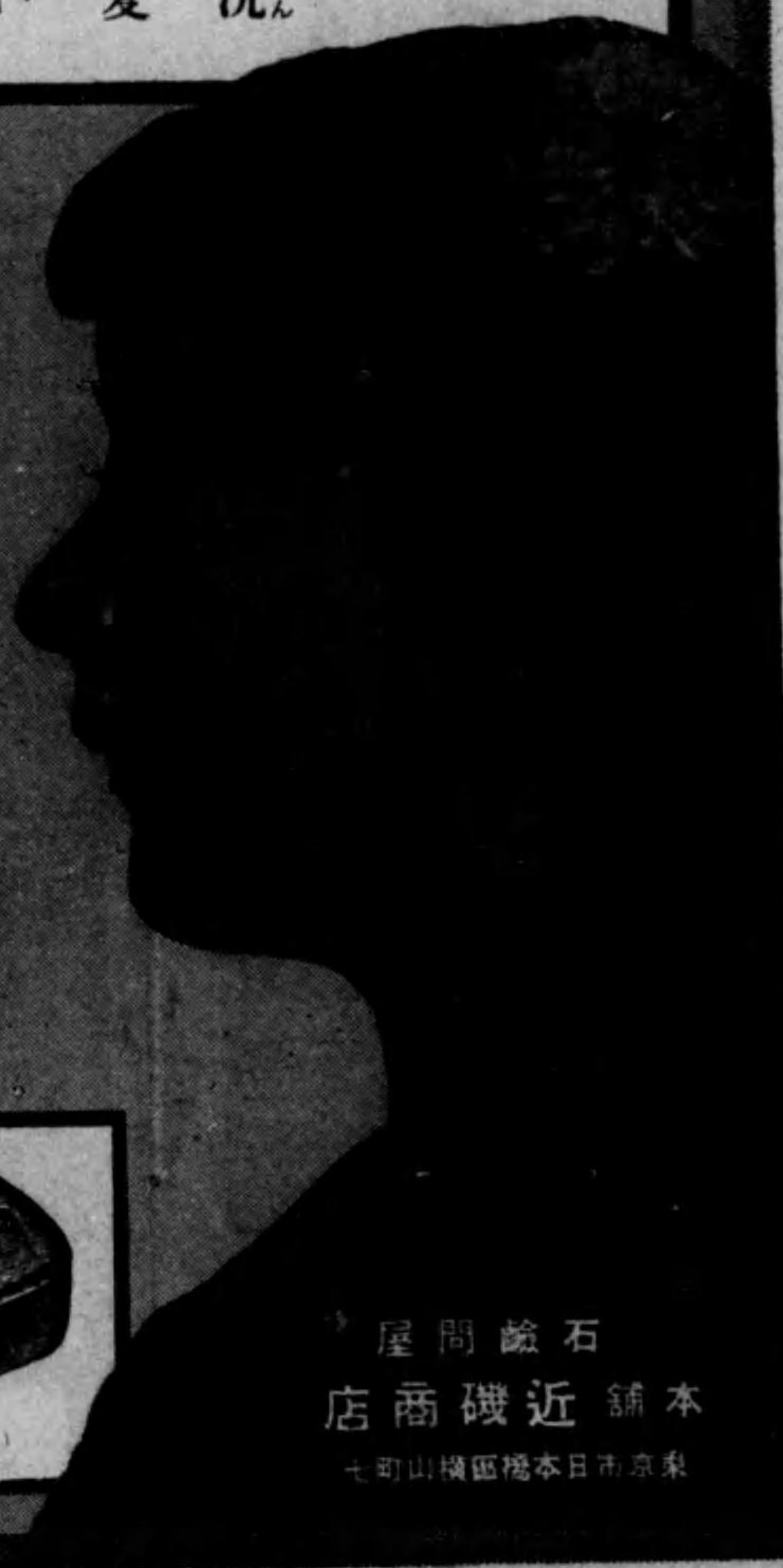
塚田商店

東京市本郷區湯島天神町三ノ十一

電話下谷 (83) 二二五六番  
七一二五番  
振替東京七九一四四番

ウツマキ石鹸

強<sup>ツ</sup>い肌  
清<sup>き</sup>いな肌  
入<sup>り</sup>浴<sup>び</sup>に洗<sup>い</sup>  
顔<sup>かほ</sup>に御<sup>ご</sup>愛<sup>あい</sup>  
用<sup>もち</sup>下<sup>さ</sup>さい



石 鹼 問 屋  
本 舗 近 磯 商 店  
東京市日本橋區橋本七丁目



齒 刷 子  
喫 煙 用 具  
眼 鏡 貨  
卸 造 製

榮冠齒刷子本舗

中文商店

東京市日本橋區橋本町五番地三  
電話浪花(67)二三六四番  
振替東京三〇二〇九番

大阪營業所  
天王寺區勝山通一ノ二五一  
電話天王寺(77)八六一九番

ウツマキ石鹸

強<sup>ク</sup>い肌  
清<sup>キ</sup>いな  
肌<sup>ノ</sup>を  
入<sup>レ</sup>浴<sup>シ</sup>  
顔<sup>ノ</sup>に  
用<sup>イ</sup>下<sup>サ</sup>  
さい





石 鹼 問 屋  
本 舖 近 磯 問 屋  
東 京 日 本 橋 區 山 七 町

齒 刷 子  
喫 煙 用 具  
眼 鏡 貨  
雜 貨

製 造 卸

榮冠齒刷子本舖

中文商店

東京市日本橋區橋町五番地  
電話浪花67三三六四番  
板替東京九番

大阪營業所  
天王寺區勝山通  
電話天王寺77八六一九番





石鹼・化粧品  
雜貨問屋  
冬の女王  
ギヨス  
薬草入  
懷爐灰  
發賣元



陸軍御用達  
有限公司  
川野立志堂  
東京市深川區清澄一丁目  
電話本所(73)一四七番



紳士淑女も……赤ちやんも……  
**牛乳石鹼**

牛乳石鹼本舖  
共進舎石鹼株式會社  
本店營業所 大阪旭區今福一中丁目一七七一番地  
電話電 川一五五三・〇四二・二四四  
東京市京東區木挽一丁目七番地  
電話東京 三六六

皇漢藥調劑・毛髮營養料  
**オン養毛水**

これこそ  
日本人の體質に最も合  
致せる、東洋三千年の  
昔から傳はる皇漢秘藥  
の養毛水、斷然ノ群を  
抜くその藥効



皇漢藥調劑・毛髮營養料  
**オン養毛ポマード**

多量に含まれた！  
皇漢藥が整髪と  
ともに毛根に滲  
透して、若禿、  
抜毛を防ぎ、フ  
ケ、カユミを去  
る特殊整髪料



オン養毛水本舖  
東京市京東區湯島天町  
電話下谷九七五番  
振替東京 三六九

セルロイド  
洋髮櫛製造卸

清水英商店

清水英一郎  
電話淺草(84)五八七九番  
振替東京八七二七一番

東京市淺草區鳥越二ノ一二

Tōhō

美肌力と薬効作用の素晴らしい

**トイホー** 洗 顔 **クリーム**

トイホー香水本舗

東寶薬化学研究所

東京市麻布区筈町八十二

Tōhō

定價(税込) 一・五五  
一・二三

セルロイド  
ラクトロイド  
生地  
製品  
問屋



株式  
会社

**三浦商店**

東京市浅草区浅草橋一丁目四番地

請地倉庫

電話浅草(84) 四三三二  
振替口座東京 九〇三二  
向島区香榎町四丁目六十二番地 一〇三二  
三六六五  
番番番番

キスミロ口紅

業界定評!

頬紅・まゆ墨

公

キスミロ口紅  
キスミロ眉墨  
六六五  
六〇〇

本 勢 伊  
店 本 半 勢 伊  
京 東

問屋 森友

協同油脂石鹼株式会社  
敷島香  
丸印燭香  
金鳥香  
ゲンブ粉末石鹼  
イマツ蠅取粉

特約店

あ森友商店

東京市日本橋区小網町二丁目  
電話茅場町 四四一〇番  
振替東京 二六二四番

みず眉院里巴

コー  
ト  
グ  
ラ  
ス



京東・舗本  
院里巴

國產  
香料



田村香料株式會社

大阪市東區淡路町二丁目三十五番地

電話北濱(23)六六九・二九二一

振替口座大阪二六六九一番

三國工場

和歌山工場

大阪市東區川區三國町

電話三國五四九番

和歌山縣海草郡下津町

電話下津四番

純無鉛

おせ知らび



店商田德

五町水清中谷區谷下市京東

石鹼化粧品問屋

皆様の

合資  
會社

脇田盛眞堂

東京市日本橋區横山町七番地一

電話浪花(67)〇〇四二番

# カツカ

優  
美  
精  
巧



賞川 案登録二四〇二六一番

ア花花花ヘマ稽アオ網洋日日本  
イ子子子丁ヤッ古ミ一髪用本本  
ン印子印印字ヤ毛用ミ製髪用髪用  
各印黒水カ及カハハカカハカカ  
種油引イトゲラカ各種毛ラララ

營業品目

切一料原じもか品飾頭品用髮結  
舖本 品飾頭印子丁花印マーバ

## 濱守利商店

一ノ二町壽區草淺市京東  
番四一九七(84)草淺話電  
番六三四七八京東替振

最新のカスガイ  
花丁字  
水カスガイ

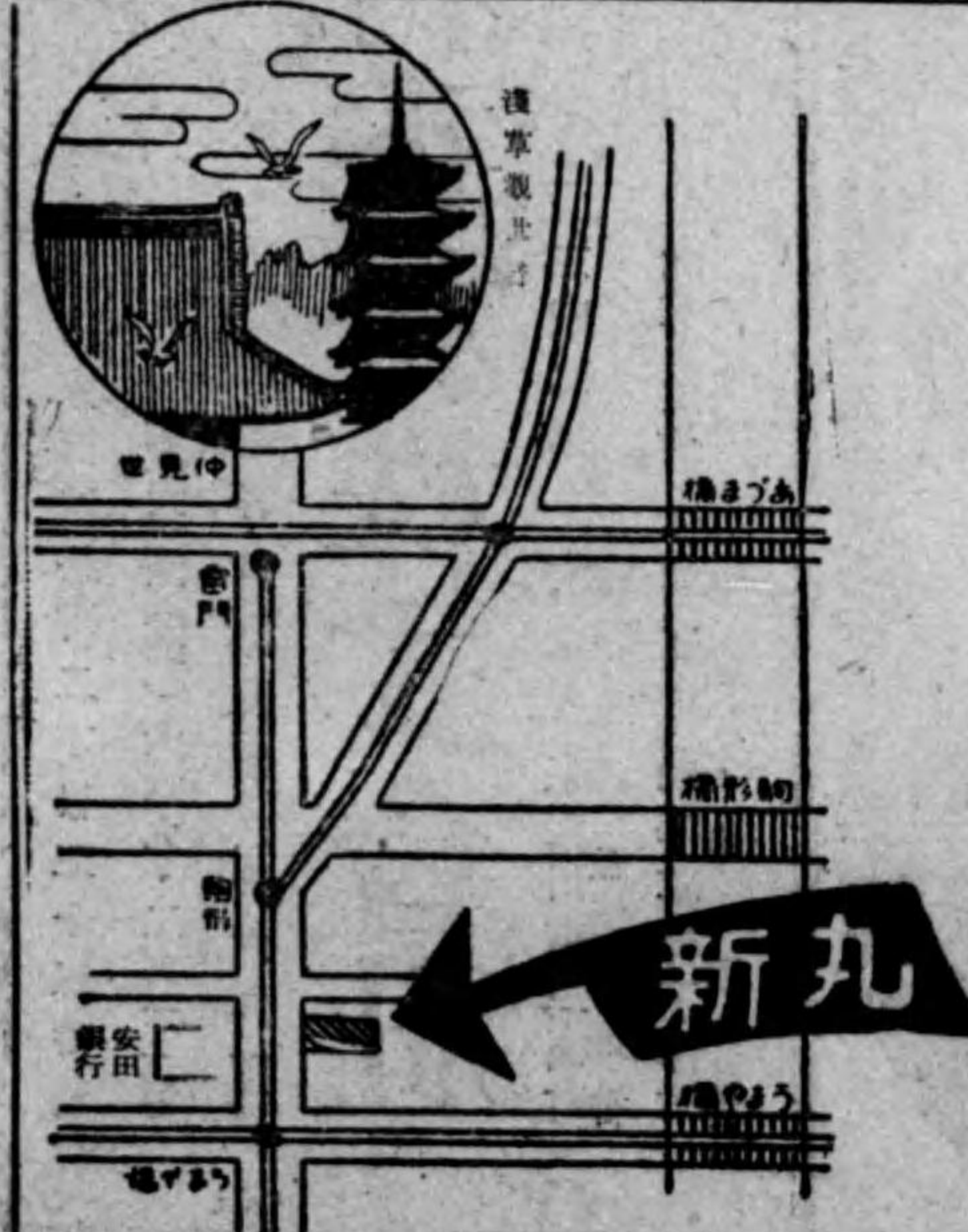
随當一代  
香子丁花

Pongee

### ポンジー 粉白粉

姉妹品  
香水・口紅・ホ・紅  
水白粉・煉白粉  
オーデオロン  
コロイドミルグ

發賣元 株式會社 岡本信太郎商店  
東京市京橋區京橋二丁目十三番地



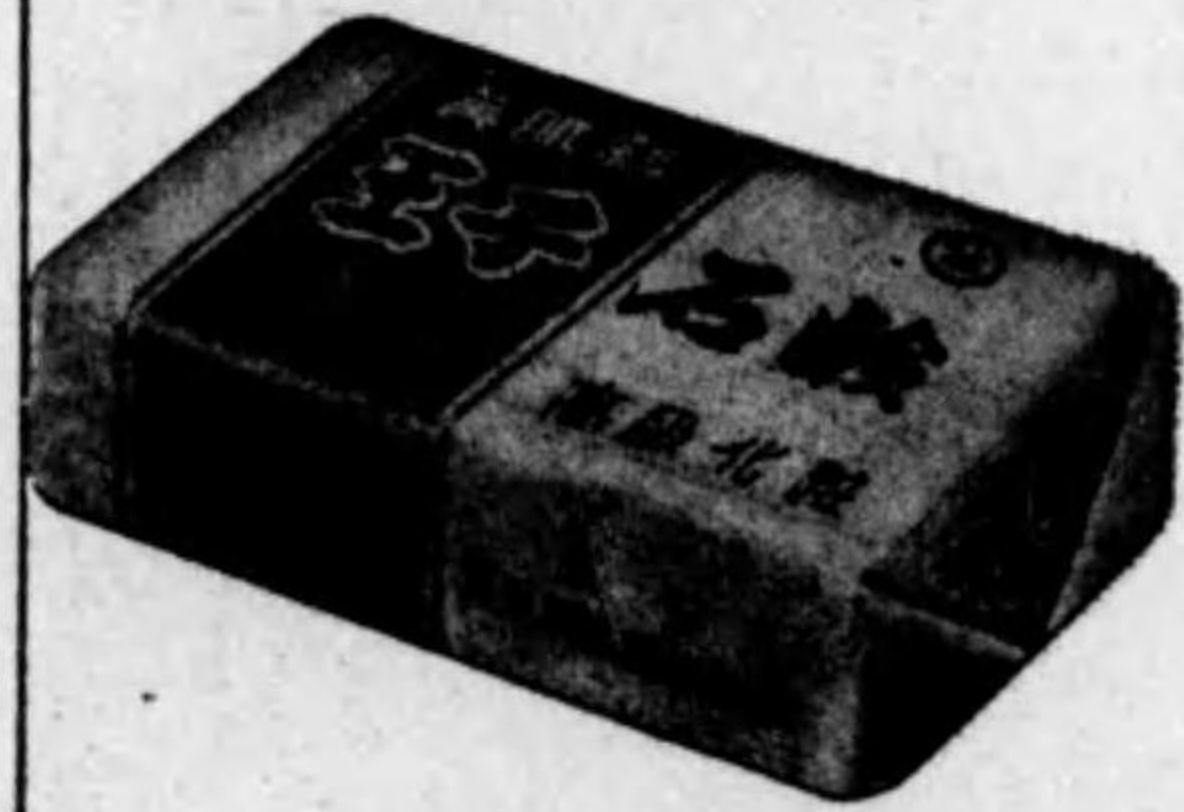
小間物頭飾雜貨帶留・頭飾品  
丸文粉末インキ東京營業所

合名會社  
**丸新東京店**

代表者 中川敏二

東京市淺草區駒形一ノ六  
電話淺草(84)二八五四番  
振替東京三九六五二番  
取引銀行安田銀行淺草支店

# 王子石鹼



化粧用  
洗濯用

公

王子石鹼株式會社



# 流線型石鹼

## 販賣店の店頭は

我々自らの賣場であります

卸業者たる自分達も常に

ほゞえみを以て直接

需要者に接してゐるのです

## 販賣店の繁榮は

結局こうした需要者への

絶對的奉仕觀念を抱ける

我々卸業者との融合によつてのみ

齎らされるのではないでせうか

## 各一流小賣店様取引

婦人頭飾品

婦人服飾品

子供用品、流行雜貨

東京小間物雜貨卸商業組合員・登録番號十八番

# 丸治商店

東京市日本橋區馬喰町三丁目

電話浪花二七〇七・振替東京四二六七

結髮實用具

服裝實用品

其他婦人身邊細貨類

## 各一流百貨店様取引

# 品製ルガーリ

毛髪榮養  
ベジリン 香水 リーガルローション  
頭髪用  
ユーモリンクリーム リーガルタルカンパウダー  
リーガルフラワーボマード リーガル口紅  
リーガルフリランチツク リーガル香水  
リーガルボマードチツク リビロ固煉齒磨

本 舗  
會 商 ル ガ ー リ

目丁三町石本・橋本日・京東  
五六九三(24)橋本日話電



# マーの五大製品

効薬るな著顯  
感用使るな適快

☆萬能皮膚寧でお化粧になる。  
マーシレックス  
☆齒と齒ぐきを丈夫にする専門家推奨の  
マー・煉齒磨  
☆マー煉齒磨の姉妹品  
マー・準煉齒磨  
☆齒と口中を清潔にし聲をよくする(吸入にもよし)  
マー・ローション  
☆髪のをなすつとけしたやかにする洋髪用液體シャンプー  
マー・セーモ



阪大ー京東 會商屋守 社會式株 舗本

主要製品  
 サクランホン  
 洗濯石鹸  
 サクランホン  
 化粧石鹼  
 硬化油  
 スチアリン  
 オレイン  
 グリセリン  
 燭  
 其他油脂製品

協同油脂株式會社  
 本社 東京都東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 大阪營業所 大阪市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 京都營業所 京都市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 名古屋駐在員 名古屋市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 協同油脂販賣株式會社  
 本社 東京都東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 大阪營業所 大阪市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 京都營業所 京都市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 名古屋駐在員 名古屋市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 天津石鹼工廠  
 本社 天津市漢口道西段三號 電話 二七三號  
 協同石鹼株式會社  
 本社 大阪市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 大阪營業所 大阪市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 京都營業所 京都市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 名古屋駐在員 名古屋市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 協同油脂株式會社  
 本社 東京都東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 大阪營業所 大阪市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 京都營業所 京都市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五  
 名古屋駐在員 名古屋市東區東區大目三丁目一番一號 電話 三〇七五

- 一 組合其他之に準ずるものゝ名稱及地區
  - 二 構成員(統制令第三條第一項の構成員を謂ふ以下同じ)たる資格及構成員の概數
  - 三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額及其の實施の日
  - 前項の認可申請書には左の書類を添附すべし
    - 一 定款又は規約の寫
    - 二 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額の算定基礎を明かにする書面
    - 三 前條の申請を爲すべき旨の決議書又は同意書の寫
    - 四 統制令第三條第一項の規定に依る認可の申請に在りては同令第二條第二項又は第三項の額に代るべき額を定むるを必要とする事由を明かにする書面
  - 第六條 統制令第二條第一項但書、第四條の二但書、第四條の四第一項但書若しくは第七條第一項但書の許可又は同令第三條第一項、第四條の四第一項若しくは第六條の二の認可には制限又は條件を附することあるべし
  - 第七條 主務大臣又は地方長官統制令第三條第一項又は第四條の四第一項の認可を爲したるときは左の事項を公示す
- 
- 一 組合其他之に準ずるものゝ名稱及地區
  - 二 構成員たる資格
  - 三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を爲したる額及其の實施の日
  - 四 認可に附したる制限又は條件
    - 第八條 統制令第三條第二項又は第四條の四第三項の處分は同令第三條第一項又は第四條の四第一項の認可を爲したる主務大臣又は地方長官處分の旨及前條各號に掲ぐる事項を公示することに依り之を爲す
    - 第九條 統制令第四條の規定に依る處分は主務大臣又は地方長官價格等の受領者に對し左の事項を通知するに依り之を爲す
      - 一 價格等の引下後の額
      - 二 引下實施の日
  - 前項の規定は統制令第四條の三の規定に依り同令第四條の規定を準用する場合に付之を準用す
  - 第十條 統制令第二條乃至第四條の規定は左に掲ぐる價格等には之を適用せず
  - 一 財團、營業及無體財產權の價格及貨貸料
  - 二 書畫骨董の價格
  - 三 鮮魚介類(冷凍魚介類及鰻を除く)、生蔬菜及生果實の價格
  - 四 家畜の價格及貨貸料並に家禽及立木竹の價格
- 
- 五 輸出品たる綿絲及輸出品の原料若しくは材料に用ふる綿絲(關東州、滿洲及支那向のものを除く)の價格
  - 六 生絲(玉絲及野蠶絲を除く)及繭及屑繭を除く)の價格
  - 第十一條 統制令第六條第二項の規定に依り法令を定むること左の如し(略)
  - 第十一條の二 統制令第六條の二の物の價格等の指定は物の性質、機能、構造等に鑑み其の價格等に付同令第七條又は海運統制令第八條若しくは第九條の規定に依り一般的に額の指定を爲すを著しく不適當又は困難を認めらるるものに限り之を爲すものとす
  - 前項の物の價格等の指定は告示に依りて之を爲す
  - 第十一條の三 統制令第六條の二の認可は主務大臣之を爲す
  - 第十一條の四 前條の認可の申請を爲さんとすものは氏名又は名稱、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項(物の價格以外の場合に在りては之に準ずる事項)を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし
  - 一 其の物の名稱、品種、構造、機能其他其の物の特質を明かにする事項
  - 二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其他の豫定販賣條件
  - 三 豫定販賣價格見積の根據
- 第十二條 統制令第七條の規定に依る額の指

定は主務大臣を爲すものとす但し主務大臣に於て地方長官が額の指定を爲すべき旨を定めたるものに付ては地方長官額の指定を爲すものとす

第十三條 統制令第七條の規定に依る額の指定は告示に依りて之を爲す但し軍機保護上告示を不適當とするものに付ては價格等の受領者に對する通知を以て之に代ふることを得

第十四條 統制令第十一條第一項の行政官廳は主務大臣又は地方長官とす  
第十五條 統制令第十二條第三號に掲ぐる價格等は左に掲ぐるものとす  
一 特殊保税工場の工場主が關東州、滿洲及支那以外の地に貨物を輸出する爲當該保税工場の作業に使用する物品を輸入する場合の價格  
二 前號に掲ぐる作業に依り生じたる貨物を關東州、滿洲及支那以外の地に輸出する爲販賣する場合の價格  
三 關稅法第六十三條第一項の規定に依り稅關長が貨物を買上ぐる場合の價格  
四 金地金、金の合金、金を主たる材料とする物及産金法の含金銅産物の價格並に金資金特別會計法に依り金資金を運用する場合の物の價格

國營の鐵道、軌道及自動車並に其の附帶の業務に關する運送賃、賃賃料、保管料、修繕料、荷役請負料、作業料、手数料、炭燒賃、生絲挽賃、肥料の加工賃  
統制令第十五條第五號の修繕料等を定むること左の如し  
一 農林畜水産業専用物品の修繕料  
第十九條 本令に於て主務大臣、主務大臣又は地方長官、地方長官とあるは陸上運送賃並に陸上運送に直接關聯する保管料、賃賃料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料、及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に關する事項に付ては第四條第一項第一號の場合を除くの外地方鐵道事業、軌道事業（人力又は馬力を動力とするものを除く）、旅客自動車運輸事業及事業區間を定むる貨物自動車運送事業に在りては鐵道大臣、人力又は馬力を動力とする軌道事業に在りては起點所在地を管轄する地方長官、小運送業に在りては所管鐵道局長、其の他の陸上運送事業に在りては主なる事業地を管轄する地方長官（東京府に於ては警視總監但し索道事業に在りては東京府知事及警視總監）とす但し第十四條の場合に在りては地方鐵道事業、軌道事業（人力又は馬力を動力とするものを除く）及自動車運輸事業を除くの外鐵道大臣及小運送業に在りては當該鐵道

料、使用料其の他の料金  
四 統制令施行地以外の地相互間（關東州、滿洲及支那の各地相互間を除く）に於ける運送の運送賃  
五 統制令施行地以外の地へ支拂又は統制令施行地以外の地より受領する保險料（統制令施行地と關東州、滿洲又は支那との間の運送に對する貨物の保險又は航海に對する船舶の保險を除く）及統制令施行地以外の地（關東州、滿洲及支那を除く）相互間の運送に對する貨物の保險又は航海に關する船舶の保險の保險料  
五の二 損害保險料以外の保險料  
六 再保險料  
七 日本船舶に非ざる船舶の賃賃料  
八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格及輸出價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸出品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格  
九 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則（昭和十五年商工省令第六十六號）第一條の規定に依る統制機關の指定輸出品の買取價格、販賣價格及統制機關が指定輸出

品物の輸出の委託を爲す場合に於ける統制機關の受領價格並に同令第六條の規定に依る配給機關の指定輸出品用原材料の買取價格、販賣價格及配給機關が指定輸出品用原材料の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の配給機關よりの受領價格  
十 昭和十五年商工省令第十五號（南洋に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る輸出調整機關の指定輸出品の買取價格、販賣價格及輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調整機關の受領價格並に同令第八條の規定に依る輸入調整機關が指定輸出品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格  
十一 國民更生金庫法に依り國民更生金庫が轉業又は廢業を爲す商工業業者等より物を買入る、場合の價格  
第十六條 第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類は各二通を提出すべし  
第十七條 主務大臣又は地方長官必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合其他の之に準ずるものを指定し其の第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得  
主務大臣必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合其他の之に準ずるものを指定し本令に定むるもの、外必要

局長、其の他の陸上運送等に在りては當該地方長官（東京府に於ては人力又は馬力を動力とする軌道事業を除くの外警視總監但し索道事業に在りては東京府知事及警視總監）とす

本令に於て主務大臣、主務大臣又は地方長官、地方長官とあるは船舶の價格、賃賃料、運航手数料及修繕料並に船舶の賃賃料、賃賃料又は運航委託の斡旋手数料並に水上運送賃並に水上運送に直接關聯する保管料賃賃料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に付ては總噸數百噸以上の汽船以外の船舶の賣買價格、賃賃料、運航手数料及運送賃並に船舶の修繕料並に水上運送に直接關聯する保管料、賃賃料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に在りては所轄通信局長（通信大臣の特に指定するものに關しては通信大臣）、其の他に在りては通信大臣とす但し専ら湖川を航行する船舶及總噸數二十噸未満の船舶（解船、曳船及總噸數五噸以上の運送船を除く）の賣買價格、賃賃料、運航手数料、運送賃及賣買、賃賃料又は運航委託の斡旋手数料並に總噸數五噸未満の船舶の製造價格及修繕料に在りては地方長官（東京府に於ては運送賃に在りては東京府知事及警視總監）とす  
本令に於て地方長官とあるは醫藥品の價格に關する事項に付ては東京府に於ては東京

府知事及警視總監とす  
附則  
本令昭和十四年十月二十日より之を施行す

### 會社經理統制令 中改正

昭和十六年九月十六日  
勅令第八百五十九號

會社經理統制令中左の通改正す  
第一條中「經理に關する命令に付ては」の下に「別に定むるものを除くの外」を加ふ  
第十一條第一號但書を左の如く改む  
但し左の事項に準ずる手當を除く  
社員手當に準ずる手當を除く  
第十二條第一號及第二號を左の如く改む  
一 支給せんとする役員報酬の合計金額が昭和十五年十月二十日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日）以後終了したる各事業年度に付支給したる役員報酬又は本條の規定に依り主務大臣の許可を受けたる役員報酬の事業年度毎の合計金額（當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度に付ては開令の定むる所に依り計算したる金額）の中最も多き金額（以下最高報酬と稱す）を超過するとき  
二 昭和十五年十二月二十日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五



日)以後終了したる各事業年度に付役員報酬を支給せざるとき  
同條第四號に左の但書を加ふ  
但し其の役員報酬の合計金額が合併後存続する會社の最高報酬額を超えざるときを除く

第十八條に左の但書を加ふ  
但し轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同業の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)又は特別の經歷若は技能を有する者に付主務大臣の許可を受けて爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず

第十九條 會社は附令の定むる限度を超えて社員の基本給料の増加支給(以下昇給と稱す)を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし  
前項の規定は左の各號の一に該當する昇給には之を適用せず  
一 入營したる社員(陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特別第四條第一項若は陸軍技術部將校の補充及現役期間の臨時特別第七條第一項の規定に依り短期現役に服する將校又は海軍々醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特別第一條の規定に依り短期現役に服する士官と爲りたる者を含む)、召集せられたる社員又は徵用せられたる社員退營し又は召集若は徵用を解除せられ會社の勤務に服したる場合に於て勤務に復す

以前其の設立後若は資本増加決算確定したる事業年度なき會社は附令の定むる所に依り機密費等の基準月額を定め主務大臣の承認を受くべし  
資本金百萬元以上の會社は機密費等の基準月額を増額せんとするときは主務大臣の許可を受くべし  
主務大臣は必要ありと認むるときは資本金百萬元以上の會社に對し機密費等の基準月額を減額すべきことを命ずることを得  
資本金百萬元以上の會社は毎事業年度に於て支出せんとする機密費等の合計金額が前四項の規定に依り報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額に當該事業年度の月數(曆に従ひ計算し一月未満の端數を生じたるときは之を一月に切上ぐ)を乗じて得べき金額を超ゆるときは主務大臣の許可を受くべし  
前五項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社には之を適用せず  
第二十九條の二 資本金百萬元以上の會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り附令の定むる所に従ひ毎事業年度に於ける寄附金其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む以下寄附金等と稱す)の豫定額を主務大臣に報告すべし  
前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て寄附金等を支出せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

したる後一年以内に當該社員に付爲す昇給  
二 基本給料が附令の定むる金額に達せざる社員に付爲す昇給にして其の昇給後の基本給料が附令の定むる金額を超えざるもの  
第二十六條中「役員離給與、」の下に「役員退職金」を加ふ  
第二十七條 削除  
第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日)現在に於て資本金百萬元以上の會社(第二項後段の會社を除く)は國家總動員法第三十一條の規定に依り附令の定むる所に従ひ機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む以下機密費等と稱す)の基準月額を主務大臣に報告すべし  
昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十月一日)以後設立(合併に因り設立を含む以下本項に於て同じ)せられたる資本金百萬元以上の會社若は資本増加(合併に因り資本増加を含む以下本項に於て同じ)に因り資本金百萬元以上と爲りたる會社又は同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日)以前設立せられたる資本金百萬元以上の會社若は資本増加に依り資本金百萬元以上と爲りたる會社にして同日

前二項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社には之を適用せず  
第二十九條の三 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し機密費等、寄附金等、福利施設其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む)又は研究費其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む)の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得  
第六章中第三十九條の前に左の三條を加ふ  
第二十八條の二 本令に依る許可又は承認に於て附令を以て定むるものに付申請書の提出ありたる場合に於て附令を以て定むる期間内に其の申請に關し會社に對し指令、照會又は通知の文書を發せざるときは其の期間満了の日に於て當該申請に付許可又は承認ありたるものと看做す  
第三十八條の三 會社は何等の名義を以てするを問はず本令に基く制限を免るる行爲を爲すことを得ず  
第三十八條の四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得  
第三十九條第一項を左の如く改む  
第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若は

同 施行規則 同附令第十四號  
電力調整令 昭和十四年十月勅令第七〇八號  
同 施行規則 昭和十四年十月通信省令第四六號  
同 施行規則 昭和十五年一月勅令第三六號  
青少年雇入制限令 昭和十五年一月勅令第三六號  
貨金統制令 昭和十五年十月勅令六七五號  
會社經理統制令 昭和十五年十月勅令第六八〇號、昭和十六年九月勅令八五九號  
從業者移動防止令 昭和十五年十一月勅令第七五〇號  
生活必需品統制令 昭和十六年四月勅令第三三三號  
貿易統制令 昭和十六年五月勅令五一八號  
同 施行規則 昭和十六年六月商工農林省令第九號、同七月同省令第一〇號  
醫藥品及衛生材料生産配給統制規則 昭和十六年五月厚生省令第一五號  
小麥粉等製造配給統制規則 昭和十六年七月農林省令第五十八號  
陸運統制令第二條による指定 昭和十六年八月鐵道省告示第一五三號  
重要産業團體令 昭和十六年八月勅令第八三一號  
同 施行規則 昭和十六年九月附令一九號  
配電統制令 昭和十六年八月勅令第八三二號  
會社所有株式評價臨時措置令 昭和十六年八月勅令第八三三號

業界關係  
法令索引

▽昭和九年年度發刊以來、本年鑑の「法規法令」欄に掲載された法規類の数はかなりの數に昇つてゐるが、それらに必要とする際舊年鑑を利用して頂くため、茲にその索引を掲げた。  
▽下部の數字は年鑑の年號であつて例へば⑨は昭和九年版年鑑に掲載されてあることを示す  
國家總動員法 昭和十三年四月法律第五十五號、昭和十六年三月法律第十九號改正  
價格統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三號、昭和十五年十月勅令第六七七號、昭和十六年九月勅令第八四一號  
同 施行規則 昭和十四年十月附令第一三號  
昭和十五年十月附令第一二號、昭和十六年一月附令第一號第二號、同五月附令第一三號、同九月附令第二一號  
貨金臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇五號  
同 施行規則 同年厚生省令第三四號  
同 勞働局長通牒  
同 會社職員給與臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇六號

第三十八條の規定に依る許可若し承認に關する處分若し指令、命令若し制限にして事案の重要なもの又は前條の規定に依る制限の解除若し義官の免除（第三十三條の規定に依る制限に關するものを除く）は會社經理審査委員會の議を経べし

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分若し指令にして事案の重要なもの又は第三十八條の四の規定に依る制限の解除にして第三十三條の規定に依る制限に關するものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條 第二項中「第十二條乃至第十五條」の下に「第十八條」を加へ、「又は第三十八條」を「第三十八條又は第三十八條の四」に改む

第四十二條 中「稅務監督局長」を「稅務局長」に、「稅務署長」を「稅務局出張所長」に改む

附則  
本令は公布の日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋諸島に在りては昭和十六年十月一日より之を施行す

本令施行前從前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年度に付同項第一號に掲ぐる支出の豫定額を報告したる會社が當該事業年度に於て其の豫定額の範圍内に於て爲す機密費等の支出には第二十九條第五項の改正規定は之を適用せず

本令施行前會社が從前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年

度に付爲したる同項第二號に掲ぐる支出の豫定額は之を第二十九條の二第一項の改正規定に依り爲したる報告と看做す

本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては仍從前の例に依る

（參照）昭和十五年十月十九日勅令第六百八十號會社經理統制令抄録

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同（ジ）第十一條の規定に依る會社の利益金の處分償却其の他經理に關する命令に付ては本令の定むる處に依る

第十一條 役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ但し在動手當其の他特定の事由に依り特定の役員に對し支給するものを除く

第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし

一 支給せんとする役員報酬の合計金額が直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額（當該事業年度の月數と異なる場合に於ては開令の定むる所に依り計算したる金額）を超過するとき

二 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざるとき

株式價格統制令 昭和十六年八月勅令第八三四號

金屬類回收令 昭和十六年八月勅令第八三五號

同 回收物件及施設指定規則 昭和十六年九月勅令第二〇號

重要輸出品取締法 昭和十一年五月法律第二六號

輸出入品等に關する臨時措置に關する件 昭和十二年九月法律第九二號

臨時輸出入許可規則 同年十月商工省令第二三號

輸入石鹼取締規則 大正四年六月農商務省令第一〇號

輸出獸毛製刷毛取締規則 大正十年八月農商務省令第二六號

關東州、滿洲國及び中華民國向輸出調整に關する件 昭和十四年九月商工省令第五三〇號

重要輸出品取締法施行規則改正 昭和十四年六月商工省令第二六號

輸出石鹼指定標準 同商工省令第一三一號

輸出刷子統制令 同年十一月商工省令第三一一號

奢侈品等製造販賣制限規則 昭和十五年七月商工省令第二二號

製造禁止販賣制限除外規定 昭和十五年十月商工省令第十七號

同規則による物品指定 昭和十五年七月商工省令第三三九號、同第三四〇號、同第三四一號、同第三四二號、同商工省令第八四九號、第八五〇號、第八五一號改正 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟

特免指定 昭和十五年九月商工省令第五〇二號

同規則第二條第二項による販賣禁止商品 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟

小麥粉等配給統制規則 昭和十五年八月農務省令第六五號

澱粉類配給統制規則 昭和十五年八月農務省令第六八號

ニツケル使用制限規則 昭和十五年八月商工省令第六二號

圓域輸出調整令 昭和十五年八月商工省令第六六號

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則 昭和十五年十一月農務省令第一〇六號

用紙規格規則 昭和十五年十一月商工省令第九四號、同十二月同省令一〇九、十六年三月同省令一九號

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則 昭和十五年十二月商工省令第一〇六號、十六年一月同省令第五號

石油配給統制規則改正 昭和十五年十二月商工省令第一〇九號

同 石油副生物指定 昭和十五年十二月商工省令第八七〇號

同 硬化油等配給統制規則 昭和十六年五月商工省令第四九號

同 第一條の指定 昭和十六年五月商工省令

四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき

第十八條 會社は開令の定むる限度を超えて社員の初任基本給料を支給することを不得す

第十九條 會社は開令の定むる限度を超えて社員の基本給料を増加支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲に必要ありと認むるときは會社に對し役員若し社員の給與の金額若し支給方法に關し必要な命令を爲し又は役員難給與第二十條各號に掲ぐる社員手當若し社員退職金の準則の制定、變更若し廢止を命ずることを得

第二十七條 會社は何等の名義を以てするを問はず本章の規定に依る制限を免るる目的を以て役員又は社員に對し給與を支給することを不得す

第二十九條 會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り開令の定むる所に從ひ毎事業年度に於ける左の各號に掲ぐる支出（利益金處分に依るものを含む）の豫定額を主務大臣に報告すべし

一 機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出

二 寄附金其の他之と同様の性質を有する支出

三 開令を以て定むる福利施設費

四 前號に掲ぐる福利施設費以外の福利施設費其の他之と同様の性質を有する支出

五 研究費其の他之と同様の性質を有する支出

前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て前項第一號に掲ぐる支出を爲すことを不得す

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出を爲したるときは其の旨を遲滞なく主務大臣に報告すべし

主務大臣は必要ありと認むるときは第一項第一號、第二號、第四號又は第五號に掲ぐる支出の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得

第三十九條 第一項

第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は前條の規定に依る許可若し承認に關す處分

又は指定、命令若し制限にして事案の重要なるものは會社經理審査委員の議を経べし  
第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定にして事案の重要なものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員の議を経べし  
第四十一條 第二項

大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は第三十八條の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし  
第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしむることを得  
大藏大臣は稅務監督局長若し稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は稅務監督局長、稅務署長若し其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

### 會社經理統制令 施行規則中改正

昭和十六年九月十七日  
閣令第二十二號

第三條中「最近に於ける總勘定元帳殘高表」を「當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類」に改む  
第五條第一項を左の如く改む  
令第十二條に於ける當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度の金額は其の事業年度に付支給したる役員報酬又は主務大臣の許可を受けたる役員報酬の合計金額を其の事業年度の月數を乗じて得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす  
第十五條第二號中「前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ」を削る  
第十六條の二 令第十八條の規定に依り轉職者又は特別の經歷若し技能を有する者の初任基本給料の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第九號の二様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第十七條第一項中「社員」を「昇給該當者(令第十九條第二項各號の昇給該當者を除く以下同じ)」に改む  
第十七條の二 令第十九條第二項第二號の金額は別表に掲ぐる金額を月額としたる金額とす  
第二十四條第一項第一號中(甲)、(乙)及(丙)を左の如く改む

(甲) 國債證券、貯蓄債券若し報國債券を以て支給し又は郵便貯金、銀行への預金若し信託會社への金銭信託と爲さしめ當該會社に於て當該國債證券、貯蓄債券若し報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若し信託したる金銭の拂戻に付組合長の承認を要するものに限る」と爲さしむるもの  
(丙) 甲又は乙に規定するもの外主務大臣の承認を受けたる方法  
第三十一條 令第二十九條第一項の基準月額とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)に於て支出したる機密費等の合計金額を其の二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)の月數を以て除して得たる金額とす  
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは之を切捨つ  
令第二十九條第一項の規定に依り機密費等の基準月額を主務大臣に報告すべき會社は昭和十六年十月十六日迄に別表第十九號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし  
第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依り機密費等の基準月額に付主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因り設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本増加又は合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若し合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若し合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては同日以前其の設立後資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り機密費等の基準月額の増額に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依り同項に規定する金額を超過る機密費等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條の二 令第二十九條の二第一項の規定に依り寄附金等の豫定額を主務大臣に報告すべき會社は毎事業年度開始の三十日以前迄(設立又は合併に因る設立後最初の事

- 示第四四二號
- 鐵製品製造制限規則 昭和十六年九月商工省令第八二號
- 同 物品指定 昭和十六年九月商工省令第八四八號
- 退職積立金及退職手當法 昭和十一年法律第四十三號
- 商店法 昭和十二年三月法律第二八號
- 同 施行令 同年八月勅令六一九號
- 同 施行規則 同厚生省令第二十五號
- 臨時租稅增徴法 昭和十二年三月法律第三號
- 北支事件特別稅法 同八月法律第六六號
- 同 施行規則 同勅令第四一九號
- 支那事變特別稅法 昭和十三年三月法律第一號
- 同 施行規則 同勅令第二〇〇號
- 同 勅令第六〇〇號
- 醫療關係者職業能力申告令 昭和十三年八月勅令第六〇〇號
- 暴利行為取締規則 昭和十四年十二月商工農林省令第一號、改正十五年六月同省令第一號、十六年七月同省令第一號
- 同 規則の規定による様式に關する件 昭和十五年六月商工農林省令第九號
- 同 規定の例外的場合指定 昭和十五年七月東京府警視廳告示第一號
- 物品稅法 昭和十五年三月法律第四〇號
- 商工省所管重要物資現在高調査規則 昭和十六年二月商工省令第七號、同八月同省令第七四號

報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若し金銭信託の通帳若し證書を本人又は家族の病氣其の他已むを得ざる事由を生じたる場合の外當該社員退職に至る迄保管するもの  
(乙) 當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋に依る貯蓄(國債證券、貯蓄債券若し報國債券の買入又は郵便貯金、銀行への預金若し信託會社への金銭信託)にして組合規約の定むる所に依り當該國債證券、貯蓄債券若し報國債券の賣却又は當該郵便貯金、銀行預金若し信託したる金銭の拂戻に付組合長の承認を要するものに限る」と爲さしむるもの  
(丙) 甲又は乙に規定するもの外主務大臣の承認を受けたる方法  
第三十一條 令第二十九條第一項の基準月額とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)に於て支出したる機密費等の合計金額を其の二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)の月數を以て除して得たる金額とす  
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは之を切捨つ  
令第二十九條第一項の規定に依り機密費等の基準月額を主務大臣に報告すべき會社は昭和十六年十月十六日迄に別表第十九號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし  
第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依り機密費等の基準月額に付主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因り設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本増加又は合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若し合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若し合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては同日以前其の設立後資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り機密費等の基準月額の増額に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依り同項に規定する金額を超過る機密費等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條の二 令第二十九條の二第一項の規定に依り寄附金等の豫定額を主務大臣に報告すべき會社は毎事業年度開始の三十日以前迄(設立又は合併に因る設立後最初の事

式に依る報告書を主務大臣に提出すべし  
第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依り機密費等の基準月額に付主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因り設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本増加又は合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若し合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若し合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては同日以前其の設立後資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り機密費等の基準月額の増額に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依り同項に規定する金額を超過る機密費等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし  
第三十四條の二 令第二十九條の二第一項の規定に依り寄附金等の豫定額を主務大臣に報告すべき會社は毎事業年度開始の三十日以前迄(設立又は合併に因る設立後最初の事

- 同規則による調査物資 昭和十六年九月商工省令第七八二號
- 國民更生金庫法 昭和十六年三月法律第四二號
- 同 施行令 昭和十六年六月勅令七三一號
- 國民勞務手帳法 昭和十六年三月法律第四八號
- 重要物產同業組合法 明治卅三年三月法律第三五號、大正五年三月法律第一五號改正
- 同 施行規則 大正五年五月省令第八號、大正七年七月省令第二四號改正、大正九年八月省令第二五號改正
- 同 第十條の四第三項の規定による重要輸出品の種類 大正七年七月省令第二四〇號追加、同十月省令第三三三號追加
- 重要物產同業組合及同聯合會の取扱に關する件
- 同業組合準則 明治十七年十一月達第三七號
- 明治卅五年五月省令第六號改正
- 化粧品取締規則 昭和七年八月警視廳令第二四號、昭和十三年七月同令第二二號改正
- 化粧品營業取締規則 昭和十五年九月警視廳令第三十九號
- 含鉛白粉禁止法 昭和九年十二月內務省令第三五號
- 同 昭和十年二月朝鮮總督府令第三號
- 賣藥部外品取締規則 昭和七年七月內務省令第二五號

業年度に在りては其の事業年度開始後三十日以内)に別表第二十二號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし但し昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前に開始する事業年度(同年九月十七日以後の設立又は合併に因る設立後最初の事業年度を除く)に關する報告書は同年十月十六日迄に之を提出すべし

は承認は左の各號に掲ぐるものとす
一 令第二十四條第二項の規定に依る承認にして令第二十四條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則に關するもの
二 令第二十五條の規定に依る許可にして令第二十四條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更に關するもの

- 同 各廳府縣施行細則
警視廳令 昭和七年第二三號、昭和十年第二四號改正
京都府令 昭和七年七二號
大阪府令 昭和七年五五號
神奈川縣令 昭和七年六八號
兵庫縣令 昭和七年四九號
長崎縣令 昭和七年三九號
新瀉縣令 昭和七年七九號
埼玉縣令 昭和七年五九號
千葉縣令 昭和七年一五號
茨城縣令 昭和七年三三號
群馬縣令 昭和七年二八號
栃木縣令 昭和七年一八號
奈良縣令 昭和七年一〇號
三重縣令 昭和七年一〇號
愛知縣令 昭和七年一〇號
山梨縣令 昭和七年一〇號
滋賀縣令 昭和七年一〇號
岐阜縣令 昭和七年一〇號
長野縣令 昭和七年一〇號
福井縣令 昭和七年一〇號
石川縣令 昭和七年一〇號
富山縣令 昭和七年一〇號
鳥取縣令 昭和七年一〇號

〔參照〕 昭和十五年十月十日 令第十三號會社經理統制令施行規則抄錄
第三條 令第五條の規定に依り合併後最初の事業年度の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に最近に於ける總勘定元帳高表並に合併前の各會社の合併前三事業年度の貸借對照表損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

給與を受け居りたる者を謂ふ)に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額の百分の百に相當する金額が別表に掲ぐる金額を超えるときは其の金額但し前號に該當する場合を除く
第十七條第一項
令第十九條の限度は各昇給期に於ける社員の基本給料月額の昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日(初めて昇給する者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月数の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

- 二號改正、昭和九年三八號
鳥根縣令 明治四十四年五二號、大正十五年六〇號改正、昭和八年四九號
岡山縣令 昭和九年一九號
廣島縣令 昭和七年四一號
山口縣令 同年六八號
和歌山縣令 同年八三號
德島縣令 昭和八年一號
香川縣令 昭和七年五〇號
愛媛縣令 昭和十年四八號
高知縣令 昭和八年二九號
福岡縣令 同年三一號
大分縣令 昭和七年六六號
熊本縣令 同年四七號
鹿兒島縣令 昭和八年
沖繩縣令 昭和七年二六號
北海道廳令 同年三七號
賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第一四號改正
同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正
臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號
毒物劇物營業取締規則(摘要) 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正
同 改正 昭和十年內務省令第四四號第四五